除スルコトヲ得ヘシ

(七) 英本國政府ハ非自治植民地及保護領カ現ニ英帝國内ノ何レカノ地方ニ對シテ與ヘツツアル特惠ヲ「オーストラリア」ニ對シテモ與フルヤウ取計フヘシ但シ一九三〇年ノ關稅協定ニ基キ北部「ローデシヤ」カ南阿聯邦、南部「ローデシヤ」及南阿高級委員會地域ニ對シテ與フル特惠ハ此限リニアラス（第七條）

(八) 英本國政府ハ附屬戊表ニ揭クル植民地及保護領カ「オーストラリア」產ノ左記貨物ニ對シ同表ニ揭クル特惠ヲ與フルヤウ取計フヘシ（第七條及附屬戊表）

(イ)「バター」、「チーズ」、「ベーコン」、「ハム」、肉罐詰、「コンデンス、ミルク」、粉「ミルク」

(ロ) 果實罐詰、野菜罐詰、乾果實、生果實、「ジャム」、「ゼリー」

(ハ)「ブランデー」、葡萄酒

(ニ)「ビスケット」、糖菓、粉類、木材、其他

第二 「オーストラリア」側ノ與ヘタル利益

(一)「オーストラリア」ニ輸入セラルル英本國品ニ對シテハ左記ノ特惠ヲ與フヘク「オーストラリア」政府ハ右原則ニ副ハサル現行關稅ヲ速ニ改正スヘシ（第八條及附屬己表）

(イ) 英本國品カ無稅ナルカ又ハ從價一割九分ヲ超エサル關稅ヲ課セラレタルモノナルトキハ英特惠稅率ト最惠待遇ヲ受クル外國ヨリ輸入セラルル同種ノ貨物ニ課セラルル稅率トノ差額ハ最少從價一割五分トス

(ロ) 英本國品カ從價一割九分ヲ超エ且從價二割九分ヲ超エサル關稅ヲ課セラルルモノナルトキハ英特惠稅率ト最惠待遇ヲ受クル外國ヨリ輸入セラルル同種ノ貨物ニ課セラルル稅率トノ差額ハ最少從價一割七分五厘トス

(ハ) 英本國品カ從價二割九分ヲ超ユル關稅ヲ課セラルルモノナルトキハ英特惠稅率ト最惠待遇ヲ受クル外國ヨリ輸入セラルル同種ノ貨物ニ課セラルル稅率トノ差額ハ最少從價二割トス但シ右差額ヲ維持スル結果從價七割五分ヲ超ユル關稅ヲ設クルコトナキモノトス

(二) 前項ノ原則ニ對シテハ左記ノ例外ヲ設ク（第八條及附屬己表）

(イ) 商業ニアラサル目的ヲ以テ生產セラレタル貨物ニハ右原則ヲ適用セス

(ロ) 英、濠兩政府ニ依リ右原則ノ適用ヲ不必要ト認メラレタル特殊貨物ハ除外ス

(ハ) 附屬己表第二部ニ揭ケラルル貨物ニ對シテハ右原則ヲ適用セス但シ右貨物ニ對シテハ大體現行ノ特惠「マーヂン」ヲ維持スヘシ

附屬己表第二部ニハ「オーストラリア」關稅表中ヨリ約十五品目ヲ摘出シテ之ヲ掲ケタルカ天鵞絨、「ネクタイ」製造用布帛、造花、高度炭素鋼及合金鋼、「タイプライター」、印刷機、計算機、硝子、醫藥類等ヲ其ノ主ナルモノトス

(三)「オーストラリア」政府ハ現行關稅中ノ英本國品ニ對スル特惠「マーヂン」ニシテ前述(一)ニ掲クル原則ヲ超過スルモノヲ其儘維持スヘシ但シ附屬己表第三部ニ掲クル貨物ニ付テハ右特惠「マーヂン」ヲ該表下段ニ掲クル限度迄縮少スルノ權利ヲ留保ス(第八條及附屬己表)

附屬己表第三部ニハ「オーストラリア」關稅表中ヨリ約十三品目ヲ摘出シテ掲ケタルカ絹布帛、「レース」類、帽子、靴等ノ裝飾材料、手袋、乃物、「スプーン」、「フォーク」、硝子製「ランプ」、硝子器類、小間物類等ヲ其ノ主ナルモノトス

(四)「オーストラリア」ニ於テ保護關稅ヲ設クルニ當リテ左記ノ原則ニ從フヘシ(第九條及第一〇條)

(イ)保護ヲ與ヘラルル產業ハ確實ニ且合理的ニ成功ノ見込アルモノニ限ルヘキモノトス

(ロ)保護稅率ハ經濟的且能率的ニ生產セラルル場合ニ於テ必要ナリト認メラルル生產費ヲ基礎トシテ英本國品カ充分合理的ニ競爭シ得ル限度ヲ超エサルコトヲ要ス尤モ未タ基礎ノ確立セサル產業ニ付テハ特殊ノ考慮ヲ加フルモノトス

(五)「オーストラリア」政府ハ速ニ關稅委員會ヲシテ「オーストラリア」ノ現行保護關稅カ前記(四)項ノ原則ニ合致セルヤ否ヲ審査セシムヘク且合致セサルモノアルトキハ英本國品ニ對スル右稅率ヲ之ニ合致スルヤウ改正スヘシ(第一一條)

前記ノ關稅委員會ノ審議ニ際シテハ英本國ノ生產者ハ之ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得ヘシ(第一三條)

(六)「オーストラリア」政府ハ英本國品ニ對シ新シク保護關稅ヲ設ケ若ハ之ニ對スル現行關稅ヲ增加スル場合ニハ關稅審議會ノ勸告セル額ヲ超ユルコトナカルヘシ(第一二條)

英本國ノ生產者ハ前記ノ關稅審議會ニ出席シテ其ノ意見ヲ開陳スルコトヲ得ヘシ(第一三條)

(七)「オーストラリア」政府ハ英本國品ニ對シ左記ノ取扱ヲナスヘキコトヲ約ス(第一四條)

(イ)或貨物ノ輸入ヲ禁止シタル一九三二年五月十九日ノ布告ヲ成ルヘク速ニ廢止スルコト

(ロ)一九三二年五月二十四日「オーストラリア」政府ハ英本國品ニ對シ左記ノ取扱ヲナスヘキコトヲ約ス(第一四條)

(イ)或貨物ノ輸入ヲ禁止シタル一九三二年五月十九日ノ布告ヲ成ルヘク速ニ廢止スルコト

(ロ)一九三二年五月二十四日「オーストラリア」政府ハ英本國品ニ對シ左記ノ取扱ヲナスヘキコトヲ約ス(第一四條)

(イ)或貨物ノ輸入ヲ禁止シタル一九三二年五月十九日ノ布告ヲ成ルヘク速ニ廢止スルコト

ル附加課金ヲ成ルヘク速ニ撤廢スルコト

(ハ)「オーストラリア」ノ財政カ許ス限リ速ニ割增稅(「プライメーヂ、デューティー」)ヲ輕減又

ハ廢止スルコト

(八)「オーストラリア」政府ハ非自治植民地、保護領、「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ

(イ) 英本國政府ノ要求アルトキハ現ニ英本國ニ與ヘツツアル一切ノ特惠ヲ與フヘク

(ロ) 附屬庚表ニ揭ケタル是レ等ノ地方ノ產品ニ對シ同表ニ定メタル特惠ヲ與フヘシ(第一五條及附屬庚表)

附屬庚表ニ揭ケタル物品ハ「ゴム」類、各種ノ精油、「バナナ」、「ココア」(生ノモノ)、果汁、貯藏果實、椰子ノ實、石墨及黑鉛、「セーゴー」及「タピオカ」、蒸餾酒、「ラム」酒、海綿、木材、煙草、各種ノ香味料等トス

第三節 英本國及「ニュー、ジーランド」間協定

英本國及「ニュー、ジーランド」間ノ協定ハ一九三二年八月二十日附ヲ以テ英本國代表「スタンリ、ボールドウイン」及「ニュー、ジーランド」代表「ジエー、ジー、コーツ」間ニ締結セラレ協定本文十三箇條ノ外附屬表五箇及附屬書翰一通ヲ有セリ效力ハ締結ト同時ニ發生スルモノト定メラレタルモ協定ノ實體ヲナス各種ノ事項ハ締約兩政府ニ於テ夫々國內ニ於ケル立法其ノ他ノ措置ヲ要シタリシヲ以テ事實上協定ノ履行セラレタルハ締結後數旬ノ後ナリトス有效期間五ケ年ニシテ爾後六ケ月ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ヘキ旨規定セラレタリ

左ニ本協定ノ要旨ヲ略述スヘシ

第一 英本國側ノ與ヘタル利益

(一)「ニュー、ジーランド」產品及西部「サモア」委任統治地域ノ產品ハ英本國ニ於テ一九三二年十一月十五日後ニ於テモ同年制定ノ輸入關稅法ニ定ムル從價一割ノ輸入稅及同法ニ基キ課セラルヘキ附加關稅ヲ免除セラルヘシ(第一條)

英本國政府カ一九三二年ノ輸入關稅法ヲ制定スルニ當リ「オタワ」會議ニ於ケル懸引ヲ見越シ自治領、印度及南「ローデンヤ」等ニ對シテ特ニ同年十一月十五日迄右關稅法ノ定ムル一般輸入稅及附加關稅ヲ免除スルコトト爲シタルハ前編ニ記述シタル通ナルカ「ニュー、ジーランド」及西部「サモア」委任統治地域ノ產品ハ本取極ニ依リ十一月十五日後ニ於テモ協定ノ存續中無稅取扱ヲ繼續セラルルコトトナレリ一九三二年ノ輸入關稅法ハ少數ノ免稅品ヲ除キ英本國ニ輸入セラルル總テノ貨物ニ對シ從價一割ノ關稅ヲ課シタルノミナラス各種ノ食料品、工業品及農產園藝品等ニ對シテハ更ニ附加關稅トシテ相當高率ノ稅ヲ併課シタルヲ以テ是等ノ關稅ヲ一括免除

スヘキ旨ノ本取極ハ英本國ニ於テ諸外國品トノ競爭上「ニユー、ジーランド」及西部「サモア」産品ニ對シ少ナカラサル便益ヲ與フルモノト云フヘシ

右取極ニ對シテハ左記ノ留保ヲ設ケタリ

卽チ「ニユー、ジーランド」産ノ卵、家禽、「バター」、「チーズ」及其ノ他ノ乳製品ノ無稅輸入期間ハ三ケ年トシ右三ケ年ノ期間滿了後ハ英本國政府ハ「ニユー、ジーランド」産ノ前記貨物ニ對シ特惠「マーヂン」（外國品ニ對スル稅率ト英帝國品ニ對スル稅率トノ差）ヲ維持シ乍ラ特惠關稅ヲ課スルコトトスルカ若ハ「ニユー、ジーランド」政府ト協議ノ上輸入割當制度ヲ實施スルコトアルヘシ（附屬甲表）

右留保ハ英本國ニ於ケル農業保護ノ見地ヨリ設ケラレタルモノナリ

(二) 英本國政府ハ外國産ノ左記貨物ニ對シ附屬乙表ニ規定スル限度迄現行輸入稅ヲ引上ケ若ハ新ナル輸入稅ヲ設クヘシ（第二條及附屬乙表）

「バター」、「チーズ」、生ノ林檎及梨、卵（殼付）、「コンデンス、ミルク」、粉「ミルク」、蜂蜜

右外國産品ニ對スル稅率引上ノ結果「ニユー、ジーランド」品カ競爭上有利トナルヘキハ言ヲ俟タス

(三) 英本國政府ハ「ニユー、ジーランド」政府ノ同意ナキ限リ外國産ノ左記貨物ニ對シ一九三二年ノ輸入關稅法ニ依リ課セラルヘキ從價一割ノ輸入稅ヲ輕減スルコトナカルヘシ（第三條及附屬丙表）

脂、肉罐詰、腸詰用腸管、乾酪素、肉越幾斯及肉精、乾豌豆、牧草及「クローバー」ノ種子、革、「コプラ」、乳糖、「ゴム」類

(四) 英本國政府ハ英本國内及自治領ニ於ケル畜産業ノ保護助長ノ爲「オタワ」協定ノ存續中冷凍ノ羊肉、仔羊肉及牛肉ノ英本國ノヘ輸入ヲ制限スヘシ右輸入制限ハ肉類ノ價格ヲ充分ニ利益ヲ齎ラス程度迄騰貴セシメ且英本國市場ニ於ケル自治領ノ輸入割當ヲ漸次增加スルコトヲ其ノ唯一ノ目的トナスヘク而シテ是レ等ノ目的ノ爲英本國及「ニユー、ジーランド」兩政府ハ夫々左記ノ措置ヲ講スヘシ（第四條及附屬書翰）

(イ) 英本國政府ハ外國産ノ冷凍羊肉、冷凍仔羊肉及冷凍牛肉ノ英本國輸入ヲ一九三二年六月三十日ニ終ル一ケ年間ノ各同一時期ニ比シ一九三三年一月乃至三月ハ一割五分同年七月乃至九月ハ二割同年十月乃至十二月ハ二割五分一九三四年一月乃至三月ハ三割同年四月乃至六月ハ三割五分ニ制限スヘク爾後「オタワ」協定ノ殘存期間ハ兩政

府間ニ別段ノ協定ヲ爲ササル限リ三割五分ヲ下ラサル額タケ縮少スヘシ

(ロ) 英本國政府ハ一九三三年一月乃至三四年六月ノ期間ニ於ケル外國產ノ冷藏牛肉ノ英本國輸入ヲ制限シテ一九三一年七月乃至三二年六月ノ十二ケ月間ニ於ケル輸入量ヲ超過セシムルコトナカルヘク且其後ニ於テモ兩政府間ニ別段ノ取極ヲナササル限リ「オタワ」協定ノ期間內ハ右輸入率ヲ增加セサルヘシ

(ハ) 英本國政府ハ國內養豚業改善ノ爲外國產「ベーコン」等ノ輸入ヲ制限シ以テ國內及自治領ノ豚生產品ノ供給增加ヲ計ル意嚮ナルカ右ノ場合ニ於テハ「ニュー、ジーランド」產ノ「ベーコン」及豚肉ニ對シテモ適當ナル輸入割當額ヲ與フヘシ

(ニ) 英本國政府ハ一九三四年六月三十日ニ至ル迄「ニュー、ジーランド」ヨリノ總テノ肉類ノ輸入ヲ一切制限セサルヘシ

(ホ) 「ニュー、ジーランド」政府ハ一九三二年十月乃至三三年九月ノ期間ニ於ケル「ニュー、ジーランド」產ノ冷凍羊肉及冷凍仔羊肉ノ英本國向輸出量ヲ二十萬噸ニ制限スヘク更ニ三三年十月乃至三四年九月ノ期間ニ於ケル輸出量ヲ其ノ五分增ニ止ムヘシ又曆年一九三三年度ノ輸出量ハ三一年七月一日乃至三二年六月三十日ノ期間即チ「オタワ」會議開催ノ前月ヲ終リトスル一ケ年間ノ輸出量ト同一ニ止ムヘシ

(ヘ) 「ニュー、ジーランド」政府ハ一九三二年十月乃至三三年九月ノ期間ニ於ケル冷凍牛肉ノ英本國向輸出量ヲ二萬二千噸即チ前期ニ比シ略ホ其ノ一割增ヲ以テ最大限トナスヘシ

(ト) 英本國及「ニュー、ジーランド」兩政府ハ一九三三年中ニソレ迄ノ實績ニ照シ恒久的政策ヲ協定スヘシ

(チ) 前各項ノ規定ニ拘ハラス外國產肉類ノ輸入制限ニ依リ或肉類ノ供給カ英本國消費者ノ需要ヲ充タスニ足ラサルニ至リタルトキハ其ノ供給カ再ヒ適量ニ達スル迄英本國政府ハ右制限ヲ解除スルコトヲ得ヘシ

(五) 英本國政府ハ非自治植民地及保護領カ現ニ英帝國內ノ何レカノ地方ニ對シテ與ヘツツアル特惠ヲ「ニュー、ジーランド」ニ對シテモ與フルヤウ取計フヘシ但シ一九三〇年ノ關稅協定ニ基キ北部「ローデシヤ」カ南阿聯邦、南部「ローデシヤ」及南阿高級委員會地域ニ對シテ與フル特惠ハ此限ニアラス

第二 「ニュー、ジーランド」政府ハ英本國產ノ左記貨物ニ對スル現行輸入稅ヲ夫々其ノ下ニ揭ケタル利益

(一) 「ニュー、ジーランド」側ノ與ヘタル利益

ル限度ニ輕減スヘシ（第六條及附屬丁表）

糖菓（從價二割七分五厘）、出來合ノ衣類（從價二割七分五厘）、莫大小類（從價二割七分五厘）、絹布及人絹布（無稅）

(二)「ニュー、ジーランド」政府ハ一切ノ英本國品ニ對スル輸入附加稅（關稅ノ四十分ノ九又ハ二十分ノ一）ヲ免除スヘシ（第六條）

一九三〇年ノ「ニュー、ジーランド」改正關稅法第五條ハ少數ノ例外ヲ除キ「ニュー、ジーランド」ニ輸入セラルル一切ノ有稅品ニ對シ該物品ニ對スル關稅額ノ四十分ノ九又ハ二十分ノ一ノ附加稅ヲ課スヘキ旨定メタルカ本項ノ取極ニ依リ英本國品ハ右附加稅ヲ一切免除セラルルコトトナレリ

(三)「ニュー、ジーランド」政府ハ現行關稅ニ於テ英本國品ニ與ヘツツアル特惠「マーヂン」中其ノ額從價二割（又ハ其ノ相當額）ヲ超エサルモノハ之ヲ縮少セサルヘク又從價二割（若ハ其ノ相當額）ヲ超ユルモノニ付テハ英本國政府ノ同意ナキ限リ之ヲ從價二割（又ハ其ノ相當額）未滿ニ縮少セサルヘシ（第一〇條）

(四)「ニュー、ジーランド」政府ハ英本國品ニシテ他ノ點ニ於テ無稅ナルモノニ對シ現ニ賦課スル從價三分ノ割增稅（「プライメーヂ、デューティー」）ハ之ヲ增額セサルヘク且財政狀態ノ許ス限リ速ニ之ヲ廢止スヘシ（第一一條）

(五)「ニュー、ジーランド」政府カ英本國品ノ競爭ニ對シ「ニュー、ジーランド」國內ノ產業ヲ保護スル爲保護關稅ヲ設クルニ當リテハ左ノ原則ニ從フヘシ（第七條及第八條）

(イ) 保護セラルヘキ產業ハ確實ニ且合理的ニ成功ノ見込アルモノニ限ルヘキモノトス

(ロ) 保護稅率ハ經濟的且能率的ニ生產セラルル場合ニ於テ必要ナリト認メラルル生產費ヲ基礎トシテ英本國品カ充分合理的ニ競爭シ得ル限度ヲ超エサルコトヲ要ス

(六)「ニュー、ジーランド」政府ハ現行ノ保護關稅ヲ審查シタル上若シ前項ノ原則ニ副ハサルモノアルトキハ成ルヘク速ニ之ヲ右原則ニ合致スル程度迄輕減スヘシ（第八條）

(七)「ニュー、ジーランド」政府ハ非自治植民地、保護領、「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ

(イ) 現ニ英本國ニ與ヘツツアル一切ノ特惠ヲ與フヘク

(ロ) 是レ等地方產ノ左記貨物ニ對シ附屬戊表ニ揭クル特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第一二條

及附屬戊表）

「アスファルト」、葉巻煙草、「ココア」、「コーヒー」、「ラム」酒、香味料類

第四節　英本國及「ニューファウンドランド」間協定

英本國及「ニューファウンドランド」間ノ協定ハ一九三二年八月二十日附ヲ以テ英本國代表「スタンリ、ボールドウィン」及「ニューファウンドランド」代表「エフ、シー、アルダーダイス」間ニ署名セラレ協定本文九箇條及附屬表五箇竝ニ附屬書翰一通ヲ有セリ效力ハ署名ト同時ニ發生シ有效期間五ケ年ニシテ爾後六ケ月ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ヘキ規定ナリ

左ニ本協定ノ要旨ヲ記述スヘシ

第一　英本國側ノ與ヘタル利益

(一)「ニューファウンドランド」産品ハ英本國ニ於テ一九三二年十一月十五日後ニ於テモ同年制定ノ輸入關稅法ニ定ムル從價一割ノ輸入稅及同法ニ基キ課セラルヘキ附加關稅ヲ免除セラルヘシ（第一條）

尤モ右無稅輸入ニ關シテハ左ノ留保條件アリ卽チ「ニューファウンドランド」産ノ卵、家禽、「バター」、「チーズ」及其ノ他ノ乳製品ノ無稅輸入期間ハ締約後三ケ年ト シ右三ケ年ノ期間滿了後ハ英本國政府ハ「ニューファウンドランド」産ノ前記貨物ニ對シ特惠「マーヂン」（外國品ニ對スル稅率ト英帝國品ニ對スル稅率トノ差）ヲ維持シ乍ラ特惠關稅ヲ課スルコトトスルカ若ハ「ニューファウンドランド」政府ト協議ノ上輸入割當制度ヲ實施スルコトアルヘシ（附屬甲表）

英本國政府カ一九三二年ノ輸入關稅法ヲ制定スルニ當リ「オタワ」會議ノ開催ヲ見越シ自治領、印度等ニ對シテ特ニ同年十一月十五日迄右關稅法ノ定ムル一般輸入稅及附加關稅ヲ免除スルコトト爲シタルハ前編ニ記述シタル通ナルカ「ニューファウンドランド」産品ハ本取極ニ依リ十一月十五日後ニ於テモ協定ノ存續中無稅取扱ヲ繼續セラルルコトトナレリ一九三二年ノ輸入關稅法ハ少數ノ免稅品ヲ除キ英本國ニ輸入セラルル總テノ貨物ニ對シ從價一割ノ關稅ヲ課シタルノミナラス各種ノ食料品、工業品及農產園藝品等ニ對シテハ更ニ附加關稅トシテ相當高率ノ稅ヲ併課シタルヲ以テ是等ノ關稅ヲ一括免除スヘキ旨ノ本取極ハ英本國ニ於テ諸外國品トノ競爭上「ニューファウンドランド」品ニ對シ少ナカラサル便益ヲ與フルモノト云フヘシ家禽、卵及乳製品等ニ對スル留保條件ハ專ラ英本國內ノ農業保護ト「ニューファウンドランド」側ノ利益トヲ調和センカ爲ニ設ケラレタル便法ナリ

(二)　英本國政府ハ外國產ノ肝油ニ對スル輸入稅ヲ一「ガロン」ニ付一志四片ニ又冷藏鮭及冷凍鮭ニ

及附屬戊表）

「アスファルト」、葉巻煙草、「ココア」、「コーヒー」、「ラム」酒、香味料類

第四節　英本國及「ニューファウンドランド」間協定

英本國及「ニューファウンドランド」間ノ協定ハ一九三二年八月二十日附ヲ以テ英本國代表「スタンリ、ボールドウィン」及「ニューファウンドランド」代表「エフ、シー、アルダーダイス」間ニ署名セラレ協定本文九箇條及附屬表五箇竝ニ附屬書翰一通ヲ有セリ效力ハ署名ト同時ニ發生シ有效期間五ケ年ニシテ爾後六ケ月ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ヘキ規定ナリ

左ニ本協定ノ要旨ヲ記述スヘシ

第一　英本國側ノ與ヘタル利益

(一)「ニューファウンドランド」產品ハ英本國ニ於テ一九三二年十一月十五日後ニ於テモ同年制定ノ輸入關稅法ニ定ムル從價一割ノ輸入稅及同法ニ基キ課セラルヘキ附加關稅ヲ免除セラルヘシ（第一條）

尤モ右無稅輸入ニ關シテハ左ノ留保條件アリ卽チ「ニューファウンドランド」產ノ卵、家禽、「バター」、「チーズ」及其ノ他ノ乳製品ノ無稅輸入期間ハ締約後三ケ年トシ右三ケ年ノ期間滿了後ハ英本國政府ハ「ニューファウンドランド」產ノ前記貨物ニ對シ特惠「マーヂン」（外國品ニ對スル稅率ト英帝國品ニ對スル稅率トノ差）ヲ維持シ乍ラ特惠關稅ヲ課スルコトトスルカ若ハ「ニューファウンドランド」政府ト協議ノ上輸入割當制度ヲ實施スルコトアルヘシ（附屬甲表）

英本國政府カ一九三二年ノ輸入關稅法ヲ制定スルニ當リ「オタワ」會議ノ開催ヲ見越シ自治領、印度等ニ對シテ特ニ同年十一月十五日迄右關稅法ノ定ムル一般輸入稅及附加關稅ヲ免除スルコトト爲シタルハ前編ニ記述シタル通ナルカ「ニューファウンドランド」產品ハ本取極ニ依リ十一月十五日後ニ於テモ協定ノ存續中無稅取扱ヲ繼續セラルルコトトナレリ一九三二年ノ輸入關稅法ハ少數ノ免稅品ヲ除キ英本國ニ輸入セラルル總テノ貨物ニ對シ從價一割ノ關稅ヲ課シタルノミナラス各種ノ食料品、工業品及農產園藝品等ニ對シテハ更ニ附加關稅トシテ相當高率ノ稅ヲ併課シタルヲ以テ是等ノ關稅ヲ一括免除スヘキ旨ノ本取極ハ英本國ニ於テ諸外國品トノ競爭上「ニューファウンドランド」品ニ對シ少ナカラサル便益ヲ與フルモノト云フヘシ家禽、卵及乳製品等ニ對スル留保條件ハ專ラ英本國內ノ農業保護ト「ニューファウンドランド」側ノ利益トヲ調和センカ爲ニ設ケラレタル便法ナリ

(二)　英本國政府ハ外國產ノ肝油ニ對スル輸入稅ヲ一「ガロン」ニ付一志四片ニ又冷藏鮭及冷凍鮭ニ

對スル輸入稅ヲ一封度ニ付一片半ニ夫々引上クヘシ（第二條及附屬乙表）

(三) 英本國政府ハ「ニューファウンドランド」政府ノ同意ナキ限リ外國產ノ鱈及海產貝殼ニ對シ一九三二年ノ輸入關稅法ニ依リ課セラルヘキ從價一割ノ輸入稅ヲ輕減スルコトナカルヘシ（第三條及附屬丙表）

(四) 英本國政府ハ非自治植民地及保護領カ現ニ英帝國內ノ何レカノ地方ニ對シ與ヘツツアル特惠ヲ「ニューファウンドランド」ニ對シテモ與フルヤウ取計フヘシ（第四條）

第二　「ニューファウンドランド」側ノ與ヘタル利益

(一) 「ニューファウンドランド」政府ハ附屬丁表ニ揭クル種類ノ英本國品ニ對シ一九三三年七月一日ヨリ同表ニ規定セル特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第五條及附屬丁表）

附屬丁表ニハ「ニューファウンドランド」關稅表中ヨリ約六十品目ノ貨物ヲ選ヒテ揭ケタルカ其ノ主ナルモノハ糖菓、機械、器具及工具類、建築用金物、綿製品、羊毛製品、亞麻製品、小間物類、出來合ノ衣類、帽子、靴、醫藥、紙、「ゴム」管及「タイヤ」、石鹼、香水、齒磨粉及其ノ他化粧品、文房具、樂器、自動車等ナリ

尙特惠「マーヂン」ハ從價一割ヲ原則トナシ或種ノ貨物ニ付テハ「ニューファウンドランド」ノ財收ノ減少ヲ來ス虞アル場合右特惠「マーヂン」ヲ從價一割以下ニ縮少シ得ヘキ旨定メタリ

(二) 「ニューファウンドランド」政府ハ豫算上差支ナキ場合ニハ一九三三年七月一日ヨリ實施スヘキ改正關稅法中ニ關稅賦課ノ爲ニスル「ポンド」貨ノ評價ニ付新シク有利ナル規則ヲ設クヘシ（第六條）

(三) 「ニューファウンドランド」政府ハ非自治植民地、保護領、「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ

(イ) 英本國政府ノ要求アルトキハ現ニ英本國ニ與ヘツツアル一切ノ特惠ヲ與フヘク又

(ロ) 是等地方產ノ「コーヒー」、「オレンヂ」、「レモン」、椰子ノ實、茶、「トマト」ニ對シ附屬戊表ニ定ムル特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第七條及附屬戊表）

第三　其他ノ重要規定

(一) 現ニ實施中ノ「ニューファウンドランド」及「ジャマイカ」間協定ニ依リ「ジャマイカ」カ「ニューファウンドランド」ニ於テ有スル特惠「マーヂン」ニシテ本協定ニ定ムル處ヨリ大ナルモノアルトキハ右特惠「マーヂン」ハ前記協定ノ有效期間中存續セシメラルヘシ（第八條）

(二) 英本國政府ハ「ニューファウンドランド」ノ「ワバナ」鐵鑛ヲ英本國ニ大量ニ輸入スルコトカ

「ニューファウンドランド」經濟界ノ爲ニ最モ重要ナルコトヲ認メ從ッテ右鐵鑛ノ英本國輸入ニ關シ關係當業者間ニ滿足ナル取極ノ成立セサリシ場合「ニューファウンドランド」政府カ直チニ本協定ヲ廢棄シ得ヘキコトヲ認ムヘシ而シテ右廢棄通告アリタル場合ニハ本協定ハ第四、第七及第八條竝ニ附屬戊表ヲ除キ其ノ他ハ悉ク廢止セラルヘシ（附屬書翰）

第五節　英本國及南「アフリカ」間協定

英本國及南「アフリカ」間ノ協定ハ一九三二年八月二十日附ヲ以テ英本國代表「スタンリー、ボールドウィン」及南阿代表「エヌ、シー、ハヴェンガ」間ニ署名セラレ協定本文十四箇條及附屬表八箇ヨリ成レリ效力ハ署名ト同時ニ發生スルモノト定メラレタルモ協定ノ實體ヲ爲ス各種ノ事項ハ締約兩政府ニ於テ夫々國內ニ於ケル立法其ノ他諸般ノ實施手續ヲ踏マサルヘカラサリシヲ以テ事實上協定ノ履行セラレタルハ署名後數旬ノ後ナリトス有效期間五ケ年ニシテ爾後六ケ月ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ヘキ旨規定セリ又本協定ニ於テハ西南「アフリカ」委任統治地域ヲ協定ノ適用上南阿聯邦ノ一部ト見做スヘキ旨定メタリ

左ニ本協定ノ內容ヲ要約スヘシ

第一　英本國側ノ與ヘタル利益

(一)　南阿產品ハ英本國ニ於テ一九三二年十一月十五日後ニ於テモ同年制定ノ輸入關稅法ニ定ムル從價一割ノ輸入稅及同法ニ基キ課セラルヘキ附加關稅ヲ免除セラルヘシ（第一條）

尤モ右無稅輸入ニ關シテハ左ノ留保條件アリ卽チ南阿產ノ卵、家禽、「バター」、「チーズ」及其ノ他ノ乳製品ノ無稅輸入期間ハ締約後三ケ年トシ右三ケ年ノ期間滿了後ハ英本國政府ハ南阿產ノ前記貨物ニ對シ特惠「マーヂン」（外國品ニ對スル稅率ト英帝國品ニ對スル稅率トノ差）ヲ維持シ乍ラ特惠關稅ヲ課スルコトスルカ若ハ南阿政府ト協議ノ上輸入割當制度ヲ實施スルコトアルヘシ（附屬甲表）

英本國政府カ一九三二年ノ輸入關稅法ヲ制定スルニ當リ「オタワ」會議ノ開催ヲ見越シ自治領、印度及南「ローデシャ」等ニ對シテ特ニ同年十一月十五日迄右關稅法ノ定ムル一般輸入稅及附加關稅ヲ免除スルコトト爲シタル通ナルカ南阿產品ハ本取極ニ依リ十一月十五日後ニ於テモ協定ノ存續中無稅取扱ヲ繼續セラルルコトトナレリ一九三二年ノ輸入關稅法ハ少數ノ免稅品ヲ除キ英本國ニ輸入セラルル總テノ貨物ニ對シ從價一割ノ關稅ヲ課シタルノミナラス各種ノ食料品、工業品及農產園藝品等ニ對シテハ更ニ附加關稅トシテ相當高率ノ稅ヲ併課シタルヲ以テ是等ノ關稅ヲ一括免除スヘキ旨ノ本取極ハ英本國ニ於テ諸外國品トノ競爭上南阿

產品ニ對シ少ナカラサル便益ヲ與フルモノト云フヘシ家禽、卵及乳製品等ニ對スル留保條件ハ專ラ英本國內ノ農業保護ト南阿側ノ利益トヲ調和セシメカ爲ニ設ケラレタル便法ナリ

(二) 英本國政府ハ外國產ノ左記貨物ニ對シ附屬乙表ニ定ムル處ニ從ヒ現行輸入稅ヲ引上ケ若ハ新・ナル輸入稅ヲ設クヘシ（第二條及附屬乙表）

「オレンヂ」、「ザボン」、桃、油桃、梅、葡萄、林檎、梨（以上何レモ生ノモノ）、乾果實、果實罐詰、玉蜀黍、卵（殼付）、「バター」、「チーズ」、「コンデンス、ミルク」、粉「ミルク」、銅等

尤モ右物品中銅ニ對スル關稅ノ引上ハ英帝國內ノ銅生產者カ世界的價格ヲ超過セサル價格ヲ以テ引續キ英本國ニ右品ヲ供給スルコトヲ以テ條件トナス

(三) 英本國政府ハ南阿產葡萄酒（「ブルーフ、スピリット」二十七度ヲ超エサルモノ）ニ對シ一「ガロン」ニ付二志ノ特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第三條及附屬丙表）

(四) 英本國政府ハ南阿政府ノ同意ナキ限リ外國產ノ左記貨物ニ對シ一九三二年ノ輸入關稅法ニ依リ課セラルヘキ從價一割ノ輸入稅ヲ輕減スルコトナカルヘシ（第四條及附屬丁表）

「ワトル」皮、「ワトル」皮ヨリ作リタル「タンニン」越幾斯、玉蜀黍製品、乾果實、果汁、鯨油、鯨製品、「ザリガニ」、生ノ「イソアイナメ」、牡蠣殼粉、落花生豆、山羊皮、「ムラサキウマゴヤシ」ノ種子、蜀黍及蜀黍粉、黃楊材、馬鈴薯、腸詰用腸管、駝鳥羽毛等

(五) 英本國政府ハ南阿政府ノ同意ナキ限リ現行關稅ニ於テ南阿產ノ砂糖及葡萄酒（三ノ場合ヲ除ク）ニ對シテ與ヘツツアル特惠「マーヂン」ヲ縮少スルコトナカルヘシ（第四條）

(六) 英本國政府ハ南阿產葉煙草ニ對シ現ニ與ヘツツアル特惠「マーヂン」（一封度ニ付二志二分ノ一片）ヲ本協定成立ノ日ヨリ十ケ年間維持スヘシ（第六條）

(七) 英本國政府ハ羊肉及仔羊肉ノ英本國ヘノ輸入統制ヲナスニ當リテハ南阿產ノ羊肉及仔羊肉ノ爲ニ規定ヲ設クヘシ（第七條）

(八) 英本國政府ハ非自治植民地及保護領カ現ニ英帝國內ノ何レカノ地方ニ對シ與ヘツツアル特惠ヲ南阿ニ對シテモ與フルヤウ取計フヘシ（第八條）

第二　南阿側ノ與ヘタル利益

(一) 南阿政府ハ附屬戊表ニ揭クル種類ノ英本國品ニ對シ同表ニ定ムル特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第九條及附屬戊表）

附屬戊表ニハ南阿關稅表ヨリ十九品目ヲ選ヒテ揭ケタルカ其ノ主ナルモノハ魚類罐詰、肉類罐詰、起重機、鑛山用機械器具、機關車、電池、「ラヂオ」裝置、「タイプライター」、布製及「ゴ

ム」製短靴、化粧石鹸等ニシテ又特惠「マーヂン」ハ大體從價五分乃至從價一割五分ナリ

(二) 南阿政府ハ附屬己表ニ揭クル種類ノ綿布帛、人絹布帛、綿又ハ人絹ノ莫大小下着類ニ付

(イ) 外國品ニ對シテハ右己表中ニ定ムル從價稅ヲ課スヘク又

(ロ) 英本國品ニ對シテハ現ニ與フル特惠「マーヂン」ヲ縮少セサルヘシ(第一〇條及附屬己表)

(三) 南阿政府ハ附屬庚表ニ揭クル種類ノ英本國品ニ對シ現ニ與フル特惠「マーヂン」ヲ縮少セサルヘシ(第一一條及附屬庚表)

附屬庚表ニハ南阿關稅表中ヨリ約二十九品目ヲ選ヒテ揭ケタルカ其ノ主ナルモノハ莫大小製靴下、「レース」、綿布帛、撚糸、自動自轉車、及物、琺瑯器、凹器、電球、「ランプ」器具、瓦斯又ハ電氣ノ發生、貯藏、傳送、配給等ニ用フル機械、器具、裝置及用具等、銅電線、鐵及鋼、電氣計量器、電氣料理器具、電氣加熱器具、瓦斯、水道、下水等ニ用フル管及配管用筒竝ニ管具、硝子板、「ゴム」管及「ゴムタイヤ」、紙、望遠鏡、双眼鏡等ナリ

(四) 南阿政府ハ非自治植民地、保護領、「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ

(イ) 英本國政府ノ要求アルトキハ現ニ英本國ニ與ヘツツアル一切ノ特惠ヲ與フヘク又

(ロ) 是等地方産ノ「コーヒー」、「アスファルト」及「ピチュメン」ニ對シ附屬辛表ニ揭クル特惠ヲ與フヘシ(第一二條及附屬辛表)

第六節 英本國及印度間協定

英本國及印度間ノ協定ハ一九三二年八月二十日附ヲ以テ英本國代表「スタンリ、ボールドウィン」及印度代表「アトゥル、シー、チャタージー」間ニ署名セラレ協定本文十四箇條及附屬表八箇竝ニ附屬書輸一通ヲ有セリ效力ハ署名ト同時ニ發生スルモノト定メラレタルモ協定ノ實體ヲ爲ス各種ノ事項ハ締約兩政府ニ於テ夫々國內ニ於ケル立法其ノ他ノ諸般ノ實施手續ヲ踏マサルヘカラサリシヲ以テ事實上協定ノ全部カ效力ヲ發生シタルハ署名後數旬ノ後ナリトス有效期間ニ關シテハ他ノ協定ト異リ一定期間ヲ設ケス六ケ月ノ豫告ヲ以テ何時ニテモ廢棄シ得ヘキ旨規定セリ

左ニ本協定ノ要旨ヲ記述スヘシ

第一 英本國側ノ與ヘタル利益

(一) 印度品ハ英本國ニ於テ一九三二年十一月十五日後ニ於テモ同年制定ノ輸入關稅法ニ定ムル從價一割ノ輸入稅及同法ニ基キ課セラルヘキ附加關稅ヲ免除セラルヘシ(第一條)

尤モ印度產鐵及鋼ノ英本國ヘノ無稅輸入ハ印度側カ英本國產ノ電鍍板ニ對シ附屬書輸ニ定ムル

特惠ヲ與フルコトヲ以テ條件トス（附屬書翰）

英本國政府カ一九三二年ノ輸入關稅法ヲ制定スルニ當リ「オタワ」會議ニ於ケル懸引ヲ見越シ自治領、印度及南「ローデシヤ」等ニ對シテ特ニ同年十一月十五日迄右關稅法ノ定ムル一般輸入稅及附加關稅ヲ免除スルコトト爲シタルハ前編ニ記述シタル通ナルカ印度產品ハ本取極ニ依リ十一月十五日後ニ於テモ協定ノ存續中無稅取扱ヲ繼續セラルルコトトナレリ一九三二年ノ輸入關稅法ハ少數ノ免稅品ヲ除キ英本國ニ輸入セラルル總テノ貨物ニ對シ從價一割ノ關稅ヲ課シタルノミナラス各種ノ食料品、工業品及農產園藝品等ニ對シテハ更ニ附加關稅トシテ相當高率ノ稅ヲ併課シタルヲ以テ是等ノ關稅ヲ一括免除スヘキ旨ノ本取極ハ英本國ニ於テ諸外國品トノ競爭上印度產品ニ對シ少ナカラサル便益ヲ與フルモノト云フヘシ（第一條）

(二) 英本國政府ハ外國產ノ左記貨物ニ對シ附屬甲表ニ定ムル處ニ從ヒ現行輸入稅ヲ引上ケ若ハ新ナル輸入稅ヲ設クヘシ（第二條及附屬甲表）

小麥（粒狀）、米、蓖麻子油、亞麻仁油、椰子油、落花生油、菜種油、胡麻油、鹽化「マグネシュウム」、亞麻仁

尤モ右ノ內小麥ニ對スル關稅ハ英帝國內ノ生產者カ世界的價格ヲ超過セサル價格ヲ以テ英本國內ノ需要ヲ充タスニ足ル數量タケ英本國ニ供給シ得サルカ又ハ供給スルコトヲ欲セサル場合ニハ撤廢セラルヘシ（第五條）

(三) 英本國政府ハ印度產「コーヒー」ニ對シ「ハンドレッドウェート」ニ付九志四片ノ特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第三條及附屬乙表）

(四) 英本國政府ハ印度產ノ左記貨物ニ對シ

(イ) 現ニ與フル特惠「マーヂン」ヲ縮少セサルヘク又

(ロ) 英帝國內ノ他ノ地方ヨリ輸入セラルル同種品ニ對シ一層大ナル特惠ヲ與フルトキハ右特惠ヲ印度品ニモ及ホスヘシ（第四條）

茶、「コイア」糸、椰皮蓆、晒ササル綿織糸（四十番手以下ノモノ）、綿製品、粗革皮、黃麻製品、種子油精及種子油精粉、「バラフィン」蠟、香味料、「チーク」及其ノ他ノ硬木、毛織ノ地氈及敷物、糠及麩、碾割米及碎米、煙草、蓖麻子、菱苦土石、白檳油、花崗岩ノ鋪石及緣石、落花生豆、鉛尤モ右ノ內鉛ニ關シテハ前記(二)小麥ニ對スルト同樣ノ留保條件アリ（第五條）

(五) 英本國政府ハ印度產葉煙草ニ對シ現ニ與ヘツツアル特惠「マーヂン」（一封度ニ付二志二分ノ一片）ヲ本協定成立ノ日ヨリ十ケ年間維持スヘシ（第六條）

(六) 左記貨物ハ其ノ出所ノ如何ヲ問ハス英本國ヘ輸入セラルルニ當リ無稅タルヘシ（第七條及附屬丁表）

「シェラック」、「シードラック」、「スチックラック」、生ノ黃麻、「ミロバラン」、碎米、雲母塊及雲母板、「クロタラリア」、ジュンシア」及其他各種ノ印度大麻ニシテ他ト區別シ得ルモノ

(七) 英本國政府及印度ノ各關係當業者カ英本國ニ於ケル印度綿ノ使用量ヲ增加スル爲協定スルコトアルヘキ一切ノ計劃ニ協力スヘシ（第八條）

(八) 英本國政府ハ自治領ノ何レカニ與フル特惠ハ之ヲ印度ニモ與フヘシ（第一三條）

(九) 英本國政府ハ非自治植民地及保護領カ現ニ英帝國內ノ何レカノ地方ニ與ヘツツアル特惠ヲ印度ニ對シテモ與フルヤウ取計フヘシ（第九條）

(一〇) 英本國政府ハ「セイロン」及英領「マレー」カ印度產ノ左記貨物ニ對シ附屬戊表ニ定ムル特惠ヲ與フルヤウ取計フヘシ（第九條及附屬戊表）

(イ) 「セイロン」ニ對シ—綿布、綿織糸、果實及野菜、鉛塊、鐵及鋼、「チーク」及其他ノ硬木、薰香料、「コエンドロ」種子、豆、茶、「コーヒー」、煙草製品、衣類、長靴及短靴、毛製地氈及敷物

(ロ) 英領「マレー」ニ對シ—鞣皮、眞鍮、青銅、眞鍮器及青銅器、銅及銅器、「バラフィン」ニ蠟、薰香料、落花生豆、落花生油、胡麻油、綿布、魚肚、鱘鰉

第二　印度側ノ與ヘタル利益

(一) 印度政府ハ附屬已表ニ掲クル種類ノ英本國品ニ對シ同表ニ規定セル特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第一〇條及附屬已表）

附屬已表中ニハ服裝類、兵器彈藥、建築及土木材料、化學藥、醫藥及藥材、陶器及磁器、家具、金屬器、電氣機具、樂器類、寫眞器、無線電信器、機械及輪機、金屬及鑛石、油類、「ペーント」及「ペーント」工材料、紙類及板紙、食料品及油漬貯藏品、飲料類、「ゴム」製品、織物、羊毛及其ノ製品、玩具及遊戲用品、車輛等百六十餘種ノ物品ヲ掲ケ之ニ從價一割ノ特惠「マーヂン」ヲ與フヘキ旨規定セリ尤モ蓄電池、自動車及車輛ノ部分品ニ付テハ右特惠「マーヂン」ヲ從價七分五厘ニ定メタリ

(二) 印度政府ハ印度國內ノ綿業及人絹業保護ノ爲輸入綿製品及人絹製品ニ對シ保護關稅ヲ課スルニ當リ關稅委員會ノ答申ニ基キ英本國品タルト否トニ依リ關稅ヲ考量スヘシ（第一一條）

(三) 印度政府ハ關稅委員會ノ勸告ノ結果附屬庚表ニ掲クル綿製品又ハ人絹製品ニ對シ保護關稅ヲ

課セサルコトト爲シタル場合ニハ右種類ノ英本國品ニ對シ從價一割ノ特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第一一條）

附屬庚表ニハ服裝類、綿帆布、綿「ショール」、綿「レース」、綿「パテントネット」、綿布切レ、（長サ九「ヤード」以下）、「レース」及刺繍、絹物、絹製品、人絹物、人絹製品等ヲ揭ケタリ

(四) 印度政府ハ自治領ノ何レカニ與フル特惠ハ總テ之ヲ英本國ニ與フヘシ（第一三條）

(五) 印度政府ハ植民地、保護領、「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ

(イ) 英本國政府ノ要求アルトキハ英本國ニ時々與フル一切ノ特惠ヲ與フヘク又

(ロ) 是等ノ地方ノ產品ニシテ附屬辛表ニ揭クル種類ノモノニ對シ同表ニ揭クル特惠ヲ與フヘシ（第一二條及附屬辛表）

附屬辛表ニ揭ケラレタル貨物ハ土瀝靑、蜂蠟、曹達灰、「アラビヤゴム」、「ダンマーゴム」、「ダンマーバッ」、安息香、「ラス」及「カウリ」、松脂、阿仙藥、「シトロネラ」油、桂皮油、桂葉油、椰子ノ實、「コプラ」、椰子油、椰子纖維、椰子蓆及敷物、乾魚、魚罐詰、生野菜、果實及野菜ノ罐詰、果汁、「シザル」麻及「モリシアス」麻ノ纖維、象牙、採油用種子、植物性油、石墨、「セーゴー」及「タピオカ」、「ヴァニラ」豆、檳榔子、香味料、苦味麥酒、「ラム」酒、「コーヒー」、茶、煙草等ナリ

第七節　英本國及南部「ローデシャ」間協定

英本國及南部「ローデシャ」間ノ協定ハ一九三二年八月二十日附ヲ以テ英本國代表「スタンリ、ボールドウィン」及南部「ローデシャ」代表「エッチ、ダブルリュー、モファット」間ニ署名セラレ協定本文十一箇條及附屬表六箇ヨリ成レリ效力ハ署名ト同時ニ發生シ有效期間五ケ年ニシテ爾後六ケ月ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ヘキ規定ナリ

左ニ本協定ノ要旨ヲ記述スヘシ

第一　英本國側ノ與ヘタル利益

(一) 南部「ローデシャ」產品ハ英本國ニ於テ一九三二年十一月十五日後ニ於テモ同年制定ノ輸入關稅法ニ定ムル從價一割ノ輸入稅及同法ニ基キ課セラルヘキ附加關稅ヲ免除セラルヘシ（第一條）

尤モ右無稅輸入ニ關シテハ左ノ留保條件アリ卽チ南部「ローデシャ」產ノ卵、家禽、「バター」、「チーズ」及其ノ他ノ乳製品ノ無稅輸入期間ハ締約後三ケ年トシ右三ケ年ノ期間滿了後ハ英本

國政府ハ南部「ローデシヤ」產ノ前記貨物ニ對シ特惠「マーヂン」（外國品ニ對スル稅率ト英帝國品ニ對スル稅率トノ差）ヲ維持シ乍ラ特惠關稅ヲ課スルコトスルカ若ハ南部「ローデシヤ」政府ト協議ノ上輸入割當制度ヲ實施スルコトアルヘシ（附屬甲表）

(二) 英本國政府ハ南部「ローデシヤ」產ノ葉煙草ニ對シ現ニ與ヘツツアル特惠「マーヂン」（一封度ニ付二志二分ノ一片）ヲ本協定成立ノ日ヨリ十ケ年間維持スヘシ（第二條）

(三) 英本國政府ハ南部「ローデシヤ」產煙草ノ販賣ヲ援助スル爲討議シタル方針ニ從ヒ實行シ得ヘキ手段ヲ盡スヘシ（第二條）

(四) 英本國政府ハ特惠ヲ附與スルノ自由ヲ有スル總テノ植民地及保護領ノ政府ニ要請シテ帝國內ニ於テ帝國產煙草ニ加工シタル紙卷煙草及加工煙草ニ課スル關稅ヲ外國產煙草ニ加工シタルモノニ對スル關稅ヨリモ低率ナラシムヘシ（第七條）

(五) 英本國政府ハ南部「ローデシヤ」產珈琲ニ對シ一「ハンドレッドウェート」ニ付九志四片ノ特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第四條）

(六) 英本國政府ハ外國產ノ左記貨物ニ對シ附屬乙表ニ規定スル限度迄現行輸入稅ヲ引上クヘシ（第三條及附屬乙表）

玉蜀黍、「バター」、「チーズ」、卵（殼付）、銅、生ノ「オレンヂ」及「ザボン」

尤モ右ノ內銅ニ對スル關稅引上ハ英帝國內ノ銅生產者カ世界的價格ヲ超過セサル價格ヲ以テ引續キ右品ヲ英本國ニ輸入スルコトヲ以テ條件トス（第六條）

(七) 英本國政府ハ南部「ローデシヤ」政府ノ同意ナキ限リ外國產ノ石綿、落花生豆、玉蜀黍及粉、馬鈴薯ニ對シ一九三二年ノ輸入關稅法ニ依リ課セラルヘキ從價一割ノ輸入稅ヲ輕減スルコトナカルヘシ（第五條及附屬丙表）

(八) 英本國政府ハ非自治植民地及保護領カ現ニ英帝國內ノ何レカノ地方ニ對シ與ヘツツアル特惠ヲ南部「ローデシヤ」ニ對シテモ與フルヤウ取計フヘシ（第七條）

第二　南部「ローデシヤ」側ノ與ヘタル利益

(一) 南部「ローデシヤ」政府ハ附屬丁表ニ揭クル種類ノ英本國品ニ對シ同表ニ定ムル特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第八條及附屬丁表）

附屬丁表ニハ電池、電氣材料、無線電信及電話ノ器械器具、「タイプライター」及其部分品、及物、硝子器等ヲ揭ケ又特惠「マーヂン」ハ從價一割、一割五分及二割ノ三種ニ分チタリ

(二) 南部「ローデシヤ」政府ハ將來經濟上及財政上差支ナキニ至ラハ英本國品ニ對スル特惠ヲ更ニ

擴張スルコトニ付好意的考慮ヲ拂フヘシ（第九條）

(三) 南部「ローデシャ」政府ハ附屬戊表ニ揭クル外國產ノ布帛類（絹物、人絹物、絹又ハ人絹ト他ノ材料トノ交織物等）ニ對スル現行關稅ヲ同表ニ規定スル如ク改正スヘシ（第八條及附屬戊表）

(四) 南部「ローデシャ」政府ハ非自治植民地、保護領、「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ

(イ) 英本國ニ與ヘツツアル一切ノ特惠ヲ與フヘシ又

(ロ) 是等地方產ノ茶、「コーヒー」、「ココア」、葉煙草、「ラム」酒及苦味麥酒ニ對シ附屬己表ニ定ムル特惠「マーヂン」ヲ與フヘシ（第一〇條及附屬己表）

第五章　各領相互間ノ貿易協定

第一節　加奈陀及南阿間貿易協定

本協定ハ加奈陀及南阿ノ兩自治領間ニ於テ通商關係ニ付締結セラレタル最初ノ協定ニシテ一九三二年八月二十日附ヲ以テ加奈陀代表「ベネット」及南阿代表「ハヴェンガ」間ニ署名セラレ協定本文八個條ノ外附屬表二個ヲ有セリ協定ノ實施期日ハ兩政府ニ於テ各其ノ議會ノ承認ヲ得タル後更ニ協議決定スルコトト定メラレ有效期間ハ實施後五ケ年ニシテ六ケ月ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ヘキ旨規定シタリ左ニ本協定ノ要旨ヲ記述スヘシ

(一) 加奈陀側ノ與ヘタル利益

加奈陀政府ハ協定附屬甲表ニ列記セル南阿產ノ生果實、罐詰其他ノ貯藏果實、「ゼリー」、「ジャム」、「マーマレード」、玉蜀黍、碾割玉蜀黍、落花生豆、砂糖、糖蜜、葡萄糖、「シロップ」、糖果、煙草、「ブランデー」、藥用葡萄酒、其他酒精飲料、「シャンペン」及其他ノ起泡酒、酒精ヲ含有セル香水、「ベーラム」、「ラウェンダ」香水、齒磨キ等ノ化粧品、羊毛、「ラクダ」毛、「アルパカ」、山羊其他動物ノ毛、皮革、腸詰用腸管等ニ對シ

(ホ) 前記甲表ニ掲クル關稅上ノ特典ヲ與フヘク又

(ロ) 右貨物ニ對シテ適用セラルル稅率ハ何レカノ國ヨリ加奈陀ニ輸入セラルル同種類ノ貨物ニ對シ適用セラルル稅率中ノ最低ノモノヨリモ高カラサルヘシ尤モ加奈陀ト西印度諸島、「ベルムタ」、英領「ギャナ」及英領「ホンヂュラス」トノ間ノ協定ニ依リ加奈陀側カ是等地方ノ生產品ニ與フル利益ニハ及ハサルモノトス

(ハ) 前記貨物ニ對シテ附屬甲表中ニ定メタル特惠稅率ト同種類ノ外國產貨物ニ對スル現行稅率トノ間ノ開キハ之ヲ維持スヘシ

(二) 南阿側ノ與ヘタル利益

南阿政府ハ附屬乙表ニ列擧セル加奈陀產ノ小麥、魚罐詰、罐詰其ノ他ノ貯藏シタル豌豆、穀物及「トマト」、機械及器具、電池及電氣器具、自動車及其部分品、鉛、各種ノ靴、莫大小靴下、「ゴム」管、「ゴムタイヤ」、木箱、木材、板紙、其ノ他ノ紙類香水及化粧品等ニ對シ

(イ) 前記乙表ニ掲クル關稅上ノ特典ヲ與フヘク又

(ロ) 右貨物ニ對シテ適用セラルル稅率ハ何レカノ國ヨリ南阿ニ輸入セラルル同種類ノ貨物ニ對シ適用セラルル稅率中ノ最低ノモノヨリモ高カラサルヘシ尤モ南阿ト南部及北部「ローデシャ」、「バストランド」、「スワジランド」、「ベチュアナランド」保護領トノ間ニ現ニ存スル協定又ハ將來締結セラルヘキ協定ニ依リ南阿側カ是等地方ノ生產品ニ與フル利益ニハ及ハサルヘク又一九二八年九月十一日ノ南阿及葡萄牙國間ノ協定附屬甲表ニ依リ南阿側カ「モサンピケ」ノ生產品ニ與フル利益ニハ及ハサルヘシ

(ハ) 前記貨物ニ對シテ附屬乙表中ニ定メタル特惠稅率ト同種ノ外國貨物ニ對スル現行稅率トノ間ノ特惠「マーヂン」ハ之ヲ維持スヘシ

本協定ハ以上記述セル利益交換ヲ規定セルモノナルカ尙玉蜀黍及自動車等ニ付些細ノ規定ヲ設ケ又本協定ノ適用上西南「アフリカ」委任統治地域ヲ南阿ノ一部ト見做スヘキ旨ノ規定アリ

第二節　加奈陀及南部「ローデシャ」間貿易協定

加奈陀及南部「ローデシャ」間ノ貿易協定ハ一九三二年八月二十日附ヲ以テ加奈陀代表「ベネット」及南部「ローデシャ」代表「モフアット」間ニ署名セラレ協定本文四個條ノ外附屬表二個ヲ有セリ協定ノ實施期日ハ兩政府ニ於テ各其ノ議會ノ承認ヲ得タル後更ニ協議決定スルコトト定メラレ有效期間ハ實施後五ケ年ニシテ六ケ月ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ヘキ旨規定シタリ本協定ハ專ラ南阿及南部「ローデシャ」間ニ關稅上ノ利益交換ヲ約シタルモノニシテ相互ノ許與シタル特惠左ノ通ナリ

(一)　加奈陀側ノ與ヘタル利益

(イ)　加奈陀政府ハ南部「ローデシャ」産ノ玉蜀黍、葡萄果、「オレンヂ」、「レモン」、「ライム」ヲ無稅トスヘク又落花生豆ニ對シテハ「オーストラリア」産ノ落花生豆ニ與フルト同一ノ特惠與フヘシ

(ロ)　前項ニ列擧セル以外ノ南部「ローデシャ」産貨物ニ對シテハ加奈陀關稅表中ノ英特惠稅率ヲ與フヘシ

(ハ)　前記(イ)ニ列擧セル南部「ローデシャ」産貨物ニ對シテ適用セラルル稅率ハ何レカノ國ヨリ加奈陀ニ輸入セラルル同種類ノ貨物ニ對シ適用セラルル稅率中ノ最低ノモノヨリモ高カラサルヘシ

(二)　南部「ローデシャ」側ノ與ヘタル利益

(イ)　南部「ローデシャ」政府ハ附屬乙表ニ掲クル加奈陀産ノ「クリーム」製造機、電池、長靴及短靴、木箱、木材、紙ニ對シ同表ニ掲クル關稅上ノ利益ヲ與フヘシ

(ロ)　加奈陀産ノ自動車、「ゴムタイヤ」及「ゴム」管ニ對シテハ南部「ローデシャ」關稅表中ノ乙欄稅番一二九ノ附註(2)及稅番二六〇ノ附註(2)ニ掲クル利益ヲ與フヘシ

(ハ)　前二項ニ掲クル以外ノ加奈陀産貨物ニ對シテハ南部「ローデシャ」關稅表中ノ乙欄ノ稅率ヲ適用スヘシ

(ニ)　前記(イ)ニ列擧セル加奈陀産貨物ニ對シ適用セラルル稅率ハ何レカノ國ヨリ南部「ローデシャ」ニ輸入セラルル同種類ノ貨物ニ對シ適用セラルル稅率中ノ最低ノモノヨリモ高カラサルヘシ

第三節　加奈陀及愛蘭間貿易協定

本協定ハ一九三二年八月二十日附ヲ以テ兩政府代表間ニ署名セラレ全文三箇條ヨリ成リ加奈陀側ニ於テハ同國ニ輸入セラルル愛蘭品ニ對シテ英本國及北部愛蘭ノ産品ニ適用スル稅率ニ異ナルカ或ハ之ヨリ高キ稅率ヲ適用セサルヘキ旨ヲ約シ右ニ對シ愛蘭側ニ於テハ同國ニ輸入セラルル加奈陀品ニ對スル稅率ニ異ナルカ或ハ之ヨリ高キ稅率ヲ適用セサルヘキ旨ヲ約シタルモノニシテ實施期日及有效期間等ニ關シテハ既述ノ加奈陀及南阿間協定等ト全ク同一ノ規定ヲ設ケタリ

第四節　南阿及愛蘭間貿易協定

本協定ハ南阿及愛蘭兩自治領間ニ專ラ特惠稅率ヲ約シタルモノニシテ一九三二年八月二十日附ヲ以テ兩政府代表者ニ依リ署名セラレ全文六個條ノ外二個ノ附屬表ヲ有セリ本協定ニ於テ南阿側ハ

愛蘭產ノ莫大小類、牽引車及其ノ部分品竝ニ「スタウト」ニ對シ或種ノ特惠（附屬第一表參照）ヲ與フヘキ旨約シタルニ對シ愛蘭側ハ南阿產ノ乾葡萄、乾果實、果實罐詰、葡萄酒、「スパークリング、ワイン」、「スチル、ワイン」及玉蜀黍粉ニ對シ一定ノ特惠（附屬第二表參照）ヲ與フヘキ旨ヲ約シタリ

第六章　英本國及各領ニ於ケル「オタワ」協定實施手續

(一)　英本國

英本國ニ於テハ「オタワ」會議終了ノ翌八月二十二日「オタワ」協定ノ內容ヲ公表シテ該會議ノ成功ヲ國民ニ知悉セシムルト共ニ同協定ノ承認ヲ議會ニ求メ兼ネテ協定ノ內容ヲ爲ス諸般ノ事項ヲ實施スル爲十月二十五日「オタワ」協定法案ヲ議會ニ提出シタルカ是ヨリ先九月二十八日同法案提出ニ關スル閣議ニ於テ內相「サミュエル」、國務尙書「スノーデン」及蘇格蘭相「サー、アーチボルド、シンクレア」ハ「オタワ」協定カ(イ)國際通商貿易上ノ障壁ヲ一層大ナラシムル原因ヲナスコト(ロ)英本國ノ關稅改正ニ付自治領ノ承認ヲ要スルカ如キ規定ハ英本國議會ノ權限ヲ拘束スルモノナルコト(ハ)外國トノ通商條約締結權ニ制限ヲ加フルモノナルコト(ニ)國民ノ負擔ヲ大ナラシムルモノナルコト等ノ理由ヲ擧ケテ該協定ニ反對ノ態度ヲ明ニシ連袂其ノ職ヲ辭セリ

右「サミュエル」等ノ辭職ニ拘ラス前述ノ「オタワ」協定法案ハ十月二十五日議會提出後勞働黨、自由黨及其ノ他ノ反對黨ト政府側トノ間ニ激烈ナル討議行ハレタルモ結局大多數ヲ以テ十一月三日下院通過同十五日上院ヲ通過シテ卽日施行セラレタリ

(二) 加奈陀

加奈陀政府ハ「オタワ」協定及之ニ基ク關稅改正案ヲ十月十二日議會ニ提出スルト共ニ翌十三日ヨリ右關稅改正ヲ假ニ實施シタリ議會ニ於テハ前記法案ヲ繞リ政府側ト在野黨タル自由黨トノ間ニ數次ノ論戰ヲ見タルカ十一月二十日ニ至リ該案下院ヲ通過シ同二十四日上院ヲ通過セリ

(三) 「オーストラリア」

「オーストラリア」政府ハ十月十三日「オタワ」協定ニ基ク關稅改正案ヲ聯邦議會ニ上程スルト共ニ翌十四日ヨリ假ニ之ヲ實施シタルカ他方議會ニ提出セラレタル右法案ハ十一月二十九日議會ヲ通過セリ

(四) 新西蘭

新西蘭政府ハ十月十三日ヨリ「オタワ」協定ニ基ク關稅改正ヲ實施シタルカ議會ニ提出セラレタル法案ハ十一月八日之ヲ通過シタリ

(五) 南阿

南阿聯邦政府ハ十月十三日ヨリ「オタワ」協定ニ基ク關稅改正ヲ實施シタリ

(六) 印度

印度政府ハ十一月七日臨時議會ヲ開催シテ「オタワ」協定竝ニ之ニ基ク關稅改正案ヲ上程シタルカ同國內ノ複雜ナル政治關係ヨリ審議容易ニ進捗セサリシモ十二月十五日ニ至リ前記法案議會ヲ通過スルニ至レリ

(七) 其他　以上ノ外南部「ローデシャ」及「ニューファウンドランド」ニ於テモ夫々「オタワ」協定ニ基キ關稅改正ヲ實施シタリ

第七章　「オタワ」協定ノ效果及諸外國ニ對スル影響

「オタワ」英帝國經濟會議ノ實質的成果タル英本國及各領間ノ特惠關稅協定實施セラレテ玆ニ三歲ヲ閱シ英本國ヲ初メ各地ニ於テ是等協定ノ齎ラセル效果ニ關シ調査研究ノ公表セラレタルモノモ少カラサルカ該協定ノ英帝國ニ與ヘタル效果及其ノ諸外國ニ與ヘタル影響等ニ關シテハ稿ヲ改メ本調書續編ニ詳述スルコトトシ玆ニハ其概略ヲ記載スルニ止ムヘシ

第一　英植民地側ノ受クル利益

英本國、自治領及印度等ノ貿易狀況ニ關シテハ前編ニ詳述シタル通ナルカ今英本國ニ於ケル金輸出禁止ノ前年即チ一九三〇年度ノ貿易額ヲ基礎トシテ「オタワ」協定ノ結果植民地側カ英本國ニ於テ受クヘキ利益ヲ概算スルニ同年度ノ各自治領、印度及南「ローデシャ」產品ノ英本國ヘノ純輸入額ハ二億一千百九十九萬一千磅ナルカ右額ノ中其ノ一割三分ハ英植民地產品ナルト外國品ナルトヲ問ハス課稅セラルヘキモノニシテ又四割六分ハ等シク英植民地品ナルト否トニ拘ラス無稅ナルモノナルカ殘額四割一分ハ「オタワ」協定ノ結果英植民地品ニ限リ免稅セラルルモノニシテ換言セハ約九千萬磅ノ英植民地品ハ競爭外國品ニ比シ無稅ノ利益ヲ享受スルコトナルヘシ又同年度ニ於ケル外國品ノ英本國ヘノ純輸入額ハ六億九千八百萬磅ナルカ右額ノ中其ノ一割七分ノ有稅品及三割ノ無稅品ヲ差引タル殘額五割三分ハ右外國品ニ對シテハ課稅セラルルモ若シ該貨物カ「オタワ」協定ノ締約國タル英植民地品ナルトキハ免稅セラルルコトトナリ換言セハ三億六千九百九十四萬磅ニ上ル外國品ハ英植民地品ニ比シ甚シク不利益ノ立場ニ置カルルコトトナレリ今是等ノ事實ヲ表示スレハ左ノ通ナリ

(1)　加奈陀

(イ)	一九三〇年度ノ英本國ヘノ純輸入額	三五、七六〇、〇〇〇（磅）
(ロ)	加奈陀品タルト外國品タルトヲ問ハス有稅ナルモノ	輸入額ノ一分八厘
(ハ)	同上無稅ナルモノ	同上　四割三分九厘
(ニ)	加奈陀品無稅、外國品有稅ナルモノ	同上　五割四分三厘

(2)　濠洲

(イ)	一九三〇年度ノ英本國ヘノ純輸入額	三八、九八〇、〇〇〇（磅）
(ロ)	濠洲品タルト外國品タルトヲ問ハス有稅ナルモノ	輸入額ノ一割二分
(ハ)	同上無稅ナルモノ	同上　五割三分四厘

(3) 新西蘭

(ロ)(イ)	一九三〇年度ノ英本國ヘノ純輸入額	四〇、二九〇、〇〇〇（磅）
(ロ)	新西蘭品タルト外國品タルトヲ問ハス有稅ナルモノ	輸入額ノ二厘
(ハ)	同上無稅ナルモノ	同上　四割九分五厘
(ニ)	新西蘭品無稅、外國品有稅ナルモノ	同上　五割三厘

(4) 南阿

(イ)	一九三〇年度ノ英本國ヘノ純輸入額	一一、八五〇、〇〇〇（磅）
(ロ)	南阿品タルト外國品タルトヲ問ハス有稅ナルモノ	輸入額ノ一割三分三厘
(ハ)	同上無稅ナルモノ	同上　四割七分七厘
(ニ)	南阿品無稅、外國品有稅ナルモノ	同上　三割九分

(5) 愛蘭自由國

(イ)	一九三〇年度ノ英本國ヘノ純輸入額	四一、九二〇、〇〇〇（磅）
(ロ)	愛蘭品タルト外國品タルトヲ問ハス有稅ナルモノ	輸入額ノ一割三分七厘
(ハ)	同上無稅ナルモノ	同上　三割四分六厘
(ニ)	愛蘭品無稅、外國品有稅ナルモノ	同上　六割

(6) 「ニューファウンドランド」

(イ)	一九三〇年度ノ英本國ヘノ純輸入額	二、〇三二、〇〇〇（磅）
(ロ)	「ニューファウンドランド」品タルト外國品タルトヲ問ハス有稅ナルモノ	――――
(ハ)	同上無稅ナルモノ	輸入額ノ八割六分九厘
(ニ)	「ニューファウンドランド」品無稅、外國品有稅ナルモノ	同上　一割三分一厘

(7) 印度

(イ)	一九三〇年度ノ英本國ヘノ純輸入額	四〇、〇七〇、〇〇〇（磅）
(ロ)	印度品タルト外國品タルトヲ問ハス有稅ナルモノ	輸入額ノ二割六分八厘
(ハ)	同上無稅ナルモノ	同上　二割六厘
(ニ)	印度品無稅、外國品有稅ナルモノ	同上　四割二分六厘

(8) 南部「ローデシヤ」

(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ純輸入額　一、〇八九、〇〇〇（磅）
(ロ) 南部「ローデシヤ」品タルトヲ問ハス有稅ナルモノ　輸入額ノ一割四分二厘
(ハ) 同上無稅ナルモノ　同上　四割二分三厘
(ニ) 南部「ローデシヤ」品無稅、外國品有稅ナルモノ　同上　四割三分五厘

(9) 諸外國　六九八、〇〇〇、〇〇〇（磅）
(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ純輸入額　輸入額ノ一割七分
(ロ) 外國品タルト英植民地品タルトヲ問ハス有稅ナルモノ　同上　三割
(ハ) 同上無稅ナルモノ　同上　五割三分
(ニ) 外國品有稅、英植民地品無稅ナルモノ

第二　英本國側ノ受クル利益

「オタワ」會議ノ前年タル一九三一年度ニ於テ各自治領、印度及南部「ローデシヤ」側ノ英本國及外國ヨリノ輸入額ヲ檢討スルニ

(1) 加奈陀　二一、八五〇（單位千磅）（總輸入額ノ一八・三%）
(イ) 英本國ヨリ　八八、四四〇（七四・五%）
(ロ) 外國ヨリ　一一八、八〇〇
(ハ) 總額

(2) 濠洲
(イ) 英本國ヨリ　一七、四一〇（四〇・六%）
(ロ) 外國ヨリ　一八、六八〇（四三・六%）
(ハ) 總額　四二、八五〇

(3) 新西蘭
(イ) 英本國ヨリ　一二、一四〇（四九・〇%）
(ロ) 外國ヨリ　七、三八〇（二九・九%）
(ハ) 總額　二四、七六〇

(4) 南阿
(イ) 英本國ヨリ　二三、六三〇（四五・五%）
(ロ) 外國ヨリ　二二、五一〇（四三・三%）

(ハ) 總　額　五一、九六〇

(5)「ニューファウンドランド」

(イ) 英本國ヨリ　六五〇（一九・五%）

(ロ) 外國ヨリ　一、二九〇（三八・六%）

(ハ) 總　額　三、三四〇

(6) 印　度

(イ) 英本國ヨリ　三五、九九〇（三六・七%）

(ロ) 外國ヨリ　五二、九六〇（五四・一%）

(ハ) 總　額　九七、九七〇

(7) 南部「ローデシャ」

(イ) 英本國ヨリ　二、三〇〇（四一・九%）

(ロ) 外國ヨリ　一、五五〇（二八・二%）

(ハ) 總　額　五、四九〇

(8) 以上合計

(イ) 英本國ヨリ　一一三、九七〇（三三・二%）

(ロ) 外國ヨリ　一九二、八一〇（五六・二%）

(ハ) 總　額　三四三、一七〇

卽チ「オタワ」協定ノ締結當事者タル前述ノ各自治領、印度及南部「ローデシャ」ハ一九三一年度ニ於テ總輸入額三億四千三百十七萬磅中其ノ三割三分二厘（一億一千三百九十七萬磅）ヲ英本國ヨリ又其ノ五割六分二厘（一億九千二百八十一萬磅）ヲ諸外國ヨリ輸入セリ自治領、印度及南「ローデシャ」等カ「オタワ」會議以前ニ於テ既ニ英本國品ニ對シ特惠稅率ヲ適用シツツアリタル憤況ハ前編ニ詳述シタル通ナルヲ以テ「オタワ」協定ノ結果右特惠稅率ノ擴張等ニ依リ英本國品カ前記總輸入額ノ五割六分餘ヲ占ムル外國品ニ對シ其ノ幾許ヲ右植民地市場ヨリ驅逐シ得ヘキヤ問題ナルカ「オタワ」協定ノ結果加奈陀、印度等ニ於ケル特惠ハ著シク增大セラレタルヲ以テ是等市場ニ於ケル外國品ノ打擊ハ相當深刻ナルモノアルヘク換言スレハ英本國品ハ前記植民地市場ニ對スル發展上多大ノ便益ヲ受クルニ至リタルコト明ナリ

第三　外國側ニ對スル影響

一九三二年ノ新輸入關稅法ハ同法ニ定ムル新輸入稅ヲ同年十一月十五日迄各自治領及印度等ノ產

品ニ對シ課セサルヘキ旨ヲ規定シ更ニ「オタワ」協定ノ結果右新輸入稅ノ免除ハ同協定ノ有效期間中存續セラルルコトトナリタルカ是レカ爲英本國ニ輸入セラルル諸外國品ノ受クヘキ不利益ハ蓋シ僅少ナラサルモノアリ例ヘハ新輸入稅法制定以前ノ一九三〇年度ニ於テ諸外國ヨリ英本國ヘノ總輸入額七億三千九百九十四萬六千磅中有稅品ハ僅ニ其ノ一割七分（卽チ一億二千五百四十九萬三千磅）ニ過キサリシモ一九三二年ノ新輸入關稅法竝ニ「オタワ」協定ノ實施ニ依リ右關係ハ全ク一變シ一九三二年以後ニ於テハ（今假ニ前記一九三〇年度ノ總輸入額ヲ基礎トシテ計算セハ）免稅品ハ總額ノ僅カニ二割五分二厘（卽チ一億八千六百七十六萬一千磅）ニ過キサルコトトナリ總額ノ五割七分八厘（卽チ四億二千七百六十九萬二千磅）ニ對シテハ新輸入稅賦課セラレ而モ其ノ稅率ハ從價一割ヲ課セラルヘキモノニ億九百八十一萬五千磅從價一割以上二割ヲ課セラルヘキモノ一億六千百二十一萬二千磅從價二割以上ヲ課セラルヘキモノ五千六百六十六萬五千磅ニ上リ而シテ右巨額ノ外國品ト同一種類ニ屬スル各自治領等ノ產品ニ對シテハ前記ノ輸入稅ヲ免除セラルルヲ以テ英本國ニ輸入セラルル諸外國品カ英植民地產品トノ競爭上受クヘキ不利益ノ僅少ナラサルハ推知スルニ難カラス左ニ一九三〇年ニ於ケル英本國ヘノ總輸入額ヲ基礎トシ諸外國貿易ノ蒙レル影響ヲ表示スヘシ

(1)	諸外國合計		
(イ)	一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額	七三九、九四六、〇〇〇（磅）	
(ロ)	一九三〇年度ニ於ケル有稅品	一二五、四九三、〇〇〇（總額ノ一七・〇%）	
(ハ)	同上無稅品	六一四、四五三、〇〇〇（八三・〇%）	
(ニ)	一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルト英植民地品ナルトニ拘ラス有稅ナルモノ	一二五、四九三、〇〇〇（一七・〇%）	
(ホ)	同上無稅品	一八六、七六一、〇〇〇（二五・二%）	
(ヘ)	同上外國品ニ限リ有稅ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無稅）合計	四二七、六九二、〇〇〇（五七・八%）	
(1)	從價一割ヲ課セラルルモノ	二〇九、八一五、〇〇〇（二八・三%）	
(2)	從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ	一六一、二一二、〇〇〇（二一・八%）	
(3)	從價二割ヲ超ユルモノ	五六、六六五、〇〇〇（七・七%）	
(2)	歐洲諸國合計		
(イ)	一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額	四一〇、六一五、〇〇〇（磅）	
(ロ)	一九三〇年度ニ於ケル有稅品	四七、六六三、〇〇〇（總額ノ一一・六%）	

(ハ) 同上無税品　三六二、九五二、〇〇〇（八八・四%）

(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルト英植民地品ナルトニ拘ラス有税ナルモノ　四七、六六三、〇〇〇（一一・六%）

(ホ) 同上無税ナルモノ　七三、六七八、〇〇〇（一七・九%）

(ヘ) 同上外國品ニ限リ有税ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無税）合計　二八九、二七四、〇〇〇（七〇・五%）

(1) 從價一割ヲ課セラルルモノ　一二二、九一四、〇〇〇（二九・九%）

(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ　一三〇、八六七、〇〇〇（三一・九%）

(3) 從價二割ヲ超ユルモノ　三五、四九三、〇〇〇（八・七%）

(3) 獨逸

(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額　六五、四九〇、〇〇〇（磅）

(ロ) 一九三〇年度ニ於ケル有税品　六、九九四、〇〇〇（總額ノ一〇・七%）

(ハ) 同上無税品　五八、四九六、〇〇〇（八九・三%）

(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルト英植民地品ナルトニ拘ラス有税ナルモノ　六、九九四、〇〇〇（一〇・七%）

(ホ) 同上無税品　二、九二四、〇〇〇（四・五%）

(ヘ) 同上外國品ニ限リ有税ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無税）合計　五五、五七二、〇〇〇（八四・八%）

(1) 從價一割ヲ課セラルルモノ　一五、八四五、〇〇〇（二四・二%）

(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ　三二、五六七、〇〇〇（四九・七%）

(3) 從價二割ヲ超ユルモノ　七、一六〇、〇〇〇（一〇・九%）

(4) 丁抹

(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額　五四、一一八、〇〇〇（磅）

(ロ) 一九三〇年度ニ於ケル有税品　六一、〇〇〇（總額ノ〇・一%）

(ハ) 同上無税品　五四、〇五七、〇〇〇（九九・九%）

(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルト英植民地品ナルトニ拘ラス有税ナルモノ　六一、〇〇〇（〇・一%）

(ホ) 同上無税品　二八、〇〇二、〇〇〇（五一・七%）

(ヘ) 同上外國品ニ限リ有税ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無税）合計　二六、〇五五、〇〇〇（四八・二%）

(6) 和蘭　一九三〇年度ノ英本國ノ總輸入額
(イ)　一九三〇年度ニ於ケル「會議後ニ於ケル外國ノ英領地品ニ對スル有稅ノ
(ロ)　同上無稅品
(ハ)　同上無稅品
(ニ)　一九三年ノ「スタツ」會議後ニ於ケル外國ノ英領地品ニ對スル有稅ノ
(ホ)　同上無稅品
(ヘ)　同上外國品ニ限リ有稅ノモノ（同種ノ英領地品ノ無稅）合計
(ト)　從價一割ヲ課セラルルモノ
(チ)　從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ
(リ)　從價一割二割ヲ超ユルモノ
(ヌ)　一九三〇年度ノ英本國ノ總輸入額

(7) 白耳義
(イ)　一九三〇年度ノ英本國ノ總輸入額
(ロ)　同上外國品ニ限リ有稅ノモノ（同種ノ英領地品ノ無稅）合計
(ハ)　從價一割ヲ課セラルルモノ
(ニ)　從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ
(ホ)　從價一割二割ヲ超ユルモノ
(ヘ)　一九三〇年度ノ英本國ノ總輸入額
(ト)　同上無稅品
(チ)　一九三一年「スタツ」會議後ニ於ケル外國ノ英領地品ニ對スル有稅ノ
(リ)　同上無稅品
(ヌ)　同上外國品ニ限リ有稅ノモノ（同種ノ英領地品ノ無稅）合計
(ル)　從價一割ヲ課セラルルモノ
(ヲ)　從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ
(ワ)　從價一割二割ヲ超ユルモノ

(8) 佛蘭西
(イ)　一九三〇年度ノ英本國ノ總輸入額
(ロ)　一九三〇年度ニ於ケル有稅品
(ハ)　同上無稅品
(ニ)　一九三一年「スタツ」會議後ニ於ケル外國ノ英領地品ニ對スル有稅ノ
(ホ)　同上無稅品
(ヘ)　同上外國品ニ限リ有稅ノモノ（同種ノ英領地品ノ無稅）合計
(ト)　從價一割ヲ課セラルルモノ
(チ)　從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ
(リ)　從價一割二割ヲ超ユルモノ

(1)　從價一割ヲ課セラルルモノ
(2)　從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ
(3)　從價二割ヲ超ユルモノ

(5) 佛蘭西
(イ)　一九三〇年度ノ英本國ノ總輸入額
(ロ)　一九三〇年度ニ於ケル有稅品
(ハ)　同上無稅品
(ニ)　一九三一年「スタツ」會議後ニ於ケル外國ノ英領地品ニ對スル有稅ノ
(ホ)　同上無稅品
(ヘ)　同上外國品ニ限リ有稅ノモノ（同種ノ英領地品ノ無稅）合計
(ト)　從價一割ヲ課セラルルモノ
(チ)　從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ
(リ)　從價一割二割ヲ超ユルモノ

(ハ) 同上無税品　三六、五五二、〇〇〇（九六・一%）

(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルモ英植民地品ナルトニ拘ラス有税ナルモノ　一、四六四、〇〇〇（三・九%）

(ホ) 同上無税品　三、〇〇一、〇〇〇（七・九%）

(ヘ) 同上外國品ニ限リ有税ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無税）合計　三三、五五一、〇〇〇（八八・二%）

(1) 從價一割ヲ課セラルルモノ　八、五四三、〇〇〇（二二・五%）

(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ　一五、三一七、〇〇〇（四〇・四%）

(3) 從價二割ヲ超ユルモノ　九、六九一、〇〇〇（二五・三%）

(8) 露西亞　三四、二三五、〇〇〇（磅）

(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額　五、七六四、〇〇〇（總額ノ一六・八%）

(ロ) 一九三〇年度ニ於ケル有税品　二八、四七一、〇〇〇（八三・二%）

(ハ) 同上無税品　五、七六四、〇〇〇（一六・八%）

(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルモ英植民地品ナルトニ拘ラス有税ナルモノ

(ホ) 同上無税品

(ヘ) 同上外國品ニ限リ有税ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無税）合計　三、九三〇、〇〇〇（一一・五%）

(1) 從價一割ヲ課セラルルモノ　二四、五四一、〇〇〇（七一・七%）

(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ　二二、四一五、〇〇〇（六五・四%）

(3) 從價二割ヲ超ユルモノ　二、〇四〇、〇〇〇（六・〇%）

(9) 瑞典　八六、〇〇〇（〇・三%）

(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額　二二、五八一、〇〇〇（磅）

(ロ) 一九三〇年度ニ於ケル有税品　四八六、〇〇〇（總額ノ二・二%）

(ハ) 同上無税品　二二、〇九五、〇〇〇（九七・八%）

(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルモ英植民地品ナルトニ拘ラス有税ナルモノ　四八六、〇〇〇（二・二%）

(ホ) 同上無税品　七、六四七、〇〇〇（三三・八%）

(ヘ) 同上外國品ニ限リ有税ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無税）合計　一四、四四八、〇〇〇（六四・〇%）

(1) 從價一割ヲ課セラルヘキノ
(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルヘキノ
(3) 從價二割ヲ超ユルモノ
(10) 西 班 牙 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額
(ｲ) (ﾛ) (ﾊ) (ﾆ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額ノ一九三〇年度ニ於ケル有稅品
同上無稅品
一九三二年「オタワ」會議後ニ於ケル外國品ヘノ英國品ノ特惠ニ付約ラス有稅ナルモノ
(ﾎ) 同上無稅品
(ﾍ) 同上外國品ニ限リ有稅ナルモノ（同種ノ英本國品ノ無稅品ヲ含ム）合計
(1) 從價一割ヲ課セラルヘキノ
(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルヘキノ
(3) 從價二割ヲ超ユルモノ

(%二・六四) 〇〇〇、六四二
(%一〇・〇) 一、〇〇〇、六四二
(%一・一) 〇〇〇、六四二
(%三・六) 〇〇〇、六四二
(%一〇・〇) 一、〇〇〇、六四二
(%一・一) 〇〇〇、六四二
(%三・六) 〇〇〇、六四二
(%一〇・〇) 一、〇〇〇、六四二
(%一・一) 〇〇〇、六四二
(%三・六) 〇〇〇、六四二
(%一〇・〇) 一、〇〇〇、六四二
(%一・一) 〇〇〇、六四二
(%三・六) 〇〇〇、六四二
(%一〇・〇) 一、〇〇〇、六四二
(%一・一) 〇〇〇、六四二
(%三・六) 〇〇〇、六四二
(%一〇・〇) 一、〇〇〇、六四二
(%一・一) 〇〇〇、六四二
(%三・六) 〇〇〇、六四二
(%一〇・〇) 一、〇〇〇、六四二
(%一・一) 〇〇〇、六四二
(%三・六) 〇〇〇、六四二

(11) 伊 太 利
(ｲ) (ﾛ) (ﾊ) (ﾆ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額
一九三〇年度ニ於ケル有稅品
同上無稅品
(ﾎ) 同上無稅品
(ﾍ) 同上外國品ニ限リ有稅ナルモノ（同種ノ英本國品ノ無稅品ヲ含ム）合計
(1) 從價一割ヲ課セラルヘキノ
(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルヘキノ
(3) 從價二割ヲ超ユルモノ
(12) 北米合衆國
(ﾛ) (ﾊ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額
一九三〇年度ニ於ケル有稅品

(ハ) 同上無税品　一〇八、二二〇、〇〇〇（七〇・五%）
(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルト英植民地品ナルトニ拘ラス有税ナルモノ　四五、二七七、〇〇〇（二九・五%）
(ホ) 同上無税品　三一、四八八、〇〇〇（二〇・五%）
(ヘ) 同上外國品ニ限リ有税ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無税）合計　七六、七三二、〇〇〇（五〇・〇%）
(1) 從價一割ヲ課セラルルモノ　四六、〇七七、〇〇〇（三〇・〇%）
(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ　二〇、六五八、〇〇〇（一三・四%）
(3) 從價二割ヲ超ユルモノ　九、九九七、〇〇〇（六・六%）

(13) 南米諸國合計　一〇四、九一五、〇〇〇（磅）
(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額　一五、七四八、〇〇〇（總額ノ一五・〇%）
(ロ) 一九三〇年度ニ於ケル有税品　八九、一六七、〇〇〇（八五・〇%）
(ハ) 同上無税品
(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルト英植民地品ナルトニ拘ラス有税ナルモノ　一五、七四八、〇〇〇（一五・〇%）

(ホ) 同上無税品　五九、〇九〇、〇〇〇（五六・三%）
(ヘ) 同上外國品ニ限リ有税ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無税）合計　三〇、〇七七、〇〇〇（二八・七%）
(1) 從價一割ヲ課セラルルモノ　二三、五六四、〇〇〇（二二・五%）
(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ　三、一四五、〇〇〇（三・〇%）
(3) 從價二割ヲ超ユルモノ　三、三六八、〇〇〇（三・二%）

(14) 「アルゼンチン」　五六、六六六、〇〇〇（磅）
(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額　—
(ロ) 一九三〇年度ニ於ケル有税品　五六、六六六、〇〇〇（總額ノ一〇〇・〇%）
(ハ) 同上無税品　—
(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルト英植民地品ナルトニ拘ラス有税ナルモノ　三七、八四〇、〇〇〇（六六・八%）
(ホ) 同上無税品
(ヘ) 同上外國品ニ限リ有税ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無税）合計　一八、八二六、〇〇〇（三三・二%）

(1) 從價一割ヲ課セラルルモノ　一六、一二六、〇〇〇（二八・四%）
(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ　二、六三七、〇〇〇（四・七%）
(3) 從價二割ヲ超ユルモノ　六三、〇〇〇（〇・一%）

(15)「エジプト」

(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額　一三、九〇九、〇〇〇（磅）
(ロ) 一九三〇年度ニ於ケル有稅品　二七三、〇〇〇（總額ノ一・九%）
(ハ) 同上無稅品　一三、六三六、〇〇〇（九八・一%）
(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルト英植民地品ナルトニ拘ラス有稅ナルモノ　二七三、〇〇〇（一・九%）
(ホ) 同上無稅品　一一、六五二、〇〇〇（八三・八%）
(ヘ) 同上外國品ニ限リ有稅ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無稅）合計　一、九八四、〇〇〇（一四・三%）
(1) 從價一割ヲ課セラルルモノ　一、七三七、〇〇〇（一二・五%）
(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ　一八〇、〇〇〇（一・三%）
(3) 從價二割ヲ超ユルモノ　六七、〇〇〇（〇・五%）

(16) 日本

(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額　七、八二〇、〇〇〇（磅）
(ロ) 一九三〇年度ニ於ケル有稅品　一、五五〇、〇〇〇（總額ノ一九・八%）
(ハ) 同上無稅品　六、二七〇、〇〇〇（八〇・二%）
(ニ) 一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルト英植民地品ナルトニ拘ラス有稅ナルモノ　一、五五〇、〇〇〇（一九・八%）
(ホ) 同上無稅品　二一五、〇〇〇（二・七%）
(ヘ) 同上外國品ニ限リ有稅ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無稅）合計　七、〇五五、〇〇〇（七七・五%）
(1) 從價一割ヲ課セラルルモノ　三、四五三、〇〇〇（四四・二%）
(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ　一、六八三、〇〇〇（二一・六%）
(3) 從價二割ヲ超ユルモノ　九一九、〇〇〇（一一・七%）

(17) 支那

(イ) 一九三〇年度ノ英本國ヘノ總輸入額　九、八八九、〇〇〇（磅）
(ロ) 一九三〇年度ニ於ケル有稅品　五六〇、〇〇〇（總額ノ五・七%）

(ハ)	同上無稅品	九、三二九、〇〇〇（九四・三%）	
(ニ)	一九三二年「オタワ」會議後ニ於テ外國品ナルモ ト英植民地品ナルトニ拘ラス有稅ナルモノ	五六〇、〇〇〇（五・七%） 二、〇六三、〇〇〇（二〇・九%）	
(ホ)	同上無稅ナルモノ	七、二六六、〇〇〇（七三・四%）	
(ヘ)	同上外國品ニ限リ有稅ナルモノ（同種ノ英植民地品ハ無稅）合計	五、二三七、〇〇〇（五二・八%）	
	(1) 從價一割ヲ課セラルルモノ	一、四四〇、〇〇〇（一四・六%）	
	(2) 從價一割一分乃至二割ヲ課セラルルモノ	五八九、〇〇〇（ 六・〇%）	
	(3) 從價二割ヲ超ユルモノ		

附錄第一 「オタワ」協定正文

(一) 英本國及「カナダ」間協定

英本國政府及「カナダ」政府ノ代表者タル予等ハ各自ノ政府ノ爲茲ニ相互ノ間ニ左ノ如ク協定ス

第一條

英本國政府ハ「カナダ」ニ於テ栽培、生產又ハ製造セラレ且英帝國ノ何レカノ地方ヨリ積出サルル物品ニシテ千九百三十二年ノ輸入稅法ニ依リ現ニ無稅タルモノニ對シ本協定附屬甲表ニ揭ケタル留保ニ從フノ條件ノ下ニ千九百三十二年十一月十五日後ニ於テモ引續キ英本國ヘ無稅輸入ヲ許可スヘキ命令ヲ前記輸入稅法第四節ノ規定ニ從ヒ制定スヘキコトヲ約ス

第二條

英本國政府ハ本協定附屬乙表ニ揭クル外國品ニ對シ現行關稅（若シアルトキハ）ノ代ニ該表所載ノ關稅ヲ課スルニ必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第三條

英本國政府ハ千九百三十二年ノ輸入稅法第一節ニ依リ丙表ニ揭クル外國品ニ對シ課セラレタル從

價一割ノ一般稅ハ「カナダ」政府ノ同意アル場合ヲ除クノ外之ヲ輕減セサルヘキコトヲ約ス

第四條

英帝國內ニ於ケル粒小麥、銅、亞鉛及鉛ノ生產者カ英本國內ニ於ケル最初ノ賣買ニ際シテ夫々右貨物ヲ世界的價格ヲ超過セサル價格ヲ以テ英本國消費者ノ需要ヲ充タスニ足ル分量タケ販賣シ得サルカ又ハ販賣スルコトヲ欲セサルトキハ本協定ニ規定シタル粒小麥、銅、亞鉛及鉛ニ對スル關稅ハ撤廢セラルヘキコトヲ約ス

第五條

英本國政府ハ「カナダ」ヨリ英本國ヘ輸入セラルル生キタル家畜ノ輸入規定ヲ右政府ト「カナダ」政府トノ間ニ主義上既ニ協定セラレタル方針ニ從ヒ變更スルニ必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第六條

英本國政府ハ英本國ニ於ケル養豚業ノ組織改善ニ關シ目下開催中ノ委員會ノ報告書ヲ接受シタル後成ル可ク速ニ英本國ヘ輸入セラルル「ベーコン」及「ハム」ノ供給ノ調節ニ關シ取極ヲ爲ス意嚮ナルコトヲ宣言シ且一切ノ地方ヨリ英本國ヘ輸入セラルル「ベーコン」及「ハム」ノ供給ヲ調節スル爲議會ニ提出セラルルコトアルヘキ何レノ法令ニ於テモ一年ニ付二百五十萬「ハンドレッドウェイト」ノ最大限ニ達スル迄良質ノ「カナダ」產「ベーコン」及「ハム」ノ無稅輸入ヲ許可スル爲規定ヲ設クヘキコトヲ約ス

第七條

英本國政府ハ外國產葉煙草ニ對スル關稅カ一封度ニ付二「シリング」二分ノ一「ペンス」ヲ下ラサル限リ「カナダ」ニ於テ栽培、生產又ハ製造セラレタル煙草ニシテ英帝國ノ何レカノ地方ヨリ積出サレタルモノニ對シ外國產煙草トノ特惠ノ現在ノ開キヲ本協定ノ日附ノ日ヨリ十年間確保スヘキ法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ但シ外國產葉煙草ニ對スル關稅カ一封度ニ付二「シリング」二分ノ一「ペンス」ヲ下リタル場合ニ於テハ特惠ノ開キハ右關稅全額ニ等シカルヘシ

第八條

英本國政府ハ非自治植民地及保護領ノ政府ニ對シ英帝國ノ何レカノ地方ニ現ニ與フル特惠ヲ「カナダ」ニ與フヘキコトヲ要請スヘシ但シ右條項ハ千九百三十年ノ關稅協定ニ基キ北部「ローデシア」ニ依リ南「アフリカ」聯邦、南部「ローデシア」及南「アフリカ」高級委員會地域ニ對シ與ヘラルル特惠ニハ及ハサルヘキモノトス英本國政府ハ又丁表ニ揭クル植民地及保護領ノ政府ニ對

シ同表所載ノ貨物ニ付同表所載ノ率ニ於テ新規ノ特惠又ハ追加特惠ヲ「カナダ」ニ與フヘキコトヲ要請スヘシ

第九條

「カナダ」政府ハ戊表ニ揭クル貨物ニ對シ現行關稅ニ代ヘ同表所載ノ稅ヲ課スルニ必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ但シ本條ハ「カナダ」政府カ該表所載ノ英帝國特惠ノ開キヲ維持シ乍ラ右表ニ定ムル稅ヲ輕減シ又ハ右表ニ定ムル中間稅率表若ハ一般稅率表中ノ稅率ヲ增加スルコトヲ妨クルモノニ非ス

第十條

「カナダ」政府ハ英本國生產品ニ對抗スル爲關稅ニ依リ保護ヲ與フルハ確實ナル成功ノ機會カ合理的ニ保障セラレ居ル產業ニ限ルヘキコトヲ約ス

第十一條

「カナダ」政府ハ本協定ノ實施期間中保護關稅ハ英本國生產者カ經濟的且能率的ニ生產ヲナス場合必要ト認メラルル費用ヲ基礎トシテ公正ナル競爭ヲ爲シ得ル限度ヲ超エサルヘシトノ原則ニ基キ關稅ヲ定ムヘキコトヲ約ス但シ右原則ノ適用ニ當リテハ充分ニ確立セサル產業ノ場合ニ付特殊ノ考慮ヲ拂フヘキモノトス

第十二條

「カナダ」政府ハ千九百三十一年ノ關稅委員會法ニ於テ規定セラレタル關稅委員會ヲ直ニ組織スヘキコトヲ約ス

第十三條

「カナダ」政府ハ英本國政府ノ要請アリタルトキハ關稅委員會ヲシテ出來得ル限リ速ニ右要請中ニ明示セラレタル貨物ニ對シ課セラルル關稅ヲ本協定第十一條ニ定メタル原則ニ照シテ審査セシメ且右審査ニ關スル關稅委員會ノ報告書ノ受領後之ヲ議會ニ提出スヘク又必要アル場合ニハ英本國產ノ右貨物ニ對スル關稅率ヲ前記原則ニ從ヒ變更スルヤウ議會ニ要請スヘキコトヲ約ス

第十四條

「カナダ」政府ハ英本國品ニ對シテハ關稅委員會ノ審査及其ノ報告書ノ受領ノ後且右委員會ニ依リ發見セラレタル事實ニ基クニ非サレハ現行關稅ヲ增加セサルヘキコトヲ約ス

第十五條

「カナダ」政府ハ關稅委員會カ本協定第十三條及第十四條ニ依リ發生スル事件ヲ審査スル場合英

本國ノ生產者カ右委員會ニ於テ意見ヲ開陳スルノ完全ナル權利ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

第十六條

「カナダ」政府ハ「カナダ」ノ關稅行政カ左記ノ一般原則ニ從ヒ行ハルヘキコトヲ約ス卽チ(イ)貨物ノ「カナダ」到着ノ際支拂フヘキ關稅及他ノ財政的課金ノ金額カ不確定ナルコトヲ出來得ル限リ避クルコト(ロ)遲延及紛議ヲ最小限度迄減少スルコト竝ニ(ハ)關稅率表ノ適用ニ屬スル事項ニ關スル紛爭ヲ迅速且公平ニ解決スル爲機關ヲ設クルコト

第十七條

「カナダ」政府ハ英本國ヨリノ輸入品ニ對スル一切ノ現存附加課金ハ「カナダ」ノ財政ノ許ス限リ速ニ完全ニ之ヲ廢止スヘキコトヲ約ス「カナダ」政府ハ又英本國ヨリノ輸入品ニ適用セラルル限リ爲替「ダンピング」稅ヲ減額シ且終局ニ於テ廢止スルノ可能性ニ對シ同情的考慮ヲ拂フヘキコトヲ約ス

第十八條

「カナダ」政府ハ英本國ヨリ「カナダ」ヘ輸入セラルル純血種ノ家畜ノ輸入ニ關スル現行規則ヲ同政府及英本國政府ノ間ニ主義上旣ニ協定シタル方法ニ從テ改正スヘキコトヲ約ス

第十九條

「カナダ」政府ハ現ニ英帝國特惠稅率ノ利益ヲ與フル非自治植民地、保護領及委任統治地域ニ對シ竝ニ「ザンジバル」ニ對シ附屬己表ニ揭クル貨物ニ付同表ニ揭クル率ニ依ル特惠及現ニ英本國ニ與フル一切ノ特惠ヲ與フヘキコトヲ約ス但シ植民地又ハ保護領ニシテ國際的義務ニ依リ特惠ヲ與フルコトヲ妨ケラルルコトナキニ拘ラス(一)「カナダ」ニ對シ特惠ヲ與ヘサルカ又ハ(二)英帝國ノ他ノ地方(北部「ローデシア」ニ付テハ南「アフリカ」聯邦、南部「ローデシア」及南「アフリカ」高級委員會地域ヲ除ク)ニ與フル特惠ヲ「カナダ」ニ對シ與ヘサルモノニ對シテハ「カナダ」政府ハ特惠ヲ引續キ許與スルノ義務ヲ有セサルヘシ

第二十條

本協定ハ千九百二十五年七月六日附ノ「カナダ」「アイルランド」自由國間通商協定ニ基キ本協定當事者カ享有スル一切ノ利益ヲ害シ又ハ減少スルコトナカルヘシ

第二十一條

特定ノ種類ノ貨物ニ付玆ニ許與シタル何レカノ特惠カ外國ニ於テ國家ノ行動ヲ以テ右種類ノ貨物ノ價格ヲ直接若ハ間接ニ決定又ハ維持スルカ爲ニ全部又ハ一部無效ト爲ルノ虞アルコトヲ何レカ

一方ノ政府カ認メタルトキハ右政府ハ玆ニ許與シタル特惠ヲ有效ナラシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル期間內該貨物ノ右外國ヨリ自國ヘノ直接若ハ間接ノ輸入ヲ禁止スルノ權能ニシテ該政府カ現ニ有シ又ハ今後獲得スルコトアルヘキモノヲ行使スヘキコトヲ玆ニ宣言ス本協定ハ右明示セラレタル條件ノ下ニ作成セラレタルモノナリ

第二十二條

英本國政府ト「カナダ」政府トノ間ノ本協定ハ（今後實行シ得ヘキ限リ速ニ必要ナル立法上又ハ他ノ措置ヲ執ルコトヲ條件トシテ）該協定ノ日附ノ日ヨリ實施セラレタルモノト看做スヘシ本協定ハ五年間引續キ效力ヲ有スヘク且右期間ノ終ノ六月前ニ廢棄セラレサルトキハ爾後締約當事者ノ何レカ一方カ廢棄ノ通告ヲ爲シタル後六月ニ至ル迄引續キ效力ヲ有スヘシ

第二十三條

英本國政府又ハ「カナダ」政府カ本協定ノ條項ニ變更ヲ加フルコトヲ必要トスル事情發生シタリト認メ之ヲ提議シタルトキハ兩政府ハ該條項ノ變更ニ付協議スヘシ

英本國政府ノ爲ニ署名セリ

ネヴィル・チェーンバリン

「カナダ」政府ノ爲ニ署名セリ

千九百三十二年八月二十日

英本國及加奈陀間協定附屬

甲表

註（現ニ英本國ニ無稅輸入ヲ許可セラルル加奈陀產品ハ本表ニ掲クル留保ヲ條件トシテ一九三二年十一月十五日後ニ於テモ無稅輸入ヲ繼續許可セラルヘシ第一條參照）

加奈陀產ノ卵、家禽、「バター」、「チーズ」及其ノ他ノ乳製品ノ輸入ハ尙引續キ三ケ年間無稅トス英本國政府ハ右三ケ年ノ期間滿了後英本國內生產者ノ爲必要ナリト認メタルトキハ前記物品ノ特惠ノ基礎ヲ再審查シ且加奈陀政府ニ通告シタル上加奈陀產ノ是等物品ニ對シ特惠差額（註　外國品ニ對スル稅率ト英國品ニ對スル稅率トノ差）ヲ維持シ乍ラ特惠關稅ヲ課スルコトトスルカ若ハ加奈陀政府ト協議ノ上一切ノ地方ヨリノ英本國ヘノ輸入量ヲ制限スルノ制度ヲ該物品ニ對シ適用スルノ權利ヲ留保ス

英本國及加奈陀間協定附屬

乙表

註（英本國政府ハ本表ニ掲クル外國品ニ對シ現行稅率ニ代ヘ本表所定ノ如キ國稅ヲ設クヘシ第二條參照）

アール・ビー・ベネット

粒狀ノ小麥	一「クオター」ニ付	二　志
「パ　タ　ー」	一「ハンドレッドウェート」ニ付	十五　志
「チ　ー　ズ」	從　價	一割五分
生ノ林檎	一「ハンドレッドウェート」ニ付	四志六片
（登錄セル「サイダー」製造業者向ケノ「サイダー」製造用ノ林檎ヲ除ク）	一「ハンドレッドウェート」ニ付	四志六片
生ノ梨	含有砂糖ニ對スル關稅ノ外	
林檎ノ罐詰	一「ハンドレッドウェート」ニ付	三志六片

乾果實、現在七志ノ關稅ヲ課セラルルモノ

卵、殼付	一「ハンドレッドウェート」ニ付	十志六片
(イ) 十打ノ重量十四封度ヲ超エサルモノ	十　打　ニ　付	一　志
(ロ) 十四封度ヲ超エ十七封度ヲ超エサルモノ	十　打　ニ　付	一志六片
(ハ) 十七封度ヲ超エタルモノ	十　打　ニ　付	一志九片
「コンデンスト・ミルク」（砂糖入）	含有砂糖ニ對スル關稅ノ外	
銅ノ塊、條、錠、竿（精鍊シタルト否トヲ問ハス但加工セサルモノ）	一「ハンドレッドウェート」ニ付	五　志
	一封度ニ付	二　片

英本國及加奈陀間協定附屬

丙表　註（英本國政府ハ加奈陀政府ノ同意アル場合ノ外本表ニ揭クル外國品ニ對シ一九三二年ノ輸入稅法第一節ニ依リ課スル從價一割ノ一般稅ヲ輕減セス第三條參照）

木材	加奈陀ヨリ英本國ニ多量ニ輸入セラルル一切ノ種類ノ木材ニシテ現ニ關稅ヲ課セラルルモノ	
海產ノ鮮魚		
鮭罐詰		

其ノ他ノ魚類ノ罐詰
石綿
亞鉛
鉛

英本國及加奈陀間協定附屬

丁表

註（英本國政府ハ本表ニ掲クル植民地及保護領ノ政府ニ對シ本表所載ノ貨物ニ付本表所定ノ特惠率ヲ加奈陀ニ與フルヤウ要請スヘシ第八條後段參照）

品名	特惠差額	
(一) 「バハマス」、「バルバドス」、「ベルムダ」、英領「ギァナ」、英領「ホンヂュラス」、「ジャマイカ」（「タークス」及「カイコス」諸島竝「カイマン」諸島ヲ含ム）、「リーワード」諸島、「トリニダード」及「トバコ」、「ウィンドワード」諸島、「フィージー」、馬來聯邦及聯邦ニ屬セサル馬來諸邦、「モーリシアス」及北部「ローデシヤ」	（マーデン、オブ、プレファレンス）	一足ニ付一志（若ハ地方通貨ノ同額）即チ若シ從價ニ依ル特惠稅率アルトキハ該稅率ニ一足ニ付一志ノ從量稅ヲ加ヘタルモノヲ以テ一般稅率トス
(二) 前記(一)ニ揭ケタル一切ノ植民地及保護領（自動車輛ノ輸入ヲ禁止スル間「ベルムダ」ヲ除ク）、北部「ローデシヤ」及「トリニダード」並ニ「セイロン」、香港、「マルタ」及海峽植民地	「ゴム」製長靴及短靴竝ニ布製長靴及短靴ニシテ「ゴム」底ノモノ	從價 二割
(三) 前記(二)ニ揭ケタル一切ノ植民地及保護領、但海峽植民地及香港ヲ除ク	自動車輛	從價 二割
(四) 前記(一)ニ揭ケタル一切ノ植民地及保護領、但「フィージー」、馬來聯邦及聯邦ニ屬セサル馬來諸邦、「モーリシアス」及北部「ローデシア」ヲ除ク	自動車輛ノ部分品（「ゴムタイヤ」ヲ含ム） 綿又ハ人絹ノ靴下 絹ノ靴下	一足ニ付六片即チ若シ從價ニ依ル特惠稅率アルトキハ該稅率ニ一足ニ付六片ノ從量稅ヲ加ヘタルモノヲ以テ一般稅率トス 一足ニ付九片即チ若シ從價ニ依ル特惠稅率アルトキハ該稅率一足ニ付九片ノ從量稅ヲ加ヘタルモノ

「バター」	電氣機械及器具	一般稅率トス
	「ベーコン」及「ハム」	一封度ニ付一五片現ニ二割五分ノ特惠戻稅ヲナシツツアル關稅ニ付右戻稅ヲ其ノ五割迄增加ス
	「コンデンスト・ミルク」	從價　一割五分
	桶　板	一封度ニ付〇・五片
	馬鈴薯及洋葱（ダマネギ）	「ピッチ」、「バイン」ノ關稅上ノ取扱ヲ他ノ木及木材ニ對スル取扱ト同樣トシ且千呎ニ付十志ヲ下ラサル特惠差額ヲ設ク
	燕　麥	從價一割（若ハ之ニ相當スル從量稅）
	金　物	從價　一割
「バハマス」		百封度ニ付二志
「バルバトス」、「ベルムダ」及「トリニダード」		百封度ニ付九片
「バルバドス」、英領「ギァナ」、「リーワード」諸島（「アンチクァ」ノミ）及「トリニダード」		從價　一割
「バルバドス」及「ヂャマイカ」及「トリニダード」		
「バルバドス」及英領「ボンヂュラス」		
「バルバドス」		
「ベルムダ」、「ジャマイカ」（「タークス」及「カイコス」諸島並ニ「カイマン」諸島ヲ含ム）、「リーワード」諸島及「ウィンドワード」諸島		
「ベルムダ」		
「ジャマイカ」		
「セーロン」		
「サイプラス」		
馬來聯邦及聯邦ニ屬セサル馬來諸邦		

卵		一打ニ付二片
肉罐詰		從價　一割
果實及野菜罐詰		從價　一割五分
家　具		從價　一割
一切ノ種類ノ衣類（靴下ヲ除ク）		從價　一割
木及木材		從價　一割
「ベーコン」及「ハム」		從價　一割
果實及野菜罐詰		從價　一割五分
魚類罐詰		從價　一割五分
「バター」、「チーズ」、魚類罐詰及木材		關稅ノ三分ノ一（六分ノ一ニ代ル）
		關稅ヲ課シ得ルニ至リタルトキ直チニ設クヘキ特惠差額

(七)「フィジー」

(八)(九)「マルタ」「モーリシアス」

(一〇)北部「ローデシヤ」

「コンデンスト・ミルク」	從價	一割
印刷及包裝用紙	從價	一割
果實罐詰及野菜罐詰	從價	一割五分
魚類罐詰	從價	一割五分
電池	從價	一割五分
糖菓	從價	一割
木材、削リタルモノ及削ラサルモノ	百「スーパーフィシャル・フイート」ニ付二志	
小麥粉	百瓩ニ付二志	
「ベーコン」及「ハム」	百瓩ニ付五「ルピー」	
「チーズ」	從價	一割
魚類罐詰	從價	一割五分
電氣「ストーブ」及家具	從價	一割五分
電池及蓄電池	從價	一割五分
空ノ木箱又ハ箱ノ組板	從價	一割
木（加工セサルモノ、天井板及床板ヲ含ム）	從價	一割
新聞用紙、包裝用紙、特	從價	一割

(二)「サラワク」

英本國及加奈陀間協定附屬

戊表 註（加奈陀政府ハ本表ニ揭ク物品ニ對シ現行稅率ニ代ヘ新ニ本表ノ稅率案ノ如キ稅ヲ設クヘキモノトス第九條參照）

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
二〇a	「ココア・ビーン」ヨリ製造シタル「バター」	無稅	三仙	三仙
	揭セサル無地若ハ無地ナラサル紙	從價	一割	
	稅番第一三〇(a)及(b)ニ揭クル貨物自動車等	從價	一割	
	加奈陀原產ノ自動車、車臺、「ゴム」空氣「タイヤ」及「ゴム」管	稅番第一二九(b)及(c)並ニ第二六〇ヲ適用シ英本國原產ノ上記貨物ニ對スルト同一稅率ヲ課ス		
	「コンデンスト・ミルク」	從價	一割	

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
七九	園藝材料卽チ蹶躅、鉢植エノ紫丁香花、接木用ノ薔薇及其他ノ臺木、「オランダ」石竹ノ苗、南洋杉、球根、球莖、塊莖、根莖及宿根、別號ニ揭ケサルモノ。接木用ノ臺木（苗木ノモノ）卽チ梅、梨、桃及其ノ他ノ果樹	無稅	一割五分	二割
八三	左ノ馬鈴薯			
	(a) 生產シタル儘ノモノ百封度ニ付	無稅	無稅	七五仙
一四三a	紙卷煙草、課稅重量ニハ包裝紙ノ目方ヲ加フ一封度ニ付	三・五〇弗	四・一〇弗	四・一〇弗
	外ニ	二割五分	二割五分	二割五分

一四四	刻煙草 一封度ニ付	八〇仙	九五仙	九五仙
一四五	別號ニ揭ケサル加工煙草及嗅煙草一封度ニ付	七五仙	九〇仙	九〇仙
一四六	「エール」、麥酒、「ポーター」及「スタウト」、樽入又ハ其ノ他ノモノ、罎入ヲ除ク一「ガロン」ニ付	二五仙	三五仙	三五仙
一四七	「エール」、麥酒、「ポーター」及「スタウト」罎入ノモノ一「ガロン」ニ付 但一「クォト」入罎六本又ハ一「パイント」入罎十二本ヲ以テ一「ガロン」ト見做ス	三〇仙	五〇仙	五〇仙
一五二	別號ニ揭ケサル「ライム」汁、果液及果汁	一割五分	二割五分	二割五分
一五六	別號ニ揭ケサル「エチール・アルコール」又ハ普通ニ「アルコール」			

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
	ト稱セラルルモノ、水酸化「エチール」又ハ酒精。別號ニ揭ケサル一切ノ種類ノ「ジン」別號ニ揭ケサル「ウイスキー」及一切ノ酒精又ハ「アルコール」含有飲料。「アミール、アルコール」又ハ「フューゼル」油、馬鈴薯製酒精又ハ馬鈴薯製油ト稱セラルルモノ。「メチール、アルコール」、「ウッド、アルコール」、「ウッド、ナフタ」、「ピロシリック、スピリット」又ハ「ウッド、スピリット」若ハ「メチール、スピリット」稱セラルルモノ。別號ニ揭ケサル「アブサン」酒、「アラック」酒又ハ椰子精、「ブランデー」（人造			

「ブランデー」及模造「ブランデー」ヲ含ム）。別號ニ揭ケサル一切ノ種類ノ「コーデイアル」及「リキュール」。「ムスカル」、「ブルケ」、「ラム」酒、「シーダム」及其他ノ和蘭「ヂン」酒。「タフィア」、「アンゴスチュラ」及同種ノ苦味酒又ハ酒精飲料。別號ニ揭ケサル葡萄酒（酒精ノ含有量標準强度ノ四割以上ノモノ）標準强度一「ガロン」ニ付

但稅番第一五六ニ揭クル物品ノ酒精含有量カ標準强度以下ナルトキハ課稅ニ當リ標準强度ノ一割五分以上ノ割引ヲナサス

「アミール、アルコール」又ハ精製「フューゼル」油、國稅省又ハ個人ニ

八弗

一〇弗

一〇弗

加奈陀稅番	品目	稅率察 英特惠	稅率察 中間	稅率察 一般
一五九	シテ國稅大臣ノ許可ヲ得タル者ノ輸入ニ係リ金屬「ワニス」又ハ「ラッカー」ノ製造ニ使用セラルルモノニシテ消費稅法及國稅省令ニ從ヒ國稅大臣ノ命令ニ定ムル港ニ輸入セラルルモノ一「ガロン」ニ付	無稅	二五仙	二五仙
一六〇	「エッセンス」、「エキス」若ハ「エーテル」含有果實「エッセンス」又ハ「アルコール」含有果實「エッセンス」ヲ混シタル酒精又ハ火酒、別號ニ揭ケサルモノ一「ガロン」ニ付 外ニ	三弗五割	三弗五割	三弗五割
	「アルコール」含有香料又ハ薰香ヲ附シタル酒精「ベーラム」、「コローン」及「ラベンデル」香水、雲脂取香水、齒及皮膚用化粧水及其ノ他酒精含有化粧料			
一六六	(a) 壜又ハ「フラスコ」入ニテ內容四「オンス」ヲ超エサルモノ	一割	三割	三割
一六八	(b) 壜、「フラスコ」又ハ其他ノ容器入ニテ內容四「オンス」ヲ超ユルモノ一「ガロン」ニ付 外ニ	五弗 四割	五弗 四割	五弗 四割
	「アセトン」及醋酸「アミール」	五弗 割	五弗 割	五弗 割
	麥芽粉（麥芽ノ含有量全重量ノ五割ニ滿タサルモノ）。麥芽「シロップ」又ハ麥芽「シロップ」粉。麥芽「エキス」（液體又ハ液體ナラサルモノ）。穀糖蜜—本稅番ノ凡テノ品物ハ其ノ評價ニ當リ國稅大臣ノ定ムル規則ニ從ヒ英國又ハ外國ノ			

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
	消費稅ヲ除外ス一封度ニ付	三仙	五仙	一〇仙
	外ニ			
一七一ノ内	少年向ノ滑稽雜誌	二割	三割	三割五分
一七一	別號ニ揭ケサル書籍（印刷セルモノ）、雜誌及「パンフレット」又ハ其ノ部分品（白紙計算帳簿、習字本、雜記帳又ハ書用帳ヲ含マス）ノ	無稅	一割	一割
一七八ノ内	鐵道ノ發行スル廣告用印刷物	無稅	無稅	無稅
一七八	廣告用印刷物卽チ廣告用「パンフレット」廣告用引札、廣告用繪入雜誌。定價帳、「カタローグ」及定價表。廣告用曆及「カレンダー」、特許藥品又ハ其ノ他ノ特許品ノ廣告用「サーキュラー」、「チラシ」及			

	「パンフレット」。廣告用着色石版書、着色寫眞版書、油繪樣石版書又ハ手寫以外ノ方法ニ依ル同樣ノ製作品ニシテ其ノ上ニ廣告ヲ印刷シ石版刷ニシ又ハ押捺シ若ハ廣告物ヲ之ニ附着シタルモノ（廣告用「ビラ」、「フオールダー」、「ポスター」又ハ廣告ノ目的ヲ以テ紙又ハ板紙ニ石版刷ニシ印刷シ又ハ押捺シタル類似ノ美術作品ヲ含ム）、別號ニ揭ケサルモノ一封度ニ付	五仙	一二仙半	一五仙
	但前記ノ輸入品ニ對スル一般稅率ハ下記ヲ下ルコトヲ得ス	—	—	三割五分
	押形ヲ附セサル寫眞用「ベーシックペーパー」艶附シタル「バライタ」紙ニシテ專ラ寫眞用鷄卵紙又ハ感光紙ノ製造ニ使用スルモノ	無稅	一割五分	一割五分

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
一九二ノ內	「フェルト」ノ屋根葺材料	無稅	二割五分	三割五分
一九九ノ內	複寫機械ニ用フル謄寫版用原紙	一割	三割二分五厘	三割五分
二〇三ノ內	二個又ハ二個以上ノ酸又ハ鹽ノ化學調合品ニシテ水ニ溶解シ染色又ハ「タンニング」ニ適スルモノ	無稅	一	一
二〇三ノ內	「アニリン」及「コールタール」染料（水ニ溶解スルモノ）大量包裝ノモノ又ハ其ノ他ノ包裝ノモノニシテ重量一封度以上ノモノ	無稅	一	一
二〇六ノ內	皮下注射用ノ細菌生產物又ハ血清	無稅	無稅	無稅
二〇七ノ內	血液「アルブミン」	無稅	無稅	無稅
二〇八ノ內	鹽化「アムモニュウム」及硝酸「アムモニア」	無稅	一	一
二〇八ノ內	酸化「コバルト」	無稅	一	一
二〇八ノ內	二鹽化錫及結晶錫	無稅	二	二
二〇八ノ內	硫酸銅（丹礬）	無稅	二	二
二〇八ノ內	硫酸鐵（綠礬）	無稅	一割五分	一割五分
二〇八ノ內	結晶酒石英及結晶酒石酸	無稅	二	二
二〇八ノ內	別號ニ揭ケサル燐及燐ノ調合物	無稅	二	二
二〇八ノ內	砒酸	無稅	一	一
二〇八ノ內	酸化錫又ハ酸化銅	無稅	一割五分	一割五分
二〇八ノ內	硫酸亞鉛及鹽化亞鉛	無稅	一	一
二〇八b	重硫酸曹達又ハ硝石	無稅	一	一
二〇八d	鹽化「カルシュウム」、溶液ナラサルモノニシテ專ラ道路ノ手入ニ使用スルモノ	無稅	一割五分	一割五分
二〇八e	鑛石、金屬又ハ鑛物ノ淘汰ニ使用スルモノ	無稅	一割五分	一割五分

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
	スル「キサンチン」酸鹽、「クレジール」酸及「クレジール」酸ノ調合物	無稅	一割五分	一割五分
二〇八h	「エチレングリコル」凍傷豫防劑ノ製造業者カ自己ノ工場ニ於テ專ラ該豫防劑ノ製造ニ使用スル爲ニ輸入スルモノ	無稅	一割五分	一割五分
二〇九ノ內	重「クローム」酸加里（粗製ノモノ）赤色及黃色靑酸加里	無稅	一割五分	一割五分
二一〇	過酸化曹達、結晶セル若ハ液體ノ硅酸曹達、重「クローム」酸曹達、硝酸曹達又ハ智利硝石、硫化曹達、亞硝酸曹達、砒酸曹達、重砒酸曹達、「クロール」酸曹達、重亞硫酸曹達及錫酸曹達、靑酸曹達及亞硫酸曹達	無稅	一割五分	二割
二一〇d	硫酸曹達（粗製ノモノ）又ハ「ソルト、ケーキ」一封度ニ付	無稅	一割五分	二割
二一一ノ內	鹽化「アルミニュム」又ハ「クロラルム」	無稅	一割五分	二割
二一二	硫酸「アルミニュム」又ハ「アルム、ケーキ」、竝ニ明礬大量包裝ノモノニシテ碎キタルモノ又ハ碎カサルモノ（但シ燒カサルモノ）	無稅	一割五分	二割
二一五	別號ニ揭ケサル「ステアリン」酸	〇・五仙	五分ノ三仙	五分ノ三仙
二一六ノ內	別號ニ揭ケサル酸類（加奈陀ニ於テ生產セラレサルモノ）	無稅	一割七分五厘	二割
二一六ノ內	燐酸	無稅	一割	二割
二一六ノ內	硝酸、包裝入（「ガラス」容器ヲ含	無稅	一割五分	二割五分

加奈陀税番	品目	税率案 英特惠	税率案 中間	税率案 一般
	マス）ニテ重量百封度ヲ超エサルモノ	無税	二税	二割二分五厘
二一七ノ内	硫酸及鹽酸、包裝入（「ガラス」容器ヲ含マス）ニテ重量百封度ヲ超エサルモノ　百封度ニ付	無税	二二・五仙	二五仙
二一八	燐酸、醫藥ニアラサルモノ	無税	二割五分	二割五分
二一九ノ内	「サルフアリック、エーテル」及「クロロフオルム」	無税	二割五分	二割五分
二一九c	「アルコール」ヲ含有セル製劑又ハ化學藥（霧吹スル消毒用品ノ如キ）、包裝入ニテ重量三封度ヲ超エサルトキハ課稅重量中ニ該包裝ノ重量ヲ加フ	無税	二割五分	二割五分
二二〇	石鹼（普通用又ハ洗濯用）百封度ニ付	五分	二割五分	二割五分

二三〇	ニ付	五〇仙	一弗五〇仙	一弗五〇仙
二三二ノ内	「カステル」石鹼、課稅重量ニハ板紙函及包裝ノ重量ヲ加フ一封度ニ付	無税	二仙	二仙
二三二b	別號ニ揭ケサル阿膠（液體、粉末又ハ板狀ノモノ）及「ゼラチン」外ニ一封度ニ付	一割七分五厘	二割五分	二割五分
二三二c	植物性阿膠	二仙	五仙	五仙
二三四	「ゼラチン」、食用ノモノ	一割	三割五分	三割五分
	「アルコール」ヲ含有セサル香水竝ニ化粧品卽チ髮油、齒磨粉及水齒磨等「ポマード」「ペースト」竝ニ其ノ他ノ髮、口又ハ皮膚用薰香製品ニシテ別號ニ揭ケサルモノ	一割	三割五分	三割五分
二三六	綿製ノ外科用繃帶（防腐劑ヲ施セ	二割	四割	四割

加奈陀税番	品目	税率案		
		英特惠	中間	一般
二四〇	ル）（「アブソーベント、コトン」「リント」、綿羊毛「トー」、「オークン」製ヲ含ム）一種類ニテ輸入シタルト各種類合セテ輸入シタルトヲ問ハス百平方呎ノ重量七封度半ヲ超エサルモノニシテ縫其他ノ加工ヲセサルモノ。脫腸帶及一切ノ種類ノ吊リ繃帶。衞生「ナプキン」、「スピナル、プレース」、「アブドミナル、サポーツ」	一割二分五厘	二割五分	三割五分
	群青（乾キタルモノ又ハ泥狀ノモノ）。白堊及胡粉。「バリス、ホワイト」及「ギルダース、ホワイチング」。「ブラン、フイキゼ」、「サチン、ホワイト」	無税	一割	一割

二四一	「リサージ」（電池用以外ノモノ）	無税	一割五分	一割五分
二四二ノ内	乾キタル鉛丹及「ミネラル、オレンヂ」。亞鉛華（亞鉛白及「リソポーン」ノ如キ）	無税	一割五分	一割五分
二四五	「オークル」（赭色）、赭土、「シエナ」（橙黃色）及「アンバ」（濃茶色）	五分	一割五分	一割五分
二四九	別號ニ揭ケサル「ヴアニシュ」、「ラッカー」、漆（日本ノ）、漆乾燥劑、液體乾燥劑及油塗料「ガロン」ニ付	二〇仙	二〇仙	二〇仙
	外ニ			
二五三	一切ノ種類ノ「バテ」	一割五分	二割五分	三割
二五四	「ゴム」即チ「アムバ」、「アラビアゴム」、「オーストラリアゴム」、「コパル」、「ダマ」、「エレミ」、「カウリ」、「マスチ	一割七分五厘	二割七分五厘	二割七分五厘

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
二五六	ク」、「サンダラク」、「セネガルゴム」、「トラガカント」、「ゲッダ」及「バーバリー」、「ボサヂラ」、ゴム（生ノモノ）、「ラック」（生ノモノ）、「シード」、ラック」、「ボタン」、ラック」、「ステック」、ラック」及「シェル」、ラック」。「アンバグリス」、「ポンチアナク」	無稅	一割五分	一割五分
二五六ノ內	印刷用「インキ」	一割二分五厘	一割七分五厘	二割五分
二六四	輪轉寫眞版用「インキ」	一割二分五厘	一割七分五厘	二割
二七六b	別號ニ揭ケサル精油（「ベー」、オール」、「オトー」、オブ」、ライム」、「バーミント」、オイル」ヲ含ム）	無稅	七分五厘	七分五厘
	棉子及粗製棉子油、棉子粉及精製			

二七七	棉子油ノ製造業者カ自己ノ工場ニ於テ專ラ右品ノ製造ニ使用スル爲輸入スルモノ	無稅	一割	一割
二七八	棕櫚油及棕櫚核油（晒シタルモノニシテ食用ニアラサルモノ）、「シー」、バター」	無稅	一割	一割
	油類卽チ			
二八四ノ內	石鹼製造用ノ椰子油、棕櫚油及棕櫚核油（食用ニアラサルモノ）。中油及重油、「オリーヴ」油（石鹼又ハ煙草ノ製造若ハ魚ノ罐詰ニ使用スルモノ）	無稅	一割	一割
二八七	陶器製「タイル」（屋根用）	無稅	三割二分五厘	三割五分
二八八	食卓用ノ陶器、磁器、陶器樣磁器、白色ノ瀨戶引鐵器又ハ鐵器	無稅	三割五分	三割五分
	土器及石器（褐色ノモノ又ハ着色			

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
	シタルモノ）及「ロッキンガム、ウエーア」、「クリームカラードウエーア」（飾ヲ附ケタルモノ、捺染シタルモノ又ハ「スポンヂ」シタルモノ）及別號ニ揭ケサル一切ノ土器	二割五分	三割五分	三割五分
二八九	別號ニ揭ケサル陶器、石、「セメント」、粘土又ハ其ノ他ノ材料ニテ作ラルル浴槽、風呂桶、鉢、大便器、洗面器、小便器、流シノ槽溝、洗濯桶	二割五分	三割五分	三割五分
三〇〇	粘土、砂又ハ石墨ノ坩堝	無稅	一割五分	一割五分
三一二ノ內	石絨（粗ナルモノヲ除ク）及一切ノ石絨製品ニシテ英帝國原產ノ組製石絨ヨリ作リタルモノ	無稅	二割二分五厘	二割五分
三一八	普通ノ窓硝子（無色ノモノ）	無稅	一割五分	一割五分
三一九	別號ニ揭ケサル硝子板及曲リタル板硝子	無稅	二割五分	二割五分
三二〇	別號ニ揭ケサル板硝子（斜緣ナラサルモノ）七平方呎ヲ超エサルモノ	無稅	二割五分	二割五分
三二一	別號ニ揭ケサル板硝子（斜緣ナラサルモノ）七平方呎ヲ超エ二十五平方呎ヲ超エサルモノ	無稅	二割五分	二割五分
三二二	別號ニ揭ケサル板硝子	二割五分	三割五分	三割五分
三三九ノ內	鉛ノ罅口（「キャプシュール」）	二割	三割五分	三割五分
三四〇	一切ノ種類ノ印刷用活字（組版、楔及塡物用鉛片ヲ含ム）	七分五厘	一割七分五厘	二割七分五厘
三四一	「バビット」合金及活字用合金（塊、條及板）	一割	二割	三割

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
三四八d	銅ノ條又ハ竿（電車ノ觸輪線、電信線及電話線、電線及電纜ノ製造業者カ自己ノ工場ニ於テ專ラ是等ノ物品ノ製造ニ使用スル爲輸入スルモノ）	無	一	一
三四九	眞鍮ノ條及竿、「コイル」又ハ其ノ他（長サ六呎ヲ下ラサルモノ）、眞鍮線又ハ板（以上何レモ磨カサルモノ、研カサルモノ又ハ鍍セサルモノ）	五分	一割	一割五分
三五〇	別號ニ揭ケサル一切ノ種類ノ金屬線	一割	三割	三割
三五〇—三五三	「アルミニュウム」及其ノ合金（粗ナルモノ又ハ半加工ノモノ）卽チ			

三五三a—三五四—一—ノ內	塊、「ノッチ、バー」及錠。屑。條、竿及線。山形、溝形、梁、丁形及其ノ他ノ壓延シタル又ハ引拔キタル型。筒及管。板及線條（環ヲ含ム）。箔（厚サ〇・〇〇五吋以下ノモノ）無地又ハ艶附シタルモノ）無地又ハ艶附シタルモシテ裏張ヲ有スルモノ又ハ有セサルモノ。撚リタル線及纜（鋼ヲ以テ强クシタルモノ又ハ然ラサルモノ）。「アルミニューム」粉	無	三	三
三五二—ノ內	眞鍮又ハ靑銅ヲ主タル材料トセル「コイン、ロック」（鎖）（無地ノモノ、磨キタルモノ又ハ鍍シタルモノ）	一割五分	三割五分	三割五分
三五四	別號ニ揭ケサル「アルミニューム」製品	一割五分	四割	三割

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
三五四a ノ內	別號ニ揭ケサル「アルミニューム」製ノ臺所用又ハ家庭用凹器（鍋釜類ノ如キ）	二割	三割	三割
三五五 三五六 ノ內	別號ニ揭ケサル「ニッケル」塊。「ニッケル」條及竿（陽極ニ使用スル爲滅極シ又ハ其ノ他ノ處理ヲ加ヘタル條又ハ竿ヲ除ク）。「ニッケル」線條又ハ板	無稅	—	—
三六一	金箔及銀箔。「オランダ」金箔。錦襴及青銅粉	一割五分稅	三割	三割
三七〇	捺染用ニ適スル銅ノ「ローラー」	無稅	一割	一割
三七七c	別號ニ揭ケサル鐵又ハ鋼ノ塊、錠（加奈陀ニテ生產セラレサル種類ノモノ）ニシテ鍛製品ノ製造業者カ自己ノ工場ニ於テ專ラソノ製造ニ使用スル爲國稅大臣ノ定ムル規則ニ從ヒ輸入スルモノ一噸ニ付	無稅	無稅	無稅
三七八	鐵又ハ鋼ノ條及竿。鐵又ハ鋼ノ塊（「リネアル、ヤード」ノ重量六十封度以下ノモノ）	無稅	一割二分五厘	一割五分
三七八ノ內	(d) 赤熱壓延シタルモノニシテ別號ニ揭ケサルモノ（一封度ノ價格四仙ヲ下ラサルモノ）	無稅	七弗	七弗
三七八a 三七八c ノ內	赤熱壓延シタル鐵又ハ鋼ノ條ニシテ直徑五吋及ソレ以上ノモノ（磨キタル軸系ノ製造業者カ自己ノ工場ニ於テ使用スル爲輸入スルモノ）	無稅	三弗	三弗
	鐵又ハ鋼ノ窓枠部分品、赤熱壓延又ハ常溫壓延シタルモノニシテ穿孔其ノ他ノ加工ヲ加ヘサルモノ	無稅	七弗	七弗

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
	（金屬窓枠ノ製造業者カ自己ノ工場ニ於テ使用スル爲輸入スルモノ）一噸ニ付	無稅	七弗	七弗
三八〇	鐵又ハ鋼ノ板、赤熱壓延又ハ常溫壓延シタルモノ			
	(a) 幅六十六吋以下ニシテ別號ニ揭ケサルモノ一噸ニ付	四・二五弗	八弗	八弗
	(b) 幅六十六吋以上ニシテ別號ニ揭ケサルモノ一噸ニ付	無稅	六弗	六弗
三八一	鐵又ハ鋼ノ板、赤熱壓延又ハ常溫壓延シタルモノ			
	(a) 厚サ〇・〇八〇吋又ハソレ以下ノモノニシテ別號ニ揭ケサルモノ	七分五厘	二割	二割

三八一ａノ內	鐵又ハ鋼ノ板、赤熱壓延又ハ常溫壓延シタルモノニシテ〇・〇七五吋ヲ超エ「バーセント」又ハソレ以上ノ硅素ヲ含有スルモノ（電氣器具製造業者カ自己ノ工場ニ於テ該器具ノ製造ニ使用スル爲輸入スルモノ）	無稅	一割二分五厘	一割二分五厘
三八二ａノ內	無地又ハ鍍シタル箍鋼、赤熱壓延又ハ常溫壓延シタルモノ、厚サ〇・〇六四吋又ハソレ以下ニシテ幅三吋ヲ超エサルモノ（樽又ハ桶ノ製造業者又ハ樽及桶用平箍ノ製造業者カ專ラ自己ノ工場ニ於テ使用スル爲輸入スルモノ）	無稅	一割二分五厘	一割二分五厘
三八二ａノ內	別號ニ揭ケサル帶鋼、赤熱壓延シタルモノニシテ厚サ〇・〇八吋又ハソレ以下ノモノ	七分五厘	一割五分	一割五分

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
三八二b ノ内	別號ニ揭ケサル帶鋼、赤熱壓延シタルモノニシテ厚サ〇・〇八吋ヲ超ユルモノ一噸ニ付	七分五厘	二	二
三八二c ノ内	別號ニ揭ケサル鋼片、常溫壓延又ハ常溫引拔シタルモノニシテ厚サ〇・〇八吋又ハソレ以下ノモノ一噸ニ付	四弗	八弗	八弗
三八三	鐵又ハ鋼ノ板、箍、帶又ハ片	無稅	無稅	無稅
三八五ノ内	(a) 別號ニ揭ケサル錫鍍品（加奈陀ニ於テ生產セラレサル種類ノモノ）	七分五厘稅	一割五分	一割五分
	(b) 別號ニ揭ケサル錫鍍品	無稅	二割	二割
	(c) 別號ニ揭ケサル亞鉛鍍品	無稅	二割	二割
	赤熱壓延シタル錆鋼、酸性鋼又ハ耐熱鋼ノ板、箍、帶又ハ片ニシテ	七分五厘稅	二割	二割

價格五仙以上ノモノ	無稅	無稅	無稅
鐵又ハ鋼ノ板、箍、帶又ハ片ニシテ國稅大臣ノ規則ニ定ムル左ノ如キモノ	無稅	無稅	無稅
(a) 板（製造業者カ專ラ自己ノ工場ニ於テ「ボイラー」、「パルプ」、ダイゼスター」、「スチーム」、アキミレーター」及油精製用容器ノ壓力ヲ受クル部分ノ製作又ハ修繕ニ使用スル爲輸入スルモノ）一噸ニ付	五弗稅	五弗稅	五弗稅
(m) (I) 常溫壓延シタル鐵又ハ鋼ノ板（製造業者ノ專ラ錫鍍板ノ製造ニ使用スル爲輸入スルモノ）	一割五分稅	一割五分稅	一割五分稅
(II) 赤熱壓延シタル鐵又ハ鋼	一割五分稅	一割五分稅	一割五分稅

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
	ノ板、、箍、帶又ハ片（製造業者カ自己ノ工場ニ於テ專ラ亞鉛又ノソノ他ノ金屬（錫ヲ除ク）ヲ鍍シタル板、箍、帶又ハ片ノ製造ニ使用スル爲輸入スルモノ）一九三一年九月一日以後	無稅	五分	割弗
三八七ノ內	加奈陀ニテ製造セラレサル型及長サノ電氣軌道用ノ溝形鋼軌條（一「リネアル、ヤード」ノ重量七十五封度ヲ下ラサルモノニシテ穿孔シ又ハセサルモノ）	無稅	七分	七弗五割
三八八	別號ニ揭ケサル鐵又ハ鋼ノ山形、角材、溝形、圓柱、桁、梁、杭、丁形、Z形及其ノ他ノ型ニシテ	無稅	七分	七弗五割

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
三八八b	熱壓延シタル外穿孔又ハソノ他ノ加工ヲセサルモノ（一「リネアル、ヤード」ノ重量三十五封度ヲ下ラサルモノ）一噸ニ付	無稅	四弗	七弗五割
三八八ノ內	別號ニ揭ケサル鐵又ハ鋼ノ山形、角材、溝型、圓柱、桁、梁、杭、丁形、Z形及其ノ他ノ型ニシテ赤熱壓延シタル外穿孔又ハ其ノ他ノ加工ヲセサルモノ一噸ニ付	無稅	四弗	七弗五割
	鐵又ハ鋼ノ鐵道車臺ノ側面ノ部分又ハ眞中ノ部分ニシテ加奈陀ニ於テ製造セラレサル型ニ屬シ一「リネアル、ヤード」ノ重量三十五封度ヲ下ラサルモノニシテ穿孔ソノ他ノ加工ヲセサルモノ（鐵道車ノ製造業者カ自己ノ工場ニ於テ使用スル爲輸入スルモノ）一噸ニ付	無稅	四弗	七弗五割

加奈陀税番	品目	税率案 英特惠	税率案 中間	税率案 一般
三九二ノ内	鐵又ハ鋼ノ鍛製品（加工ノ程度ヲ問ハス）中空ノモノニシテ内側ノ直徑十二吋ヲ下ラサルモノ	無税	三割	三割
三九三	鐵道車輛（機關車及炭水車ヲ含ム）用鋼「タイヤ」（仕上ケセサルモノニシテ穿孔セス又一切器械ニカケサルモノ）	無税	一割	一割
三九四	鐵又ハ鋼ノ車軸及車軸用棒（別號ニ揭ケサルモノ）及車軸用半加工品竝ニ其ノ部分品	一割	二割七分五厘	三割
四〇一	(a) 機關車及炭水車ヲ含ム鐵道車輛ニ使用スルモノ	無税	一割	一割
	鐵又ハ鋼ノ線			
	(a) 刺ヲ有スル造垣材料（鍍シタルモノ又ハ然ラサルモノ）	無税	一割	一割

(b) 別號ニ揭ケサル撚リタルモノ又ハ編ミタルモノ（「ワイヤ、ロープ」「ケーブル」又ハ「ケーブル」ヲ含ム）ニシテ鍍シタルモノ又ハ然ラサルモノ　一割五分　二割五分　二割五分

(c) 別號ニ揭ケサル引拔平線又ハ引拔ノ後常溫壓延シタル平線ニシテ鍍シタルモノ又ハ然ラサルモノ、幅〇・二五吋以下及厚サ〇・一八七五吋以下ノモノ　七分五厘　二割　二割

(d) 亞鉛引キノ曲ケタルモノ又ハ然ラサルモノニシテ「コイル」狀ニ卷キ直徑〇・一四四又ハ〇・〇九二吋（〇・〇〇四吋ヲ超エサル範圍ノ差ヲ認ム）ヲ有シ電信線又

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
	ハ電話線用ニアラサルモノ	無稅	一割	一割
	(e) 別號ニ揭ケサル亞鉛ヲ鍍シタルモノ	一割五分	一割五分	二割五分
四〇六	(f) 別號ニ揭ケサル單線又ハ複線ニシテ何等カノ材料ニ依ル被覆ヲ有シ(被覆ヲ有スル「ケーブル」ヲ含ム)鍍シタルモノ	一割	二割	三割
	(g) 別號ニ揭ケサルモノ	一割	二割五分	三割五分
四〇七a	鐵又ハ鋼ノ「コイル、チェーン」、「コイル、チェーン」ノ環(修繕用環ヲ含ム)及鏈枷	一割	二割五分	三割五分
	(b) 直徑1/4吋以下ノモノ	一割五分	二割五分	三割五分
	別號ニ揭ケサル鐵又ハ鋼ノ鏈	二割五分	三割五分	四割五分

四〇八	鐵又ハ鋼ノ可鍛「スプロケット、チェーン」及「リンク、ベルチング、チェン」(鋼ノ「スプロケット」又ハ「ギーア」ニ使用スル一切ノ種類ノ「ローラー、チェーン」ヲ含ム)ニシテ農具製造業者カ自己ノ工場ニ於テ專ラ農具ノ製造ニ使用スル爲國稅大臣ノ定ムル規則ニ從ヒ輸入スルモノ	無稅	無稅	七分五厘
四〇九	「クリーム」製造器及其ノ全部分品(鋼ノ鉢ヲ含ム)	無稅	無稅	七分五厘
四一〇l	別號ニ揭ケサル鑛石破碎機、岩石破碎機、壓碎機、磨碎機、鑿岩機、石炭截斷機、石炭穿孔機、廻旋石炭鑽孔機及前記各品ノ全部分品ニシテ專ラ採鑛、冶金又ハ採石ノ作業ニ使用スルモノ	二割五分	二割五分	二割五分

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
四一〇ｏノ内	別號ニ揭ケサル石炭截切機	無稅	一割	一割
四一二ａノ内	「オフセット」印刷機。石版印刷機。別號ニ揭ケサル印刷機及其ノ印刷用附屬品	無稅	一	一
四一二ｂ	大サ二十五吋ニ三十八吋又ハソレ以上ノ紙ヲ印刷スル「フラット、ベッド、シリンダー」印刷機及其ノ全部分品。紙又ハ板紙ヲ折疊ミ又ハ印刷機ニ差シ込ム機械及其ノ全部分品	無稅	一	一割
四一四	「タイプライター」及其ノ全部分品	無稅	一割	一割
四二三ａノ内	溝及濠ノ掘鑿機ニシテ圓キ車輪又ハ垂直又ハ梯子形ノ圓材ヲ有シ鏈及「バケツ」ヲ附シタル型ノモノ	無稅	一割五分	一割五分
四二七ノ内	球入軸承及帳子入軸承	五分	二割七分五厘	三割五分
四二七ノ内	機械卽チ動力攪乳器、動力牛乳冷却器、動力「フイラー」及「カッパー」、動力「アイスクリーム」混和器、動力「バター」模様附器、動力「クリーム」節約器、動力纖消毒器、動力海水「タンク」、動力牛乳纖洗滌器、動力牛乳鑵洗滌器。氷破碎機、「バルブレス、ミルク、ポンプ」、「セントリフューガル、ミルク、ポンプ」、衞生「ミルク」及「クリーム」槽。以上何レモ原動力ヲ含マサルモノ	無稅	二割七分五厘	三割五分
四二八ａノ内	貨物自動車又ハ乘合自動車用「エンジン」ニシテ百馬力以上ノモノ	無稅	二割五分	二割七分五厘

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
四二九	鐵又ハ鋼ノ及物（鍍シタルト否トヲ問ハス） (b) 食卓用「ナイフ」及「フォーク」 (c) 「ペンナイフ」、「ヂャックナイフ」及一切ノ種類ノ「ポケットナイフ」 (d) 別號ニ揭ケサル「ナイフ」 (e) 「スプーン」 (f) 別號ニ揭ケサル鋏 (g) 剃刀及剃刀ノ刃	無 一割 五分 無 無 無	無 一割 五分 無 無 無	無 一割 五分 無 無 無
四三一b	手斧、鐵砧、萬力、斧、鉈、鋸、大錐、錐、鑢、大鑢、螺旋廻、鉋、引鉋、鑿、槌、金屬楔、大鐵槌、鎚、鐵挺、「カントドック」、軌道用	一割五分	三割	三割五分
四三八a 四三八b 四三八c ノ內	道具、鶴嘴及其ノ柄又ハ鳩目 別號ニ揭ケサル自動車（乘合自動車ヲ含マス）	無 無	無 無	無 無
四三八b ノ內	自動自轉車又ハ其ノ「サイド、カー」	無	二	三
四四〇j	別號ニ揭ケサル「トロール」網、「トロール」用「スプーン」、「フライ、フック」、錘子、「ナス」環、「スポーツマン」用釣絲、餌及釣道具	無	無	無
四四一ノ內	加奈陀ニ於テ製造セラレサル種類ノ銃砲	五分	二割七分五厘	二割五分
四四五c	電信機又ハ電話機及其ノ全部分品	無	二割五分	二割五分
四四五d	無線電信又ハ電話機又ハ「ラヂオ」裝置及其ノ全部分品	無	二割五分	三

加奈陀税番	品目	税率案 英特惠	税率案 中間	税率案 一般
四四五e ノ内	蓄電池、大サ十一吋ニ十四吋以上及厚サ3/4吋以上ノ金屬板ヨリ成レルモノ。其ノ全部分品	無税	二割五分	二割七分五厘
四四五k ノ内	石炭坑ノ地下ニ於テ用フル焔試驗用「エレクトリック、スキッチ、ギーア」	無税	二割	三割
四四六	「イレクトリック、スチーム、タボゼネレーター」、七百馬力以上ニシテ加奈陀ニ於テ製造セラレサル種類ノモノ及其ノ全部分品	無税	二割	二割五分
四四六a ノ内	鋼ノ自轉車ノ輪緣（「エナメル」又ハ「メッキ」セサルモノ）	無税	二割五分	三割
四四六a ノ内	繼目ナキ鋼ノ「ゴルフ、シャフト」（鍍シタルモノ又ハ然ラサルモノ	無税	二割七分五厘	三割五分

四四六a ノ内	但シ「クロウム」ヲ鍍シタルモノヲ除ク）	無税	二割七分五厘	三割五分
四四六a ノ内	繼目ナキ鋼ノ罎又ハ「シリンダー」ニシテ瓦斯ヲ入ルル高壓容器トシテ使用スルモノ	無税	二割五分	三割五分
四四六a ノ内	直徑3/8吋ヲ超エサル鋼球ニシテ普通ニ「研磨用球」ト稱スルモノ	無税	二割五分	三割五分
四七六ノ内	材料ノ如何ヲ問ハス外科用器具及齒科用器具、外科用針、X光線裝置、顯微鏡（一個ノ小賣値段五十弗以上ノモノ）、前記各品ノ全部分品	無税	一割	一割
四八八	硝酸鉛及醋酸鉛（磨碎セサルモノ）白金及黑色酸化銅（鹽素酸鹽及繪具ノ製造ニ使用スルモノ）	無税	一割	一割
五二二	別號ニ揭ケサル純綿ノ粗撚糸、織	無税	一割	一割

加奈陀税番	品目	税率案		
		英特惠	中間	一般
五二二c	糸及經糸（單撚ノモノ） 外ニ一封度ニ付	一割二分五厘 二仙	一割五分 三仙半	二割二分五厘 四仙
	別號ニ掲ケサル純綿ノ粗撚糸、織糸及經糸（普通ニ縫、刺繍、包裝及其ノ他ノ目的ニ用ヒラルル絲、組紐及撚糸ヲ含ム）。全部又ハ一部金屬絲ヲ被セタル綿織糸ニシテ普通ニ金屬絲織込絲ト稱セラルルモノ 外ニ一封度ニ付	一割五分 二仙	二割二分五厘 三仙半	二割五分 四仙
五二二d	純綿ノ織絲及經絲、「マーセライズ」シタル四十番手及ソレヨリ細キモノニシテ「マーセライズ」綿織糸製造業者カ自己ノ工場ニ於テ製造ニ使用スル爲輸入スル場ニ於テ更ニ加工スル爲輸入スルモノ	無税	無税	無税

五二三	純綿ノ織糸及經糸四十番手及ソレヨリ細キモノニシテ「マーセライズ」綿織糸製造業者カ自己ノ工場ニ於テ專ラ「マーセライズ」綿織糸製造ニ使用スル爲輸入スル一九二三年十月三十一日迄其後	無税	無税	無税
	純綿織物ニシテ漂白、「マーセライズ」又ハ着色セサルモノ（別號ニ掲ケサルモノ）及縫目ナキ綿嚢 外ニ一封度ニ付	一割七分五厘 二仙	二 三仙半	二割五分 四仙
五二三a	別號ニ掲ケサル純綿織物、漂白又ハ「マーセライズ」シタルモノニシテ着色セサルモノ 外ニ一封度ニ付	二 二仙	二割二分五厘 三仙半	二割七分五厘 四仙
五二三b	別號ニ掲ケサル純綿織物、捺染、染色又ハ着色シタルモノ	二割二分五厘	二割七分五厘	三割二分五厘

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
五二三 五二三a 五二三b ノ内	外ニ一封度ニ付 純綿織物ニシテ百番手以上ノ絲ヲ以テ織リタルモノ（經糸及緯糸ノ番手ノ平均カ百番手以上ナル一切ノ織物ヲ含ム） 外ニ一封度ニ付	無 稅	二仙 三仙半	四仙
五二三e	別號ニ揭ケサル純綿織物ニシテ「バイル」ヲ切リタルモノ 外ニ一封度ニ付	一割五分 二仙	二割七分五厘 三仙半	三割二分五厘 四仙
五二三f	着色セサル綿織物ニシテ「タイプライター」用「リボン」製造業者カ自己ノ工場ニ於テ專ラ右「リボン」ノ製造ニ使用スル爲輸入スルモノ	無 稅	三仙半 一	四仙 一
五二四	縫目ナキ環狀ノ綿「ズック」（加奈陀ニテ製造セラレサル種類ノ）「ホース」ノ製造ニ使用スルモノ	無 稅	二 二割五分	二 二割五分
五二八	無地ノ白色綿「ボピネット」布	無 稅	二 二割五分	二 二割五分
五二九	純綿ノ刺繍物、「レース」、「ネット」、「ネッチング」、「ボピネット」（以上別號ニ揭ケサルモノ）及飾總 外ニ一封度ニ付	一 二割五分 二仙	二割七分五厘 三仙半	三 四仙
五三一	別號ニ揭ケサル純綿布及純綿織製品ヲ以テ作リタル衣類（製品又ハ半製品）。別號ニ揭ケサル純綿織物ニシテ藥品ヲ上塗シ又ハ染込マセタルモノ 外ニ一封度ニ付	二割五分 三仙半	三 三仙半	三割五分 四仙
五三七b	手縫用又ハ機械縫用ノ亞麻縫糸	無 稅	二割二分五厘	二割五分

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠 中間	稅率案 一般
五四〇	上記ノ麻ニ關スル現行ノ四稅目ヲ改正シテ織物其ノ他ノ品物ノ廣キ範圍ニ亙リ英帝國品ニ無稅輸入ヲ與フルヤウ新ラシク麻ノ稅率表ヲ作成スヘキコトヲ提議スル而シテ新法令ノ制定ニ當リテハ次ノ假案ヲ基礎トスヘシ	無稅	二割五分
五四〇a	(a)純亞麻又ハ純大麻ノ織布、但シ粗麻布ノ「タヲル」地及「グラス、クロス」(文字ヲ有スルモノ、有セサルモノ、組字ヲ織込ミタルモノ)又ハ緣ヲ着色シタル粗麻布ノ「テーブル」掛及「ナプキン」ヲ含マス	無稅	三割
五四〇b	(b)敷布、枕掛、「テーブル」掛及「ナプキン」、「タオル」及「ハンケチ」ノ如キ純亞麻又ハ純大麻製品、但シ粗麻布ノ「タオル」地又ハ「グラス、クロス」(文字ヲ有スルモノ、有セサルモノ、組字ヲ織込ミタルモノ)又ハ緣ヲ着色シタル粗麻布ノ「テーブル」掛及「ナプキン」ヲ含マス	無稅	三割二分五厘
五四一a	別號ニ揭ケサル純黃麻織物	二割二分五厘	二割五分
五五一	別號ニ揭ケサル全部又ハ一部羊毛又ハ毛ニテ作レル織絲、但シ絹又ハ人絹ヲ含マサルモノ	一割五分	二割七分五厘
	外ニ一封度ニ付	一一仙二五	一三仙半
五五一aノ內	純毛ノ織糸及經糸、製造業者カ自己ノ工場ニ於テ使用スル爲輸入スルモノ	無稅	無稅
	外ニ一封度ニ付	一割七分五厘 一五仙	二割 一七仙半

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
五五一 a	別號ニ掲ケサル全部又ハ一部羊毛又ハ毛ニテ作レル織糸及經糸製造業者カ專ラ自己ノ工場ニ於テ使用スル爲輸入スルモノ 外ニ一封度ニ付	一割 七仙半	一割七分五厘 一五仙	二割 一七仙半
五五二	一切ノ種類ノ「フェルト」布（壓搾シタルモノ）（織物、「メリヤス」地、編物等ヲ以テ作リタルモノ又ハ是等ト組合セタルモノニアラサルモノ） 外ニ一封度ニ付	一割五分 七仙半	二割二分五厘 一七仙半	二割五分 二〇仙
五五三	毛布（材料ノ如何ヲ問ハス）、但シ自動車用敷物、汽船用敷物又ハ類似品ヲ含マス 外ニ一封度ニ付	二割二分五厘 一〇仙	三割 二五仙	三割五分 三〇仙

加奈陀稅番	品目	稅率案 英特惠	稅率案 中間	稅率案 一般
五五四	羊毛又ハ毛ノ織糸（全部又ハ重サノ大部分）ニテ作リ一平方「ヤード」ノ重サ六「オンス」ヲ超エサル織物（別號ニ掲ケサル）ニシテ、加奈陀ニ於テ染色シ又ハ完成スル目的ヲ以テ生ノ儘又ハ未完成ニテ輸入スルモノ 外ニ一封度ニ付	二割 九仙二五	二割五分 一七仙半	三割 二〇仙
五五四ノ內	羊毛又ハ毛ノ織糸（全部又ハ重サノ大部分）ニテ作リ一平方「ヤード」ノ重サ四「オンス」ヲ超エサル織物ニシテ加奈陀ニ於テ染色シ又ハ完成スル目的ヲ以テ生ノ儘又ハ未完成ニテ輸入スルモノ 外ニ一封度ニ付	無稅	二割五分 一七仙半	三割 二〇仙
五五四 a	綿糸ヲ經糸トシ山羊、毛糸ヲ緯糸トシタル織物、「モヘーア」又ハ「ア	—	—	—

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
	ルバカ」（普通ニ「ラストルス」又ハ「イタリアン、ライニングス」ト稱セラルルモノ）、別號ニ揭ケサルモノ	無稅	二	二割五分
五五四b	全部又ハ一部羊毛又ハ毛ノ繊糸ヲ用ヒタル織物、別號ニ揭ケサルモノ	二割七分五厘	三	四
	外ニ一封度ニ付	一八仙七五	三〇仙	三五仙
五五四b ノ內	全部又ハ一部羊毛又ハ毛ノ繊糸ヲ用ヒタル織物ニシテ一平方「ヤード」ノ重サ十八「オンス」以上ノモノ	二割五分	三割五分	四
	外ニ一封度ニ付	二〇仙	二〇仙	割
五五四b ノ內	全部又ハ一部羊毛又ハ毛ノ繊糸ヲ			三五仙

五五五	用ヒタル織物ニシテ普通ニ撞球臺布ト稱セラルルモノ	無稅	三割五分	四
	外ニ一封度ニ付		三〇仙	割
五六八a	羊毛又ハ類似ノ動物繊維ヲ用ヒタル織物又ハ織物製品（純毛ノモノ又ハ交織物、但シ絹又ハ人絹カ其ノ主タル價格ヲナササルモノ）ニテ作リタル衣類、（製品又ハ半製品）別號ニ揭ケサルモノ。羊毛又ハ毛ノ織物（純毛ノモノ又ハ交織物、但シ絹又ハ人絹ヲ含マサルモノ）ニシテ藥品ヲ上塗シ又ハ染込マセタルモノ、別號ニ揭ケサルモノ	三	四	四
	外ニ一封度ニ付	一八仙七五	三二仙半	三五仙
	靴下（種類ヲ問ハス）	三	三割二分五厘	三割五分
	外ニ一打ニ付	七五仙	一・三五弗	一・五〇弗

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
五六八b ノ內	婦人用「キッド」革製ノ手袋、正裝ニ用フル肘マテノ長サノモノ	無稅	三割五分	四割五分
五七二	別號ニ揭ケサル敷物（直正又ハ擬ノ「ターキッシユ」又ハ其他）及絨毯	三割五分	四割	
	外ニ一平方呎ニ付	五仙	一五仙	二〇仙
五八六	別號ニ揭ケサル無烟炭	無稅	五〇仙	五〇仙
五九八ノ內	眞鍮ノ樂器（加奈陀ニ於テ製造セラレサル種類ノモノ）、曩笛	無稅	無稅	三割五分
六〇四	調革（一枚革ノ中ニテ背及脇腹ニ當ル部分ノ皮ニテ作リタルモノ）、靴底革、及別號ニ揭ケサル一切ノ革ニシテ鞣以上ニ仕上ケシタルモノ	一割二分五厘	二割七分五厘	二割七分五厘

六〇四ノ內	眞正ノ豚革及眞正ノ「モロッコ」革、所謂「ロールド、レザー」	無稅	二割七分五厘	二割七分五厘
六〇五	東印度產ノ鞣シタル「キップ」革、着色セサルモノ又ハ黑色以外ニ着色シタルモノニシテ專ラ長靴又ハ短靴ノ裏張ニ用ユル爲輸入スルモノ。眞正ノ爬蟲類ノ革	無稅	一割五分	一割五分
六〇七a	鞣以上ニ仕上ケセサル革（一枚革ノモノ又ハ分割シタルモノ）ニシテ室內裝飾用革ノ製造業者カ自己工場ニ於テ專ラ右革ノ製造ニ使用スル爲輸入スルモノ 但シ總督ハ本稅番ニ揭クル革ノ加奈陀內ニ於ケル生產カ其ノ量及質ニ於テ加奈陀ノ需要ヲ充スニ足ル認メタルトキハ勅令ヲ以テ本稅番ノ廢止ヲ命スルコトヲ	無稅	一割五分	一割五分

加奈陀稅番	品目	稅率		
		英特惠	中間	一般
	得	一割五分	二割七分五厘	二割七分五厘
六一〇ノ內	駱駝毛ノ調帶	無稅	二割二分五厘	二割五分
六一七	「ゴム」製長靴及短靴	一割五分	三割	三割五分
六二五	別號ニ揭ケサル毛皮ノ帽子、「マフ」、襟卷、外套及其ノ他ノ毛皮製品	無稅	七分五厘	一割
六六三	別號ニ揭ケサル肥料（調合品又ハ製造品）	無稅	一割	一割五分
六八四	「ゴム」糸（被覆セサルモノ）	無稅	二割五分	二割五分
七一一ノ內	重晶石	無稅	二割五分	二割五分
七一一ノ內	動物質ノ炭、砂糖ノ精製ニ使用スルモノ	無稅	二割五分	二割五分
七一一ノ內	鑛綿	無稅	二割五分	二割五分
七一一ノ內	會議ノ當時稅番七一一ノ下ニ、ヲ課セラレタル一切ノ化學藥及藥材ニシテ加奈陀ニ於テ生產セラサル種類ノモノハ將來、、、、ヲ課セラルルヤウ新稅番ヲ設クルコト（案未定）	無稅	二割五分	二割五分
七二八	次亞硫酸曹達、鞣革業者カ自己ノ工場ニ於テ革鞣ニ用フルタメ輸入スルモノ	無稅	一割	一割
七八三	「ガソリン」機關及蒸氣機關、傳力裝置及其ノ部分品、磁氣發電機、起動機、發電機、「プロペラー」、「シャフト」、鋼ノ車臺枠、「ブレーキ」、「クラッチ」、「ブレーキ」、コントロール」及「クラッチ」、コントロール」、鋼ノ道路用車輪、空氣「タイヤ」ニ用フル鋼ノ輪緣、「スチーアリン	無稅	二割五分	二割五分

加奈陀稅番	品目	稅率案		
		英特惠	中間	一般
七八五	ク、ギーア」、前車軸及後車軸（總テ加奈陀ニ於テ製造セラレサル種類ノモノ）ニシテ專ラ貨物ノ運搬ノミニ用フル貨物自動車（鐵道又ハ軌道用ニアラサルモノ）ノ製造業者カ右自動車製造用トシテ輸入スルモノ	無稅	一割七分五厘	二割
	食用ニアラサル椰子油、精製椰子油ノ製造ニ用フル爲輸入スルモノ	無稅	一割	一割

英本國及加奈陀間協定附屬

己表

註　加奈陀政府ハ現ニ英特惠稅率ヲ適用シツツアル非自治植民地、保護領及委任統治地域並ニ「ザンジバル」ニ對シ一定條件ノ下ニ本表ニ揭クル貨物ニ付本表所定ノ特惠率及現ニ英本國ニ與ヘツツアル一切ノ特惠ヲ與フヘシ第一九條參照

加奈陀稅番	品名	中間稅率ニ對スル特惠差額
三九a	「セーゴー」粉及「タピオカ」粉	一封度ニ付〇・五仙
七七aノ內	「ヴアニラ」豆	從價一割
八七n	「トマト」	一年ヲ通シテ一封度ニ付二仙
一四三	葉卷煙草	一封度ニ付五〇仙
二五四ノ內	「ゴム」、卽チ「アラビアゴム」、「コパル」、「ダマ」、「チクルゴム」又ハ「サバトゴム」、粗製ノモノ	從價一割
二六四	別號ニ揭ケサル精油（「ベーオイル」、「オトー」、オブ、ライムス」及「ペパーミント、オイル」ヲ含ム）	從價七分五厘
改正セラレタルニ六七b	天然ノ儘ニアラサル粗製石油（六十度ノ濕度ニ於ケル比重〇・七二五〇又ハソレヨリ重キモノ）、精製油業者カ自己ノ工場ニ於テ精製スル爲輸入スルモノ	一「ガロン」ニ付一仙

加奈陀稅番	品名	中間稅率ニ對スル特惠差額
二七七	棕櫚油及棕櫚核油（晒シタルモノ又ハ晒ササルモノニシテ食用ニアラサルモノ）、「シー、バター」	從價一割
二七八	油類卽チ石鹼製造用ノ椰子油、棕櫚油及棕櫚核油（食用ニアラサルモノ）、中油及重油、「オリーヴ」油（石鹼又ハ煙草ノ製造若ハ魚ノ罐詰ニ用ユルモノ）	從價一割
五八四ノ內	「アスファルト」、固形ノモノ	從價一割
六一六ノ內	「ガタパーチヤ」	從價一割
六一六a	「バラタゴム」、粗製ニシテ加工セサルモノ	從價一割
七八四	粗製ノ落花生油、加奈陀ニ於テ食用品精製ノ材料ニ用フルモノ	從價一割
七八五	食用ニアラサル椰子油、精製椰子油ノ製造ニ用フル爲輸入スルモノ	從價一割

稅番第一〇六b、果實（調理シタルモノ）ノ中「パインアップル」ニ對スル特惠稅率ハ濠洲政府ノ同意ヲ得タル上一封度ニ付一仙ニ輕減スヘキモノトス（其後右同意ヲ得タリ）

(二) 英本國及「オーストラリア」間協定

英本國政府及「オーストラリア」政府ノ代表者タル予等ハ各自ノ政府ノ爲玆ニ相互ノ間ニ左ノ如ク協定ス

第一條

英本國政府ハ「オーストラリア」品ニシテ帝國特惠關稅ノ許與ニ關スル現行ノ法律及規則ニ適合シ且千九百三十二年ノ輸入稅法ニ依リ現ニ無稅ナルモノニ對シ本協定附屬甲表ニ揭ケタル留保ヲ條件トシテ千九百三十二年十一月十五日後引續キ英本國ヘ無稅輸入ヲ許可スヘキ命令ヲ同法第四節ノ規定ニ從ヒ制定スヘキコトヲ約ス

第二條

英本國政府ハ本協定附屬乙表ニ揭クル外國品ニ對シ現行ノ關稅（若シアルトキハ）ニ代ヘ同表所載ノ關稅ヲ課スルニ必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第三條

英本國政府ハ本協定附屬丙表ニ揭クル種類ノ「オーストラリア」品ニシテ帝國特惠關稅ノ許與ニ關スル現行ノ法律及規則ニ適合スルモノニ對シ同樣ノ外國品ニ比シ該表ニ定ムル特惠ノ開キヲ確保スル爲必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第四條

英本國政府ハ千九百三十二年輸入稅法第一節ニ依リ丁表ニ揭クル外國品ニ對シ課セラレタ從價一割ノ一般稅ハ「オーストラリア」政府ノ同意アル場合ヲ除クノ外之ヲ輕減セサルヘキコトヲ約ス

第五條

外國產ノ粒小麥、銅、鉛及亞鉛ノ英本國ヘノ輸入ニ關シ本協定ニ規定シタル關稅ハ英帝國ノ粒小麥、銅、鉛及亞鉛ノ生產者カ常ニ英本國內ニ於ケル最初ノ賣買ニ際シテ世界的價格ヲ超過セサル價格ニテ此等ノ貨物ヲ引續キ提供スルコトヲ以テ條件トス

第六條

英本國政府及「オーストラリア」政府ハ冷凍ノ羊肉及仔羊肉竝ニ冷凍及冷藏牛肉ノ英本國ヘノ輸入ヲ調節スル爲英本國政府ノ宣言ニシテ辛表トシテ玆ニ添附セルモノニ從ヒ取極ヲ作成スヘキコトヲ約ス

第七條

英本國政府ハ非自治植民地及保護領ノ政府ニ對シ英帝國ノ何レカノ地方ニ現ニ與フル特惠ヲ「オーストラリア」ニ對シ與フヘキコトヲ要請スヘシ但シ本條ハ千九百三十年ノ關稅協定ニ基キ北部「ローデシア」カ南「アフリカ」聯邦、南部「ローデシア」及南「アフリカ」高級委員會地域ニ對シ與フル特惠ニハ及ハサルヘキモノトス英本國政府ハ又戊表ニ揭クル植民地及保護領ノ政府ニ對シ同表ニ揭クル貨物ニ付同表ニ定ムル率ニ依リ新規特惠又ハ追加特惠ヲ「オーストラリア」ニ與フヘキコトヲ要請スヘシ

第八條

「オーストラリア」政府ハ本協定附屬己表ノ第一部ニ定メタル特惠ノ原則ヲ實現スル爲必要ナル關稅改正ヲ爲ス法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ尤モ同表第二部ニ指示シタル除外例ヲ留保ス同政府ハ又特惠ノ現在ノ開キニシテ前記特惠原則ニ定ムル額ヲ超ユルモノヲ其儘維持スヘキコトヲ約ス但シ附屬己表第三部ニ揭クル種類ノ貨物ニ付テハ同表所載ノ額ヲ超エサル限度迄特惠ノ現在ノ開キヲ縮少スルノ權利ヲ留保スヘシ

第九條

「オーストラリア」政府ハ關稅ニ依ル保護ハ確實ナル成功ノ機會カ合理的ニ保障セラレ居ル產業ニ對シテノミ與フヘキコトヲ約ス

第十條

「オーストラリア」政府ハ本協定ノ實施期間中保護關稅ハ英本國生產者カ經濟的且能率的生產ニ必要ト認メラルル費用ヲ基礎トシテ公正ナル競爭ヲ爲シ得ル限度ヲ超エサルヘシトノ原則ニ基キ關稅ヲ定ムヘキコトヲ約ス但シ右原則ノ適用ニ當リテハ充分ニ確立セサル產業ノ場合ニ付特殊ノ考慮ヲ拂フヘキモノトス

第十一條

「オーストラリア」政府ハ關稅委員會ヲシテ成ルヘク速ニ本協定第十條ニ定メタル原則ニ照シテ現行保護關稅ヲ審査セシムヘク且右關稅委員會ノ報告及勸告ヲ受領シタル後前記ノ原則ヲ實現スル爲必要アル場合ニハ英本國品ニ對スル關稅率ノ變更ヲ聯邦議會ニ要請スヘキコトヲ約ス

第十二條

「オーストラリア」政府ハ英本國品ニ對シテハ關稅審議會ノ勸告セル額ヲ超エ新ニ保護關稅ヲ設ケ又ハ現行關稅ヲ增加セサルヘキコトヲ約ス

第十三條

「オーストラリア」政府ハ關稅委員會カ本協定第十一條及第十二條ニ依リ發生スル事件ヲ審査スル場合英本國生產者カ右委員會ニ於テ意見ヲ開陳スルノ完全ナル權利ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

第十四條

「オーストラリア」政府ハ英本國ノ生產品又ハ製造品タル貨物ニ關スル限リ左記ヲ約ス

(イ) 千九百三十二年五月十九日附聯邦官報第四十六號ニ揭載セル或種貨物ノ輸入禁止ニ關スル布告ヲ出來得ル限リ速ニ廢止スルコト

(ロ) 千九百三十二年五月二十四日「オーストラリア」議會ニ提出セラレタル決議ニ依リ賦課セラレタル附加課金ヲ成ルヘク速ニ撤廢スルコト

(ハ) 「オーストラリア」ノ財政カ許ス限リ速ニ割增稅（註、「プライメーデ、デューティー」）ヲ引下ケ又ハ撤廢スルコト

第十五條

「オーストラリア」政府ハ庚表所載ノ貨物ニ付同表所載ノ率ニ依ル特惠及英本國政府ノ要求アルトキハ英本國ニ對シ現ニ與フル一切ノ特惠ヲ非自治植民地及保護領竝ニ「タンガニイカ」委任統治

地域、「カメルーン」英委任統治地域及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ許與スルコトヲ約ス

但シ植民地又ハ保護領ニシテ國際的義務ニ依リ特惠ヲ與フルコトヲ妨ケラルルコトナキニ拘ラス

(一)「オーストラリア」ニ對シテ特惠ヲ與ヘサルカ又ハ(二)帝國ノ他ノ地方(北部「ローデシア」ニ付テハ南「アフリカ」聯邦、南部「ローデシア」及南「アフリカ」高級委員會地域ヲ除ク)ニ與フル特惠ヲ「オーストラリア」ニ對シ與ヘサルモノニ對シテハ「オーストラリア」政府ハ特惠ヲ許與スルノ義務ヲ有セサルヘシ

第十六條

英本國政府ト「オーストラリア」政府トノ間ノ本協定ハ(今後實行シ得ヘキ限リ速ニ必要ナル立法上又ハ他ノ措置ヲ執ルコトヲ條件トシテ)該協定ノ日附ノ日ヨリ實施セラレタルモノト看做スヘシ本協定ハ五年間引續キ效力ヲ有スヘク且右期間ノ終ノ六月前ニ廢棄セラレサルトキハ爾後締約當事者ノ何レカ一方カ廢棄ノ通告ヲ爲シタル後六月ニ至ル迄引續キ效力ヲ有スヘシ

英本國政府又ハ「オーストラリア」政府カ本協定ノ條項ニ變更ヲ加フルコトヲ必要トスル事情發生シタリト認メ之ヲ提議シタルトキハ兩政府ハ該條項ノ變更ニ付協議スヘシ

英本國政府ノ爲ニ署名セリ

スタンリー、ボールドウィン

「オーストラリア」政府ノ爲ニ署名セリ

エス、エム、ブルース

千九百三十二年八月二十日

英本國及「オーストラリア」間協定附屬

甲表(註 現ニ英本國ニ無稅輸入ヲ許可セラルル「オーストラリア」產品ハ本表ニ揭クル留保ヲ條件トシテ一九三二年十一月十五日後ニ於テモ無稅輸入ヲ繼續許可セラルヘシ第一條參照)

「オーストラリア」產ノ卵、家禽、「バター」、「チーズ」及其ノ他ノ乳製品ノ輸入ハ尙引續キ三ケ年間無稅トス尤モ英本國政府ハ右三ケ年ノ期間滿了後英本國內生產者ノ爲必要ナリト認メタルトキハ前記物品ノ特惠ノ基礎ヲ再審查シ且「オーストラリア」政府ニ通告シタル上「オーストラリア」產ノ是等物品ニ對シ特惠差額(註 外國品ニ對スル稅率ト英國品ニ對スル稅率トノ差)ヲ維持シ乍ラ特惠關稅ヲ課スルコトトスルカ若ハ「オーストラリア」政府ト協議ノ上一切ノ地方ヨリノ英本國ヘノ輸入量ヲ制限スルノ制度ヲ該物品ニ對シ適用スルノ權利ヲ留保ス

乙表（註　英本國政府ハ本表ニ掲ケル外國品ニ對シ現行稅率ニ代ヘ本表所定ノ如キ關稅ヲ設クヘシ第二條參照）

粒狀ノ小麥	一「クオーター」ニ付	二　志
「パ　タ　ー」	一「ハンドレッドウェート」ニ付	十五志
「チ　ー　ズ」	從　價	一割五分
生ノ林檎	一「ハンドレッドウェート」ニ付	四志六片
（登錄セル「サイダー」製造業者向ケノ「サイダー」製造用ノ林檎ヲ除ク）		
生　ノ　梨	一「ハンドレッドウェート」ニ付	四志六片
林檎ノ罐詰	含有砂糖ニ對スル關稅ノ外	
	一「ハンドレッドウェート」ニ付	三志六片
其ノ他ノ果實ノ罐詰	含有砂糖ニ對スル關稅ノ外	
	從價一割五分	
乾果實、現在七志ノ關稅ヲ課セラルルモノ	一「ハンドレッドウェート」ニ付	十志六片
卵、殼付	(イ) 十打ノ重量十四封度ヲ超エサルモノ	十打ニ付　一　志
	(ロ) 十四封度ヲ超エ十七封度ヲ超エサルモノ	十打ニ付　一志六片
	(ハ) 十七封度ヲ超ユルモノ	十打ニ付　一志九片
「コンデンスト、ミルク」（砂糖入）含有砂糖ニ對スル關稅ノ外		
「コンデンスト、ミルク」（砂糖ヲ加ヘサルモノ）	一「ハンドレッドウェート」ニ付	五　志
粉「ミルク」其他貯藏シタル「ミルク」（砂糖ヲ加ヘサルモノ）	一「ハンドレッドウェート」ニ付	六　志
蜂　蜜	一「ハンドレッドウェート」ニ付	六　志
銅ノ塊、條、錠、竿（精練シタルト否トヲ問ハス但加工セサルモノ）	一「ハンドレッドウェート」ニ付	七　志
生ノ「オレンヂ」	一封度ニ付	二　片

品名	丙表	丁表	特惠差額(「マーヂン、オブ、プレファレンス」)
生ノ「ザボン」		一「ハンドレッドウェート」ニ付	日迄三志六片
葡萄果(溫室作ニアラサルモノ)		一封度ニ付	四月一日ヨリ十一月三十日迄五志
			二月一日ヨリ五月三十日迄一片半
酒精強度二十七度ヲ超エサル葡萄酒		一「ガロン」ニ付	二志
革			
脂			
肉罐詰			

英本國及「オーストラリア」間協定附屬

丙表(註 本表ニ揭クル「オーストラリア」品ハ英本國ヘ輸入セラルルニ當リ同樣ノ外國品ニ比シ本表所定ノ特惠差額ヲ確保セラルヘシ第三條參照)

丁表(註 英本國政府ハ「オーストラリア」政府ノ同意アル場合ノ外本表ニ揭クル外國品ニ對シ一九三二年ノ輸入稅法第一節ニ依リ課スル從價一割ノ一般稅ヲ輕減セス第四條參照)

品名	丙表	丁表
亞鉛		
大麥		
小麥粉		
「マカロニ」		
乾豌豆		
家禽(掛上ケタルモノ)		
乾酪素		
「ユーカリ」油		
肉越幾斯及肉精		
「コプラ」		
乳糖		
腸詰用腸管		
「ワットル」皮		

乙表ニ揭ケサル乾果實（乾葡萄ヲ除ク）

英本國及「オーストラリア」間協定附屬

戊表（註　英本國政府ハ本表ニ揭クル植民地及保護領ノ政府ニ對シ本表所載ノ貨物ニ付本表所定ノ特惠率ヲ「オーストラリア」ニ與フルヤウ要請スヘシ第七條後段參照）

(一)	「バハマス」、「バルバドス」、「ベルムダ」、英領「ギァナ」、英領「ホンヂュラス」、「ジャマイカ」、「リーワード」諸島、「トリニダード」及「トバコ」、「ウインドワード」諸島	「バター」	一封度ニ付一片半
(二)	「バハマス」	「ブランデー」	英帝國內ニ生產セラルル「ウィスキー」ニ現ニ與ヘラルル從量特惠稅ト等シキ從量特惠稅 從價一割五分
(三)	「バルバドス」、英領「ギァナ」、「トリニダード」	葡萄酒 「ブランデー」	標準強度ヲ超エサルモノ 標準強度ヲ超ユルモノ
(四)	「バルバドス」、「ジャマイカ」及「トリニダード」	「コンデンスト、ミルク」及粉「ミルク」	一「ガロン」ニ付五志 標準強度一「ガロン」ニ付五志
(五)	「ベルムダ」	肉罐詰 果實罐詰及野菜罐詰	從價一割（又ハ之ニ相當スル從量稅） 從價一割五分
(六)	英領「ギアナ」及「トリニダード」	葡萄酒 起泡性ノモノ 其ノ他ノモノ（樽入） 其ノ他ノモノ（樽入）	從價一割五分 一「ガロン」ニ付五志 一「ガロン」ニ付二志 一「ガロン」ニ付一志六片
(七)	「ジャマイカ」	「ビスケット」（甘クセサルモノ） 大量包裝ノモノ 其ノ他ノ包裝ノモノ 肉罐詰 乾果實	百封度ニ付二志一片 一封度ニ付一片 從價一割五分 從價一割五分

(八)「セーロン」	「ジャム」、「ゼリー」及貯藏果實	從價一割五分
	「ベーコン」及「ハム」	從價一割
	「ビスケット」	從價一割
	「ブランデー」	一「ガロン」ニ付三・五〇「ルーピー」
	果實罐詰及野菜罐詰	從價一割五分
	「チーズ」	從價一割
	生ノ果實	從價一割
	「コンデンスト、ミルク」及粉「ミルク」	從價一割
	葡萄酒	
	起泡性ノモノ	一「ガロン」ニ付一・五〇「ルーピー」
	其ノ他ノモノ	一「ガロン」ニ付一「ルーピー」
(九)「サイプラス」	「バタ」、「チーズ」及木材	關稅ノ三分ノ一（六分ノ一ニ代リ）

(一) 馬來聯邦及聯邦ニ屬セサル馬來諸邦

品名	特惠差額
「ブランデー」	（現ニ無稅ナル貨物ニ付テハ右貨物ニ課稅シ得ルニ至リタルトキ直チニ）一「ガロン」（「ガロン」ヲ課稅單位トスルトキ）又ハ標準强度一「ガロン」（標準强度ヲ課稅單位トスルトキ）ニ付二弗五〇仙
冷凍「バター」及「バター」罐詰	一封度ニ付四仙
果實罐詰及野菜罐詰	從價一割五分
糖菓	從價一割
「コンデンスト、ミルク」及粉「ミルク」	從價一割
葡萄酒	

「プランデー」	一「ガロン」ニ付一弗	
其ノ他ノモノ	一「ガロン」ニ付六〇仙	
「ビスケット」	特惠差額ハ後ニ定ム	
「プランデー」	従價一割	
粉　類	一「リットル」ニ付一志	
「コンデンスト、ミルク」及粉「ミルク」	百瓩ニ付二志	
「ベーコン」及「ハム」	従價一割	
「チーズ」	百瓩ニ付五「ルーピー」	
「プランデー」	従價一割	
葡萄酒		
起泡性ノモノ	一「ガロン」（「ガロン」ヲ課税單位トスルトキ）又ハ標準强度一「ガロン」（標準强度ヲ課税單位トスルトキ）ニ付二弗五〇仙	
其ノ他ノモノ	一「ガロン」ニ付一弗	
	一「ガロン」ニ付六〇仙	

（二）香　港
（三）「マ　ル　タ」
（三）「モーリシアス」
（四）海峽植民地

英本國及「オーストラリア」間協定附屬

己　表（註　第八條參照）

第一部

第二部ニ揭クル例外ノ下ニ英本國ニ於テ生產又ハ製造セラレタル貨物ニシテ「オーストラリア」聯邦ニ輸入セラルルモノハ特惠關稅ヲ適用セラルル貨物ノ輸入ニ關スル現行規則ニ從ヒ左ニ規定スルカ如キ特惠ヲ享受スヘシ

（イ）英本國ニ於テ生產又ハ製造セラレタル貨物カ無稅又ハ從價一割九分ヲ超エサル關稅ヲ課セラルルモノナルトキハ英特惠稅率ト最惠待遇ヲ受クル外國ヨリ輸入セラルル同種ノ貨物ニ課セラルル稅率トノ間ノ差額ハ最少從價一割五分ナルコトヲ要ス

（ロ）英本國ニ於テ生產又ハ製造セラレタル貨物カ從價一割九分ヲ超エ且從價二割九分ヲ超エサル關稅ヲ課セラルルモノナルトキハ英特惠稅率ト最惠待遇ヲ受クル外國ヨリ輸入セラルル同種ノ貨物ニ課セラルル稅率トノ間ノ差額ハ最少從價一割七分五厘ナルコトヲ要ス

（ハ）英本國ニ於テ生產又ハ製造セラレタル貨物カ從價二割九分ヲ超ユル關稅ヲ課セラルルモノナルトキハ英特惠稅率ト最惠待遇ヲ受クル外國ヨリ輸入セラルル同種ノ貨物ニ課セラルル稅率ト

ノ間ノ差額ハ最少従價二割ナルヘシ尤モ右差額ヲ維持スル結果従價七割五分ヲ超ユル關稅率ヲ設クルニ至ルコトナキヲ要ス

第二部

(1) 第一部ニ定メタル規則ハ英本國ニ於テ商業ニ非サル目的ヲ以テ生產又ハ製造セラルル貨物ニ對シテハ適用セス

(2) 第一部ニ定メタル規則ハ右規則ノ適用ヲ不必要ト相互ニ認メタル特殊ノ貨物ニ對シテハ之ヲ適用セス

(3) 第一部ニ定メタル規則ハ左記ノ貨物ニ對シテハ之ヲ適用セス但シ左記表ノ下段ノ欄ニ反對ノ規定アル場合ヲ除キ現行特惠稅ヲ維持スヘキモノトス

稅番	品物	特惠差額ノ最低限度
一〇五(E)(1)ノ內	天鵞絨、「プラッシュ」、「シーレット」及毛皮擬ノ「クロース」、「アストラカン」、「イタリアン」(羊毛ヲ交ユルモノ)	
一〇五K	「オーストラリア」ニ於テ生產セラレサル種類ノ布帛ニシテ大藏省規則ノ定ムル造ニ使用スル爲輸入スルモノ(但シ反對ノ規定アル場合ニハ本稅番ニ依リ支拂フ稅ヨリモ高キ稅ヲ課セラルヘシ)	
一〇九	(1) 絹又ハ重サノ大部分カ絹ナルモノ。羊毛又ハ重サノ大部分カ羊毛ナルモノ及絹毛交織物	
一二三(B)	(2) 其ノ他ノモノ	
一二三(C)	材料ノ如何ヲ問ハス一切ノ種類ノ造花、人造果實、人造植物、人造葉及人造種子	
一三六(G)	屑物(機關掃除用)	
	軸屑	
	鋼ニ特別ノ性質ヲ與フル爲作ラレタル高度炭素鋼及合金鋼(滿俺、硅素、「ニッケル」、「クロミウム」、「タングステン」、「チタニウム」、「ヴァナヂウム」、「モリブデン」、「コバルト」又ハ其ノ他ノ合金要素ヲ含ム)大藏省規則ノ定ムルカ如キ塊、條、鑄型及工具ノ半加工品、先細又ハ斜緣ニシタル條及其ノ他特殊型ノモノ	

一五二(A)	鐵及鋼ノ管又ハ筒（鋲綴シタルモノ、鑄造シタルモノ、密着シタルモノ、自轉車用管又ハ筒及鍛接シタル導管及導筒ヲ除ク）內側ノ直徑三吋ヲ超エサルモノ。鐵及鋼ノ「ボイラー」、「チューブ」	從價一割二分五厘但シ英本國ヨリノ輸入カ無稅ナルトキ
一六九(A)ノ內	鑄込植字器、鑄植機及其ノ他ノ活字組立機（「モノライン」ヲ除ク）。「タイプライター」（「カヴァ」ヲ含ム）。專ラ電氣版印刷及鉛版印刷ニ用フル機械及電氣版又ハ鉛版印刷中ニ用フル機械。「アルミニウム」ニ木理ヲ附ケル廻轉機。計算機及一切ノ附屬品	從價二割
一六九(C)ノ內	別號ニ包含セラレサル印刷機、次ノ機械ヲ含ム「デュープレックス、チューブラー」ト稱セラレ圓筒形鉛版ニシテ印刷スル新聞印刷機（半圓筒形鉛版ニアラサルモノ）。附札製造及印刷併行機。卷キタル紙ヲ使用スル校正刷印刷機、卷キタル紙ヲ使用スル帶紙印刷及宛名書キ併行機、印刷及厚紙截切併行機	從價二割
一七七(B)(2)	大藏省規則ノ定ムル道路機關車	從價一割二分五厘

二四二	硝子	
	(c) 磨キタル「パテント」板硝子ニシテ三十五平方呎ヲ超エサルモノ	（本特惠ハ外國製品ト競爭トナル型ノモノニ對シテノミ與フ）
	(d) 磨キタル「パテント」板硝子（別號ニ包含セラレサルモノ）	
二八五	醫藥	
	(a) 調劑法ニ依ル製劑。特許及家傳ノ醫藥及藥材竝ニ其ノ他ノ醫藥用製劑。醫藥用越幾斯劑。「エッセンス」。「ジュウス」。浸出劑。溶劑。乳劑。糖劑。「シロップ」。丸藥。錠劑。「ソロイド」。「オヴォイド」。「タブレット」。膠囊、「オブラート」、坐藥。別號ニ包含セラレサル子宮栓、巴布。軟膏。蠟膏。膏藥。塗	

擦劑。洗滌劑。煉劑及其ノ類似品。醫藥用調合油。	三三四(H)	十二組ニ付三志
動物用醫藥	三三四(V)	従價二割
若シ「アルコール」ヲ含有スルトキハ左ノ如キ附加稅ヲ課ス	三八六(B)(V)	
含有量カ標準強度ノ二割ヲ超エサルトキ及更ニ標準強度ノ二割又ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ	三九七(E)(V)	
眞正ノ模造羊皮紙、大サ縱八吋橫三十八吋ヲ下ラサルモノ（又ハ之ト同等ノモノヲ含ム）		
骨牌、印刷シタルママノモノ、截チタルモノ		
眞空掃除器、家庭用ノモノ		
別號ニ包含セラレサル爆發物		

第三部 物品

（註「オーストラリア」政府ハ現行ノ特惠差額ニシテ本表第一部ニ定ムル特惠差額チ超過スルモノチ其ノ維持スヘシ尤モ第三部ニ揭クル貨物ニ付テハ同部ニ定ムル限度迄前記ノ特惠差額チ縮少スルノ權利チ保留ス第八條參照）

稅番	特惠差額ノ最高限度
一〇五(D)(2)	絹又ハ絹ヲ交ヘタルモノ若ハ絹ニテ加工シタルモノ、但(A)(1)ノ(b)及(c)、(D)(1)並ニ(AA)及(F)ニ揭ケタル布帛ヲ除ク	従價二分五厘
一〇五(E)	布帛卽チ衣服用「レース」。緣「レース」。婦人衣服用網。「ヴェール」。刺繡布。襞附亞麻布又ハ襞附綿布	従價五分
一〇六(B)	帽子、靴及其ノ他服裝ニ使用スル裝飾材料（別號ニ包含セラレサルモノ）ニシテ金又ハ銀ヲ全ク含マサルモノ。別號ニ包含セラレサル平紐。別號ニ包含セラレサル總。襞緣材料。襞緣。組紐。「ルーシング」。別號ニ包含セラレサル「ガルーン」。別號ニ包含セラレサル金銀絲ヲ織込ミタル「リボン」。別號ニ包含セラレサル眞田織物。衣服用帶（別號ニ揭ケラレス且帶ノ長サニ裁タサルモノ）	従價五分
一〇七(B)	「リボン」及「ガルーン」、一「リネアル」、「インチ」內ノ畝數四十八ヲ超エス且幅三吋半ヲ超エサルモノ	従價五分
一一三(B)	別號ニ包含セラレサル手袋（「ゴム」製ヲ除ク）、足袋形手袋ヲ含ム	従價五分

一九七(B)	別號ニ包含セラレサル及物、「スプーン」及「フォーク」竝ニ「ナイフ」研キ	從價五分
二〇六(B)	「ランプ」、硝子製ノモノ又ハ大部分硝子製ノモノ若ハ硝子製「フロント」附ノモノ、「ランプ」又ハ提燈ノ硝子製部分品（「ホヤ」ヲ除ク）	從價五分
二五〇(B)	切リ子製硝子ノ壜、食卓用酒瓶、「フラスコ」及甕、液體容量八「ドラム」ヲ超ユルモノニシテ空ナルト物ヲ入レタルトヲ問ハス、從價稅品ニアラサルモノ	從價五分
二五〇(C)	別號ニ包含セラレサル硝子器	從價五分
二五〇(F)	硝子器（切リ子製硝子及料理用ノ耐熱硝子器ヲ除ク）卽チ	
	皿、水呑「コップ」、「サラダ」盛器、鉢、皿鉢、瓶、燭臺、「バター」入レ、電池用瓶、花瓶盆、「コムポート」盛リ、花臺、盃、「サンディ」入レ	從價五分
三〇九(B)	小間物類卽チ 名刺入レ、帽子飾針、マッチ函、「ナプキン」環及挾ミ、金貨入レ（別號ニ包含セラレサルモノ）、釦掛具、「グローヴ」ストレッチヤ」（手袋ノ指套ヲ擴ケル鋏狀ノ器具）、靴「ベラ」、指貫、象牙及其ノ他ノ裝飾用彫像、羽製「ハタキ」、孔ヲ穿チタル小珠、糸ヲ通シタルモノ（止メ金附キ又ハ止メ金ノ附カサル）及糸ヲ通ササルモノ、但シ眞珠、養殖眞珠、寶石又ハ貴金屬ニテ作リタルモノヲ除ク	從價五分
三〇九(C)	小間物類卽チ 裝飾留針、腕環、頸飾（別號ニ包含セラレサルモノ）、飾釦、夫婦釦、襟飾留等ノ裝身品（但シ全部又ハ一部金、銀、又ハ其ノ他ノ貴金屬若クハ貴金屬摸造品ニテ作リタルモノ及全部又ハ一部眞珠、寶石、寶石摸造品ニテ作リタルモノヲ除ク）	從價五分
三〇九(D)	別號ニ包含セラレサル小間物類	從價五分

英本國及「オーストラリア」間協定附屬

庚表

（註 「オーストラリア」政府ハ非自治植民地及保護領竝ニ「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」英委任統治地域及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ一定條件ノ下ニ(1)本表ニ掲クル貨物ニ付本表所定ノ特惠率ヲ與フヘク(2)英本國政府ノ要求アルトキハ現ニ英本國ニ與ヘツツアル一切ノ特惠ヲ與フヘシ第十五條參照）

品名	特惠差額
「アスファルト」、「ピチュメン」及天然「ピッチ」	従價一割
乾「ゴム」、卽チ	従價一割五分
「パラタ、ゴム」	
「アラビヤ、ゴム」	
「コパル、ゴム」	
「ダマー、ゴム」	
「ガタ、パーチャ」	
「ジェルートン、ゴム」	
「スチック、ラック」及「シード、ラック」	従價一割五分
精油、卽チ	
月桂樹葉油	
桂皮油	
桂皮樹葉油	
「シトロネラ」油	
丁子油	
「ゼラニュウム」油	
「レモングラス」油	
枸櫞油	
「オレンヂ」油	
「パッチュリー」油	
「ピメント」油	
「バナナ」	
「ココア」、生ノモノ	
果汁	
果實（液體ニ貯藏シタルモノ、半貯藏ノモノ又ハドロドロニ濃シタルモノ）	

（「マージン、オブ、プレファレンス」）

（「フィジー」ヨリ毎年四〇、〇〇〇「センタル」ヲ限リ毎月適當ナル平均量ツツ一「センタル」（百封度）ニ付二志六片ヲ以テ輸入スルコトヲ認ム但シ右品ハ「シドニー」及「メルボルン」ノ兩港ニ搬入スルヲ要ス

一封度ニ付半片

一「ガロン」ニ付三片

(a) $\frac{1}{4}$「パイント」及ソレ以下ノモノ	一打ニ付六片
(b) $\frac{1}{4}$「パイント」ヲ超エ且$\frac{1}{2}$「パイント」ヲ超エサルモノ	一打ニ付一志
(c) $\frac{1}{2}$「パイント」ヲ超エ且一「パイント」ヲ超エサルモノ	一打ニ付二志
(d) 一「パイント」ヲ超エ且一「クォート」ヲ超エサルモノ	一打ニ付四志
(e) 一「クォート」ヲ超ユルモノ	一「ガロン」ニ付一志三片
椰子ノ果實、全キモノ	一「ハンドレッドウェート」ニ付一志
石墨及黑鉛	從價一割五分
「セーゴー」及「タピオカ」	從價一割五分
蒸餾酒、卽チ	
苦味麥酒	一「ガロン」ニ付五志
(1) 酒精ノ含有量標準强度ヲ超エサルモノ	標準强度一「ガロン」ニ付五志
(2) 酒精ノ含有量標準强度ヲ超ユルモノ「ラム」酒	一「ガロン」ニ付五志
(1) 酒精ノ含有量標準强度ヲ超エサルモノ	標準强度一「ガロン」ニ付五志
(2) 酒精ノ含有量標準强度ヲ超ユルモノ	

海綿	從價一割五分
木材、卽チ	
丸太、但シ飛行機用合セ板及「ベニヤ」板ノ製造ニ使用セラルル場合ニアラサル限リ挽カサルモノ	從價二割
煙草、地方ニ於テ葉卷ニ製造スル爲未加工ノママ輸入スルモノ	一封度ニ付六片
煙草、加工シタルモノ	一封度ニ付一志
葉卷煙草	一封度ニ付二志
香味料（磨碎セサルモノ）卽チ	從價一割五分
檳榔子ノ實	
小豆蔻	
蕃椒ノ實	
肉桂	
丁香	
生薑	
肉荳蔻衣	
肉荳蔻ノ種子	

胡椒

「ピメント」ノ實

「ヴァニラ」ノ實

英本國及「オーストラリア」間協定附屬

辛表（註　第六條參照）

英本國政府ノ宣言

(1) 現在ノ冷凍肉卸賣相場ハ甚タ低ク爲ニ英本國及自治領ノ畜產業ヲ甚シク不況ナラシメタリ此不況ニシテ永續センカ生產ヲ著シク減退セシメ結局ハ消費者ニ損害ヲ與フルニ至ルヘシ

(2) 斯ル狀態ハ頗ル憂慮スヘキモノナルヲ以テ生產ヲ有效ナラシムルカ如キ程度迄英本國市場ニ於ケル冷凍肉ノ卸賣相場ヲ引上クル爲實行シ得ヘキ一切ノ手段ヲ採ルコト必要ナリ

(3) 前記ノ狀態ヲ能フ限リ速ニ改善スルノ目的ヲ以テ英本國政府ハ「オタワ」協定ノ存續中英本國ヘノ肉類ノ輸入ヲ制限スヘク而シテ右制限ハ價格ノ決定ニ一切ノ肉類カ密接ナル相互關係ヲ有スルニ鑑ミ(5)ニ記載セル總テノ肉類ニ適用セラルヘキモノトス

(4) 肉類生產ニ關スル英本國政府ノ政策ハ第一ニ國內生產ノ進展ヲ計リ第二ニ各自治領ニ對スル

英本國ヘノ輸入ノ割當ヲ增加スルニアリ

(5) 右政策ノ實行ニ付英本國政府ト協力センカ爲且英本國政府カ左記ノ措置ヲ採ルコトヲ考慮シ「オーストラリア」政府ハ一九三三年ニ於ケル羊及仔羊ノ冷凍肉ノ英本國向輸出ヲ一九三二年六月三十日ニ終リタル一年間ニ於ケル「オーストラリア」ヨリ英本國ヘノ全輸入量ト同數量ニ制限スルコトニ同意ス

(イ) 英本國及「オーストラリア」兩政府ノ協定シタル「プログラム」（以下協定「プログラム」ト言フ）ニ從ヒ外國產肉類（冷凍羊肉、冷凍仔羊肉、冷凍牛肉及冷藏牛肉ヲ含ム）ノ輸入制限ヲ爲スコト

(ロ) 現ニ開催中ノ英本國ニ於ケル養豚業ノ組織改善ニ關スル委員會ノ報告受領後能フ限リ速ニ英本國市場ニ搬入セラルル「ハム」及「ベーコン」ノ供給量ヲ制限スルコト

(ハ) 本宣言(5)(イ)ニ揭ケタル協定「プログラム」中ニ指示セル期間內ハ「オーストラリア」ヨリノ如何ナル肉類ノ輸入ヲモ制限セサルコト

(6) 英本國政府ハ一九三三年中ニソレ迄ノ實績ニ照シ改善セラレタル價格ヲ保持スル最良ノ方策並ニ市場ニ於ケル供給ヲ一層秩序アルモノタラシムルコトニ付「オーストラリア」政府ト協議ス

ヘシ

(7) 右協議ノ結果恒久的政策ニ付意見ノ一致ヲ見サル場合ニハ英本國政府ハ本宣言(5)(イ)ニ掲ケタル協定「プログラム」中ニ指示セル期間ノ終了後「オタワ」協定ノ殘存期間中左記措置ヲ執ルヘシ

(イ) 兩政府ニ於テ反對ノ取極ヲ爲ササル限リ協定「プログラム」中ニ指示セル期間ノ終了當時ニ實施セル比率ニ據リ外國產肉類ノ輸入制限ヲ繼續スルコト

(ロ) 英本國政府カ英本國農業ノ爲ニ英本國ヘノ肉類輸入ニ影響ヲ及ホスカ如キ措置ヲ執ル場合ニハ(4)記載ノ政策ヲ考慮スヘキコト

(8) 英本國政府ハ調査ノ結果外國產品ニ對スル輸入制限ノ爲或肉類ノ供給カ英本國消費者ノ需要ニ對シ不足ナルコトヲ認メタルトキハ其ノ供給カ再ヒ適量ニ達スル迄右制限ヲ解除スルコトヲ得

英本國政府ノ宣言(5)(イ)中ニ指示セル協定「プログラム」

一九三三年一月一日乃至一九三四年六月三十日ノ期間ニ於テ各四半期ニ英本國ニ輸入ヲ許可セラルヘキ外國產肉類ノ最高量左表ノ如シ但シ一九三二年六月三十日ヨリ遡リ十二個月ノ間ニ於テ各四半期ニ輸入セラレタル數量ヲ夫々基礎トシタル百分率トス

肉類	一九三三年 一月三月	四月六月	七月九月	十月十二月	一九三四年 一月三月	四月六月
冷凍羊肉及冷凍仔羊肉	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六〇
冷凍牛肉（牛體及骨附キ牛肉）	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五
冷藏牛肉	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

註 「オーストラリア」政府ハ總テノ肉類ノ生產カ相互關係ヲ有スルコトヲ認メ且前記ノ英本國ニ於ケル輸入制限ノ目的カ冷凍肉類ノ物價引上ニアルヲ思ヒ一九三三年中「オーストラリア」ヨリ英本國ヘノ冷凍牛肉ノ輸出ヲ一九三二年六月三十日ニ終ル一ケ年間ノ輸出量ニ比シ其ノ一割以上增加セシメサルヤウ最善ノ努力ヲ爲スヘシ

(三) 英本國及「ニュー、ジーランド」間協定

英本國政府及「ニュー、ジーランド」政府ノ代表者タル予等ハ各自ノ政府ノ爲茲ニ相互ノ間ニ左ノ如ク協定ス

第一條

英本國政府ハ「ニュー、ジーランド」及西部「サモア」委任統治地域ノ貨物ニシテ帝國特惠關稅ノ

許與ニ關スル現行ノ法律及規則ニ適合シ且千九百三十二年ノ輸入稅法ニ依リ現ニ無稅ナルモノニ對シ本協定附屬甲表ニ揭ケタル留保ヲ條件トシテ千九百三十二年十一月十五日後引續キ英本國ヘノ無稅輸入ヲ許可スヘキ命令ヲ該法第四節ノ規定ニ從ヒ制定スヘキコトヲ約ス

第　二　條

英本國政府ハ本協定附屬乙表ニ揭クル外國品ニ對シ現行關稅（若シアルトキハ）ノ代ニ同表所載ノ關稅ヲ課スルニ必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第　三　條

英本國政府ハ千九百三十二年ノ輸入稅法第一節ニ依リ丙表ニ揭クル外國品ニ對シ課セラレタル從價一割ノ一般稅ハ「ニュー、ジーランド」政府ノ同意アル場合ヲ除クノ外之ヲ輕減セサルヘキコトヲ約ス

第　四　條

冷凍ノ羊肉、仔羊肉及牛肉ニ付テハ兩政府間ノ了解ハ千九百三十二年八月十九日附衆議院議員「スタンリ、ボールドウィン」宛衆議院議員「ジェー、ジー、コーツ」ノ書翰ニ定メラル

第　五　條

英本國政府ハ非自治植民地及保護領ノ政府ニ對シ英帝國ノ何レカノ地方ニ現ニ與フル特惠ヲ「ニュー、ジーランド」ニ與フヘキコトヲ要請スヘシ但シ本條ハ千九百三十年ノ關稅協定ニ基キ北部「ローデシア」カ南「アフリカ」聯邦、南部「ローデシア」及南「アフリカ」高級委員會地域ニ對シ與フル特惠ニハ及ハサルヘキモノトス

第　六　條

「ニュー、ジーランド」政府ハ丁表ニ揭クル英本國品ニ對シ現行關稅ニ代フルニ該表所載ノ稅ヲ以テスル爲及一切ノ英本國品ニ對シ關稅ノ四十分ノ九又ハ二十分ノ一ノ附加稅ヲ免除スル爲必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第　七　條

「ニュー、ジーランド」政府ハ英本國生產品ニ對抗スル爲關稅ニ依リ保護ヲ與フルハ確實ナル成功ノ機會カ合理的ニ保障セラレ居ル產業ニ限ルヘキコトヲ約ス

第　八　條

「ニュー、ジーランド」政府ハ現行保護關稅ノ審查ヲ開始シ必要アル場合ニハ英本國生產者ヲ內國ノ競爭者タル位置ニ置クヘキ程度迄右保護關稅ヲ成ルヘク迅速ニ輕減スヘク卽チ「ニュー、ジーラ

ンド」生産者ニ與ヘラルル保護ハ英本國生産者カ經濟的且能率的生産ニ必要ナル費用ヲ基礎トシテ公正ナル競爭ヲ爲シ得ル限度ニ於テ爲サルヘキコトヲ約ス

第九條

「ニュー、ジーランド」政府ハ本協定第八條ニ規定セラレタル審査ニ關シ意見ヲ開陳スルノ機會ヲ英本國生産者ニ與フヘキコトヲ約ス

第十條

「ニュー、ジーランド」政府ハ英本國品カ外國品ニ比シ現ニ享有スル從價二割（又ハ其ノ相當額）以下ノ特惠ノ開キハ之ヲ縮少セサルヘク又特惠ノ開キカ現ニ從價二割（又ハ其ノ相當額）ヲ超過スル場合ニ於テハ英本國政府ノ同意アル場合ヲ除クノ外之ヲ從價二割（又ハ其ノ相當額）未滿ニ縮少セサルヘキコトヲ約ス

第十一條

「ニュー、ジーランド」政府ハ英本國品ニシテ他ノ點ニ於テ無稅ナルモノニ對シ現ニ賦課スル從價三分ノ現行割增稅ハ之ヲ增額セサルヘク又財政狀態ノ許ス限リ速ニ之ヲ廢止スヘキコトヲ約ス

第十二條

「ニュー、ジーランド」政府ハ戊表ニ揭クル貨物ニ付同表所載ノ率ニ依ル特惠及英本國ニ對シ現ニ與フル一切ノ特惠ヲ非自治植民地及保護領竝ニ「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」英委任統治地域及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ許與スルコトヲ約ス但シ植民地又ハ保護領ニシテ國際的義務ニ依リ特惠ヲ與フルコトヲ妨ケラルルコトナキニ拘ラス（一）「ニュー、ジーランド」ニ對シテ特惠ヲ與ヘサルカ又ハ（二）帝國ノ他ノ地方（北部「ローデシア」ニ付テハ南「アフリカ」聯邦、南部「ローデシア」及南「アフリカ」高級委員會地域ヲ除ク）ニ與フル特惠ヲ「ニュー、ジーランド」ニ對シ與ヘサルモノニ對シテハ「ニュー、ジーランド」政府ハ特惠ヲ引續キ許與スルノ義務ヲ有セサルヘシ

第十三條

英本國政府ト「ニュー、ジーランド」政府トノ間ノ本協定ハ（今後實行シ得ヘキ限リ速ニ必要ナル立法上又ハ他ノ措置ヲ執ルコトヲ條件トシテ）該協定ノ日ヨリ實施セラレタルモノト看做スヘシ本協定ハ五年間引續キ效力ヲ有スヘク且右期間ノ終ノ六月前ニ廢棄セラレサルトキハ爾後締約當事者ノ何レカ一方カ廢棄ノ通告ヲ爲シタル後六月ニ至ル迄引續キ效力ヲ存スヘシ

英本國政府又ハ「ニュー、ジーランド」政府カ本協定ノ條項ニ變更ヲ加フルコトヲ必要トスル事情

發生シタリト認メ之ヲ提議シタルトキハ兩政府ハ該條項ノ變更ニ付協議スヘシ
英本國政府ノ爲ニ署名セリ

「ニュー、ジーランド」政府ノ爲ニ署名セリ

スタンリー、ボールドウィン

千九百三十二年八月二十日

ジェー、ジー、コーツ

英本國及「ニュー、ジーランド」間協定附屬

甲表（註 現ニ英本國ニ無稅輸入ヲ許可セラルル「ニュー、ジーランド」及西部「サモア」委任統治地域ノ產品ハ本表ニ掲クル留保ヲ條件トシテ一九三二年十一月十五日後ニ於テモ無稅輸入ヲ繼續許可セラルヘシ第一條參照）

「ニュー、ジーランド」產ノ卵、家禽、「バター」、「チーズ」及其ノ他ノ乳製品ノ輸入ハ尙引續キ三ケ年間無稅トス尤モ英本國政府ハ右三ケ年ノ期間滿了後英本國內生產者ノ爲必要ナリト認メタルトキハ前記物品ノ特惠ノ基礎ヲ再審查シ且「ニュー、ジーランド」政府ニ通告シタル上「ニュー、ジーランド」產ノ是等物品ニ對シ特惠差額（註外國品ニ對スル稅率ト英國品ニ對スル稅率トノ差）ヲ維持シ乍ラ特惠關稅ヲ課スルコトトスルカ若ハ「ニュー、ジーランド」政府ト協議ノ上一切ノ地方ヨリノ英本國ヘノ輸入量ヲ制限スルノ制度ヲ該物品ニ對シ適用スルノ權利ヲ留保ス

英本國及「ニュー、ジーランド」間協定附屬

乙表（註 英本國政府ハ本表ニ掲クル外國品ニ對シ現行稅率ニ代ヘ本表所定ノ如キ關稅ヲ證クヘシ第二條參照）

「バター」	一「ハンドレッドウェート」ニ付	十五志
「チーズ」	從價	一割五分
生ノ林檎	一「ハンドレッドウェート」ニ付	四志六片
（登錄セル「サイダー」製造業者向ケノ「サイダー」製造用ノ林檎ヲ除ク）		
生ノ梨	一「ハンドレッドウェート」ニ付	四志六片
卵、殼付		
(イ) 十打ノ重量十四封度ヲ超エサルモノ	十打ニ付	一志
(ロ) 十四封度ヲ超エ十七封度ヲ超エサルモノ	同	一志六片
(ハ) 十七封度ヲ超ユルモノ	同	一志九片
「コンデンスト、ミルク」（砂糖入）		

	含有砂糖ニ對スル關稅ノ外	
	一「ハンドレッドウェート」ニ付	五志
「コンデンスト、ミルク」（砂糖ヲ加ヘサルモノ）		
	一「ハンドレッドウェート」ニ付	六志
粉「ミルク」其他貯藏シタル「ミルク」（砂糖ヲ加ヘサルモノ）		
	一「ハンドレッドウェート」ニ付	六志
蜂蜜	一「ハンドレッドウェート」ニ付	七志

英本國及「ニュー、ジーランド」間協定附屬

丙表（註 英本國政府ハ「ニュー、ジーランド」政府ノ同意アル場合ノ外本表ニ揭クル外國品ニ對シ一九三二年ノ輸入稅法第一節ニ依リ課スル從價一割ノ一般稅ヲ輕減セス第四條參照）

脂
肉罐詰
腸詰用腸管
乾酪素
肉越幾斯及肉精
乾豌豆
牧草及「クローバー」ノ種子
革
「コプラ」
乳糖
「ゴム」（但シ「アラビア、ゴム」、「トラガカント、ゴム」、「シェラック」、「スチックラック」及「シードラック」ヲ除ク）

英本國及「ニュー、ジーランド」間協定附屬

丁表（註「ニュー、ジーランド」政府ハ本表ニ揭クル英本國品ニ對シ現行關稅ニ代ヘ本表所載ノ稅率ヲ適用スヘシ第六條參照）

品名	輸入稅率
糖菓	從價二割七分五厘
出來合ノ衣類	從價二割七分五厘

莫大小類	從價二割七分五厘
絹布及人絹布	無稅

英本國及「ニュー、ジーランド」間協定附屬

戊表（註「ニュー、ジーランド」政府ハ非自治植民地及保護領並ニ「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」英委任統治地域及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ一定條件ノ下ニ(1)本表ニ掲クル貨物ニ付本表所定ノ特惠率ヲ與フヘク(2)現ニ英本國ニ與ヘツツアル一切ノ特惠ヲ與フヘシ第十二條參照）

品名	特惠差額（「マージン、オブ、プレファレンス」）
「アスファルト」	從價一割
葉卷煙草	一封度ニ付二志
「ココア」	一封度ニ付〇・五片
「コーヒー」	一封度ニ付一片
「ラム」酒	標準强度ノ一「ガロン」ニ付四志
香味料（磨碎セサルモノ）卽チ肉桂、丁香、生薑、肉荳蔲衣、肉荳蔲ノ種子、胡椒及「ヴァニラ」ノ實	從價一割

英本國及「ニュー、ジーランド」間協定附屬（註「ニュー、ジーランド」代表ヨリ英本國代表ニ宛タル書翰ノ寫）

協定第四條中ニ引用セル書翰ノ寫

以書翰啓上致候陳者本代表ハ英本國政府及「ニュー、ジーランド」政府間ニ意見ノ一致ヲ見タルコトニ付更ニ考慮ヲ重ネ候閣下竝ニ閣下ノ閣員ト本代表トノ會談ニ於テ肉類ノ價格ヲ充分ニ利益ヲ齎ラス程度迄引上ケ且英本國市場ニ於ケル自治領ノ輸入割當ヲ漸次增加スルコトヲ其ノ唯一ノ目的トスル政策ヲ採用スルコトニ意見一致ヲ見候ヘシカ本代表ハ茲ニ閣下カ是等ノ目的ヲ達スル爲有效ナル手段ヲ採ラルルコトヲ承認致候

(2) 英本國ノ提案ニ依レハ外國產羊肉及仔羊肉ノ輸入ヲ制限スル爲右輸入額ハ一九三二年六月三十日ニ終ル一個年間ノ各同一時期ニ比シ一九三三年一月乃至三月ハ最少限一割、同年四月乃至六月ハ一割五分、同年七月乃至九月ハ二割、同年十月乃至十二月ハ二割五分、一九三四年一月乃至三月ハ三割、同年四月乃至六月ハ三割五分、爾後「オタワ」協定ノ殘存期間ハ兩政府間ニ別段ノ協定ヲナササル限リ三割五分ヲ下ラサル額タケ縮減セラルヘキモノト了解致候

(3) 英本國政府ハ一九三三年中ニ其レ迄ノ實績ニ照シ「ニュー、ジーランド」政府ト協議ノ上改善セラレタル價格ヲ保持スル最良ノ方策竝ニ市場ニ於ケル供給ヲ一層秩序アルモノタラシムルコ

トニ付考究セラルルコトト存候

(4) 前述市場ニ於ケル供給ノ秩序ヲ計ルコトヲ援助スル爲「ニュー、ジーランド」自治領ハ各輸出期ニ於ケル羊肉及仔羊肉ノ輸出量ノ確實ナル見積ヲ出來得ル限リ速ニ作成致スヘク且右輸出期トハ十月一日ヨリ翌年九月三十日ニ亘ル期間ヲ指スモノニ御座候

一九三二年乃至三三年ノ輸出期ニ於ケル「ニュー、ジーランド」ノ冷凍羊肉及冷凍仔羊肉ノ輸出豫定量ハ二十萬噸ニ有之更ニ三三年乃至三四年ノ輸出期ニ於テハ其五分增ニ御座候曆年一九三三年度ニ於ケル「ニュー、ジーランド」ノ冷凍羊肉及冷凍仔羊肉ノ輸出量ハ一九三一年七月一日乃至三二年六月三十日ノ十二ケ月ノ期間即チ「オタワ」會議開催ノ前月ヲ終リトスル一ケ年間ニ於ケル輸出量ト同一ト御承知相成度候

(5) 「ニュー、ジーランド」政府ニ於テ前記ノ努力ヲ爲スニ顧ミ英本國政府ハ一九三四年六月三十日ニ至ル迄ノ間「ニュー、ジーランド」ヨリノ總テノ肉類ノ輸入ニ對シ制限ヲ加フルコト無カルヘキモノト了解致シ候

(6) 冷凍牛肉ニ關シテハ一九三二年乃至三三年ノ輸出期ニ於ケル「ニュー、ジーランド」ノ輸出豫定量ハ二萬二千噸ヲ超エサルヘク卽チ前期ニ比シ略其ノ一割ヲ以テ增加ノ最大限ト可致候

(7) 「ベーコン」及其ノ他ノ生產品ニ關シテハ英本國政府カ現ニ該產業ノ組織改善ヲ計リ且外國產品ノ輸入制限ニ付有效ナル政策ヲ採用スル旨聞及候右政策ハ英本國及自治領ノ豚生產品ノ供給增加ヲ計ルモノト思考セラレ且「ニュー、ジーランド」ハ旣ニ豚肉及燻豚肉ヲ輸出シツツアルヲ以テ外國品ノ輸入制限ニ依リ生スル前記ノ供給增加ニ付適當ナル割當ヲ與ヘラルヘキモノト思考致シ候

(8) 總テノ冷凍牛肉（牛體及骨附牛肉）ノ外國ヨリノ輸入ハ(2)ニ揭クルト同一ノ縮減ヲ適用セラルルモノト存シ候

(9) 一九三三年一月乃至一九三四年六月三十日ノ期間ニ於テ英本國ニ輸入ヲ許可セラルヘキ外國產冷凍牛肉ハ一九三一年七月一日乃至一九三二年六月三十日ノ十二ケ月間ニ於ケル輸入量ヲ超過スルコト無カルヘク且其後ニ於テモ兩政府間ニ意見ノ一致ヲ見サル限リ「オタワ」協定ノ期間內ハ右ノ輸入率ヲ增加セラルルコト無カルヘキモノト存候

(10) 若シ英本國政府ニ於テ調査ノ結果外國產品ニ對スル輸入制限ノ爲或肉類ノ供給カ英本國消費者ノ需要ニ對シ不足ナルコトヲ認メタルトキハ英本國政府ハ何時タリトモ其ノ供給カ再ヒ適量ニ達スル迄右制限ヲ解除スルコトヲ得ヘキモノト了解致候　敬具

加奈陀「オタワ」市

帝國經濟會議英本國代表兼議院議員　スタンリー、ボールドウィン　閣下

「ニュー、ジーランド」代表部ニテ

ジエー、ジー、コーツ

(四)　英本國及「ニューファウンドランド」間協定

英本國政府及「ニューファウンドランド」政府ノ代表者タル予等ハ各自ノ政府ノ爲茲ニ相互ノ間ニ左ノ如ク協定ス

第一條

英本國政府ハ「ニューファウンドランド」品ニシテ帝國特惠關稅ノ許與ニ關スル現行ノ法律及規則ニ適合シ且千九百三十二年ノ輸入稅法ニ依リ現ニ無稅タルモノニ對シ本協定附屬甲表ニ掲ケタル留保ヲ條件トシテ千九百三十二年十一月十五日後モ引續キ英本國ヘノ無稅輸入ヲ許可スヘキ命令ヲ該法第四節ノ規定ニ從ヒ制定スヘキコトヲ約ス

第二條

英本國政府ハ本協定附屬乙表ニ掲クル外國品ニ對シ現行關稅（若シアルトキハ）ニ代ヘ同表所載ノ關稅ヲ課スルニ必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第三條

英本國政府ハ千九百三十二年ノ輸入稅法第一節ニ依リ丙表ニ掲クル外國品ニ對シ課セラレタル從價一割ノ一般稅ハ「ニューファウンドランド」政府ノ同意アル場合ヲ除クノ外之ヲ輕減セサルヘキコトヲ約ス

第四條

英本國政府ハ非自治植民地及保護領ノ政府ニ對シ英帝國ノ何レカノ地方ニ現ニ與フル特惠ヲ「ニューファウンドランド」ニ與フヘキコトヲ要請スヘシ但シ本條項ハ千九百三十年ノ關稅協定ニ基キ北部「ローデシア」カ南「アフリカ」聯邦、南部「ローデシア」及南「アフリカ」高級委員會地域ニ對シ與フル特惠ニハ及ハサルヘキモノトス

第五條

「ニューファウンドランド」政府ハ丁表ニ掲クル種類ノ英本國品ニ對シ同樣ノ外國品ニ比シ同表所載ノ特惠ノ開キヲ確保スル爲必要ナル法令ニシテ千九百三十三年七月一日ヨリ實施セラルヘキモノ

ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第六條

「ニューファウンドランド」政府ハ千九百三十三年七月一日ヨリ實施セラルヘキ一般的ナル關稅率ノ改正ヲ行フヘク且豫算ノ許ス限度内ニ於テ議會ニ可決ヲ要請スヘキ右改正實施ノ法令中ニ關稅賦課ノ目的ノ爲ニスル「ポンド」貨ノ評價ニ付新シク且有利ナル條件ノ規定ヲ挿入スヘシ

第七條

「ニューファウンドランド」政府ハ戊表ニ掲クル貨物ニ付同表所載ノ率ニ依ル特惠及英本國政府ノ要求アルトキハ英本國ニ對シ現ニ與フル一切ノ特惠ヲ非自治植民地及保護領竝ニ「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」英委任統治地域及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ許與スル爲必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ但植民地又ハ保護領ニシテ國際的義務ニ依リ特惠ヲ與フルコトヲ妨ケラルルコトナキニ拘ラス (一)「ニューファウンドランド」ニ對シテ特惠ヲ與ヘサルカ又ハ (二) 帝國ノ他ノ地方（北部「ローデシア」ニ付テハ南「アフリカ」聯邦、南部「ローデシア」及南「アフリカ」高級委員會地域ヲ除ク）ニ與フル特惠ヲ「ニューファウンドランド」ニ對シ與ヘサルモノニ對シテハ「ニューファウンドランド」政府ハ特惠ヲ許與スルノ義務ヲ有セサルヘシ

第八條

現ニ實施中ノ「ニューファウンドランド」及「ジァマイカ」間協定ノ規定ニ基キ右協定ノ當事者ノ一方カ本協定ニ約シタル所ニ比シ一層大ナル特惠ノ開キヲ享有スルノ權利ヲ有スルトキハ右協定ノ有效期間中該當事者ハ引續キ右協定ニ規定セラレタル利益ヲ享有スヘシ

第九條

英本國政府ト「ニューファウンドランド」政府トノ間ノ本協定ハ（今後實行シ得ヘキ限リ速ニ必要ナル立法上又ハ他ノ措置ヲ執ルコトヲ條件トシテ）該協定ノ日ヨリ實施セラレタルモノト看做ススヘシ本協定ハ五年間引續キ效力ヲ有スヘク且右期間ノ終ノ六月前ニ廢棄セラレサルトキハ爾後締約當事者ノ何レカ一方カ廢棄ノ通告ヲ爲シタル後六月ニ至ル迄效力ヲ有スヘシ

英本國政府又ハ「ニューファウンドランド」政府カ本協定ノ條項ニ變更ヲ加フルコトヲ必要トスル事情發生シタリト認メ之ヲ提議シタルトキハ兩政府ハ該條項ノ變更ニ付協議スヘシ

英本國政府ノ爲ニ署名セリ

スタンリー、ボールドウィン

「ニューファウンドランド」政府ノ爲ニ署名セリ

千九百三十二年八月二十日

英本國及「ニューファウンドランド」間協定附屬

甲　表（註　現ニ英本國ニ無稅輸入ヲ許可セラルル「ニューファウンドランド」產品ハ本表ニ揭クル留保ヲ條件トシテ一九三二年十一月十五日後ニ於テモ無稅輸入ヲ繼續許可セラルヘシ第一條參照）

「ニューファウンドランド」產ノ卵、家禽、「バター」、「チーズ」及其ノ他ノ乳製品ノ輸入ハ尙引續キ三ケ年間無稅トス尤モ英本國政府ハ右三ケ年ノ期間滿了後英本國內生產者ノ爲必要ナリト認メタルトキハ前記物品ノ特惠ノ基礎ヲ再審查シ且「ニューファウンドランド」政府ニ通告シタル上「ニューファウンドランド」產ノ是等ノ物品ニ對シ特惠差額（註　外國品ニ對スル稅率ト英本國品ニ對スル稅率トノ差）ヲ維持シ乍ラ特惠關稅ヲ課スルコトトスルカ若ハ「ニューファウンドランド」政府ト協議ノ上一切ノ地方ヨリノ英本國へノ輸入量ヲ制限スルノ制度ヲ該物品ニ對シ適用スルノ權利ヲ留保ス

英本國及「ニューファウンドランド」間協定附屬

乙　表（註　英本國政府ハ本表ニ揭クル外國品ニ對シ現行稅率ニ代ヘ本表所定ノ如キ關稅ヲ課クヘシ第二條參照）

エフ、シー、アルダーダイス

肝　油

冷藏鮭又ハ冷凍鮭

英本國及「ニューファウンドランド」間協定附屬

丙　表（註　英本國政府ハ「ニューファウンドランド」政府ノ同意アル場合ノ外本表ニ揭クル外國品ニ對シ一九三二年ノ輸入稅法第一節ニ依リ課スル從價一割ノ一般稅ヲ輕減セス第三條參照）

鱈

一「ガロン」ニ付一志四片

一封度ニ付一・五片

海產貝殼

英本國及「ニューファウンドランド」間協定附屬

丁　表（註　「ニューファウンドランド」政府ハ本表ニ揭クル種類ノ英本國品ニ對シ本表所定ノ特惠差額テ一九三三年七月一日ヨリ與フヘキモノトス第五條參照）

（現行「ニューファウンドランド」關稅率表參照）

特惠差額ハ＊印ヲ附シタルモノヲ除キ各稅番ニ對シ從價一割トス＊印ヲ附シタル稅番ニ付テハ「ニューファウンドランド」政府ハ從價一割ノ特惠差額ヲ之ニ與フルコトニ依リ歲入ノ減少ヲ來スノ虞アル場合ニハソレ以下ノ特惠額ヲ與フルノ權利ヲ留保ス

(1)　稅番六十一　製造用「ラード」

(2) 同 六十一 「コンパウンド、ラード」、「ラード」

(3) 同 七十二 糖菓（一封度ノ價格一八仙ニ滿タサルモノ）

(4) 同 七十二 糖菓（一封度ノ價格一八仙以上ノモノ）

(5) 同 七十二 糖菓（善意ノ小賣値段一個又ハ一包五仙ノモノ）

（註 前記(3)、(4)及(5)ニ對スル特惠ハソノ從價稅ノ部分ニ對シテ適用シ從量稅ノ部分ニ適用セス）

(6) 稅番一〇一 亞麻仁油

(7) 同 一三八 鐵又ハ鋼ノ鐵道用棒、車輪

(8) 同 一四〇 鐵又ハ鋼ノ管具及鋼線

(9) 同 一五七 別號ニ揭ケサル軟鋼

(10) 同 一六一 別號ニ揭ケサル眞鍮及靑銅ノ製品

(11) 同 一六八 錫、「バビット」合金、鑞

(12) 同 一七六 鋸、斧、手斧、槌及一切ノ種類ノ工具

(13) 同 一七七(b) * 金屬器、及物

(14) 同 一七七(c) *「スケート」、金庫及扉、平鐵

(15) 同 一七七(d) *「ランプ」、提燈、瓦斯「ストーブ」及石油「ストーブ」

(16) 同 一七七(e) * 金屬器ー建築技師用ノ蝶番、金物、「ネヂ」

(17) 同 一八〇 * 琺瑯ヲ被セタル瑪瑙擬器及鋼製回器

(18) 同 一八七 電動機及發電機、電燈

(19) 同 一九四 * 機械（手力ニ依ルモノ及然ラサルモノ）百弗以下ノモノ

(20) 同 一九五 機械（手力ニ依ルモノ及然ラサルモノ）百弗ヲ超ユルモノ

(21) 同 一九六 事務所用及家庭用機械、「タイプライター」

(22) 同 一九七 木工機械、放熱器

(23) 同 二〇〇 機械ー魚壓搾機、捲揚機

(24) 同 二〇一 製造者用特殊機械、價格三百弗以上ノモノ

(25) 同 一九八 * 別號ニ揭ケサル機械及機械ノ部分品（鑽孔、穿孔、鑿孔及擴孔用ノ工具ヲ含ム）

(26) 同 二二二 * 綿製品、床ノ上掛、敷布、「タオル」、手袋、綿「メリヤス」、「クレトン」

(27) 同 二二二(a) 綿製品、綿布、毛綿、繻子、「コート」裏地

(28) 同 二二四 ＊羊毛製品都チ毛「メリヤス」、手袋、毛布、「メリヤス、シャツ」、「スウェータ」
(29) 同 二二四(a) 羊毛製品、「フランネル」布、「サージ」、「カシミヤ」、「ツウィード」、「クロース」
(30) 同 二二八 ＊亞麻製品—亞麻綴子、階段用亞麻布
(31) 同 二三一 ＊布帛—天鵞絨布及絹布製品ニアラサルモノ
(32) 同 二三〇 綿縫糸、釦、針
(33) 同 二三一(a) ＊天鵞絨製品及絹製品
(34) 同 二二九 小間物品—造花、「リボン」、「コルセット」、「レース」
(35) 同 二三三 出來合ノ衣服、一切ノ種類ノ衣類、「カラー」、「カフス」
(36) 同 二三六 ＊革長靴及革短靴
(37) 同 二三九 ＊帽子
(38) 同 二四二 醋酸、醫藥
(39) 同 二四三 染料
(40) 同 二四六 「ペンキ」師用ノ繪具、「ワニス」、「パティ」
(41) 同 二四七 靴底革（全革ノモノ又ハ側革ノモノ）
(42) 同 二四七 一切ノ其ノ他ノ靴ノ上部ノ革（別號ニ揭ケサルモノ）
(43) 同 二五一 調革
(44) 同 二五七 印刷業者用ノ印刷料紙
(45) 同 二五八 別號ニ揭ケサル印刷料紙、手洗所用紙、便箋、紙袋（印刷セサルモノ）
(46) 同 二六二 銃砲、藥莢、「ケース」
(47) 同 二六六 「ナイフ」磨（煉瓦狀ニ固メタル磨砂）、一切ノ種類ノ研磨料
(48) 同 二七三 自動車
(49) 同 二七三 「ゴム、タイヤ」及「ゴム」管
(50) 同 二七七 別號ニ揭ケサル一切ノ種類ノ繩索
(51) 同 二七九 一切ノ種類ノ栓
(52) 同 二八二 化粧品
(53) 同 二八五 「マッチ」

(54)	同	二九〇	樂器
(55)	同	二九二	油布、「リノリューム」
(56)	同	二九四	香水、髪油、齒磨粉及其他ノ粉
(57)	同	三〇〇	石鹸
(58)	同	三〇六(a)	別號ニ掲ケサル文房具、消シ「ゴム」、「ペン」、「ペン」軸
(59)	同	三〇六(d)	印刷シタル樂譜
(60)	同	三〇七	玩具、人形、轆、運動器具
(61)	同	四〇五	鑛山用備品、「ダイナマイト」

英本國及「ニューファウンドランド」間協定附屬

戊表

註 「ニューファウンドランド」政府ハ非自治植民地及保護領並ニ「タンガニイカ」委任統治地域、「カメルーン」英委任統治地域及「トーゴーランド」英委任統治地域ニ對シ一定條件ノ下ニ(1)本表ニ掲ケル貨物ニ付本表所定ノ特惠率ヲ與フヘク(2)英本國政府ノ要求アルトキハ現ニ英本國ニ與ヘツツアル一切ノ特惠ヲ與フヘシ第七條參照

品名	特惠差額（「マーヂン、オブ、プレフアレンス」）
「コーヒー」、生ノモノ、煎リタルモノ又ハ挽キタルモノ	一封度ニ付二仙
果實―「オレンヂ」、「レモン」	從價一割
椰子ノ實、乾燥シタルモノ、甘クシタルモノ	一封度ニ付四仙
茶	一封度ニ付四仙
生ノ野菜、卽チ「トマト」	從價二割

英本國ニ於ケル「ニューファウンドランド」ノ「ワバナ」鐵鑛ノ使用ニ關スル「ボールドウィン」及「アルダーダイス」兩氏間ノ書翰寫

（往　翰）

以書翰啓上致候陳者小官竝ニ小官ノ同僚ハ「ワバナ」鐵鑛ヲ英本國ニ大量ニ輸入スルコトニ付關係業者間ニ協定ノ成立スルコトカ「ニューファウンドランド」經濟界ニトリテ最モ重要ナルコトヲ承認致候

右ニ依リ小官等ハ英本國政府及「ニューファウンドランド」政府間ニ方ニ締結セントスル協定第九條ノ最終項カ「ニューファウンドランド」政府ニ對シ前記鐵鑛ノ英本國輸入ニ關シ關係業者間ニ滿足ナル協定ノ締結セラルルニ至ラサリシコトヲ理由トシテ右協定（但シ第四、第七及第八條竝ニ附屬戊表ヲ除キ）ノ廢棄通告ヲ爲ス權利ヲ與フルモノト解スル旨本國政府ニ代リ閣下ニ確言致

候

前述ノ協定ハ右通告アリタル場合第四、第七及第八條竝ニ附屬成表ヲ除キ終了スルモノト解シ候

閣下ト本官トノ間ノ了解カ右ニ相違ナキヤ否ニ付成ルヘク速ニ閣下ノ御回示ヲ得ハ幸甚ニ御座候

敬具

一九三二年八月十八日「オタワ」ニ於テ

スタンレー、ボールドウィン

「ニューファウンドランド」總理大臣エフ、シー、アルダーダイス閣下

（復翰）

以書翰啓上致候陳者英本國政府及「ニューファウンドランド」政府間ノ協定ニ關スル本日附貴翰拜誦致候本官ハ閣下ト本官トノ間ノ了解カ右貴翰御來示ノ通ナルコトヲ茲ニ確言致候　敬具

一九三二年八月十八日「オタワ」ニテ

エフ、シー、アルダーダイス

樞密院議長
衆議院議員　スタンレー、ボールドウィン閣下

（五）英本國及南「アフリカ」間協定

英本國政府及南「アフリカ」政府ノ代表者タル予等ハ各自ノ政府ノ爲茲ニ相互ノ間ニ左ノ如ク協定ス

第一條

英本國政府ハ南「アフリカ」品ニシテ帝國特惠關稅ノ許與ニ關スル現行ノ法律及規則ニ適合シ且千九百三十二年ノ輸入稅法ニ依リ現ニ無稅タルモノニ對シ本協定附屬甲表ニ掲ケタル留保ヲ條件トシテ千九百三十二年十一月十五日後モ引續キ英本國ヘ無稅輸入ヲ許可スヘキ命令ヲ該法第四節ノ規定ニ從ヒ制定スヘキコトヲ約ス

第二條

英本國政府ハ本協定附屬乙表ニ掲クル外國品ニ對シ現行關稅（若シアルトキハ）ニ代ヘ同表所載ノ關稅ヲ課スルニ必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第三條

英本國政府ハ本協定附屬丙表ニ掲クル種類ノ南「アフリカ」品ニシテ帝國特惠關稅ノ許與スル現行ノ法律及規則ニ適合スルモノニ對シ同樣ノ外國品ニ比シ同表ニ定ムル特惠ノ開キヲ確保スル爲

必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第四條

英本國政府ハ千九百三十二年ノ輸入稅法第一節ニ依リ丁表ニ揭クル外國品ニ對シ課セラレタル從價一割ノ一般稅ハ南「アフリカ」政府ノ同意アル場合ヲ除クノ外之ヲ輕減セサルヘク又砂糖及葡萄酒ニ對スル特惠ノ現在ノ開キハ（本協定ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外）同樣ノ同意ナクシテ之ヲ縮少セサルヘキコトヲ約ス

第五條

銅ニ對シテ本協定ニ規定シタル關稅ハ英帝國ノ銅ノ生產者カ英本國內ニ於ケル最初ノ賣買ニ際シテ世界的價格ヲ超過セサル價格ニテ右品ヲ引續キ提供スルコトヲ以テ條件トス

第六條

英本國政府ハ外國產葉煙草ニ對スル關稅カ一封度ニ付二「シリング」二分ノ一「ペンス」ヲ下ラサル限リ帝國特惠關稅ノ許與ニ關スル現行ノ法律及規則ニ適合スル煙草ニ對シ外國產煙草トノ特惠ノ現在ノ開キヲ本協定ノ日附ノ日ヨリ十年間確保スヘキ法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ但シ外國產葉煙草ニ對スル關稅カ一封度ニ付二「シリング」二分ノ一「ペンス」ヲ下リタル場合ニ於テハ特惠ノ開キハ右關稅全額ニ等シカルヘシ

第七條

英本國政府ハ羊肉及仔羊肉ノ英本國ヘノ輸入調節ニ關シ議會ヨリ得ルコトアルヘキ何等カノ權限ヲ行使スルニ當リテハ南「アフリカ」產ノ羊肉及仔羊肉ノ輸入ノ爲規定ヲ設クヘシ

第八條

英本國政府ハ非自治植民地及保護領ノ政府ニ對シ英帝國ノ何レカノ地方ニ現ニ與フル特惠ヲ南「アフリカ」聯邦ニ與フヘキコトヲ要請スヘシ

第九條

南「アフリカ」政府ハ戊表ニ揭クル種類ノ英本國品ニ對シ同樣ノ外國品ニ比シ同表所載ノ特惠ノ開キヲ確保スル爲必要ナル法令ノ可決ヲ議會ニ要請スヘシ

第十條

南「アフリカ」政府ハ己表ニ揭クル種類ノ外國品ニ對シ同表所載ノ從量稅ノ賦課ヲ議會ニ要請スヘク又同樣ノ英本國品ニ對スル現行關稅率ノ變更ニシテ現ニ許與セラルル特惠ノ開キニ減少ヲ來スヘキ如何ナル變更ヲモ爲サス又斯ノ如キ變更ヲ包含スル法令ノ可決ヲ議會ニ要請セサルコトヲ